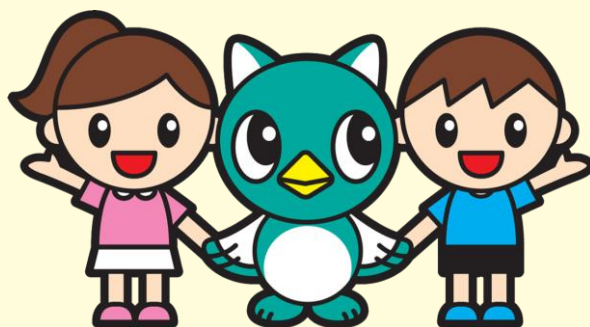


八千代市こども計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



「すべてのこどもが健やかに育つまち やちよ」
をめざして

令和7年3月

令和8年3月改訂



八千代市

はじめに



本市では、教育、保育、地域子ども・子育て支援事業等の提供体制や質の確保、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画を策定し、待機児童解消に取り組むとともに、子育てを地域全体で支援し、こどもを生み、育てる喜びを実感できるまちの実現を目指して、取組を推進してきました。

一方、国は令和5年4月にこども基本法を施行し、こども家庭庁を設置するなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組は加速しております。

また、近年のこども・若者の課題はさらに複雑・多様化し、子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化しており、あらゆる角度から支援する必要があります。

こうした中、国や県の動向と整合性を図りつつ、こども・若者・子育て家庭を取り巻く環境の変化を捉え、様々なニーズに合わせた質の高いこども・子育て施策を提供し、こども・若者が将来への夢や希望を描きながら成長できる環境を構築していくため、「すべてのこどもが健やかに育つまち やちよ」をめざして、「八千代市こども計画」を策定いたしました。

本計画では、こども施策をより一層推進するため、これまで以上に切れ目なくこども・若者施策に取り組んでまいります。

各種施策の展開にあたりましては、関係機関と緊密な連携を図り、全庁横断的に職員が一丸となり、地域全体で取組を進めていくことが不可欠でありますことから、市民の皆様には、これまでと同様に、本市のこども行政に御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、活発な御議論、御提言を賜りました「八千代市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「各種アンケート調査」、「パブリックコメント」を通して貴重な御意見を頂きました市民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和7年3月

八千代市長 服部友則

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象.....	4
第2章 こども・子育てを取り巻く現状	5
1 八千代市の状況.....	6
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	24
3 こども計画策定へ向けた課題.....	47
第3章 計画の基本的な考え	51
1 基本理念.....	52
2 基本的視点と基本目標.....	52
3 施策の体系.....	55
4 事業一覧.....	56
第4章 施策の展開	59
基本目標1 すべてのこどもの最善の利益を図ります.....	60
基本目標2 こどもが学び成長できる環境を整えます.....	67
基本目標3 質の高い教育・保育の環境を整えます.....	70
基本目標4 安心してこどもを生き育てることができる環境を整えます.....	74
基本目標5 仕事と子育てを両立することができる支援を充実します.....	79
基本目標6 こどもや子育て家庭を地域で見守り、支える支援を充実します.....	81
基本目標7 こどもや子育て家庭が安心・快適に暮らすことができる支援を充実します.....	84
第5章 子ども・子育て支援事業計画	87
1 教育・保育等の提供区域の設定.....	88
2 乳幼児期の教育・保育等の充実.....	90
3 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	101

第6章 計画の推進.....	117
1 計画の推進体制及び評価.....	118
2 計画の成果指標.....	119
資料編.....	121
1 策定経過.....	122
2 八千代市子ども・子育て会議委員名簿.....	123
3 「アンケート調査結果からみえる現状」についての生活困難層の分類.....	124
4 地区別人口推計結果.....	125
5 用語解説.....	132

第1章

計画の策定にあたって

—

1 計画策定の背景と趣旨

近年、急速な少子高齢化・核家族化の進展を背景に、こどもを取り巻く環境が変化する中、社会全体でこどもの健やかな育ちと子育てを支えることが重要となっています。また、ヤングケアラーや不登校・いじめ・ひきこもり・貧困等、悩みがあっても相談しない・できない、居心地がよいと感じる場所がないなど、生きづらさを抱えるこども・若者の課題は複雑化・多様化しています。

本市では、子育てを地域全体で支援していくことを目指し、待機児童の解消、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、地域におけるこども・子育て支援の充実を図ることとして、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした、第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画を策定し、取組を推進してきました。

国では、令和5年4月にこども基本法が施行され、同年12月にこども施策を総合的に推進するための「こども大綱」、少子化や人口減少を反転させるための「こども未来戦略」が策定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組は、最優先で取り組むべき重要事項の一つとなっています。また、こども基本法において、市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画（以下「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとされました。

こうした中、国や千葉県の動向に的確に対応するとともに、社会情勢の様々な変化により、複雑化・多様化している課題に対し、あらゆる分野から横断的にこども・若者施策を推進する必要があります。様々なニーズに合わせた質の高いこども・子育て支援サービスの提供や、こども・若者が将来への夢や希望を描きながら成長できる環境を構築するため、令和7年度を始期とする次期計画の策定に当たっては、八千代市こども計画を新たに策定します。



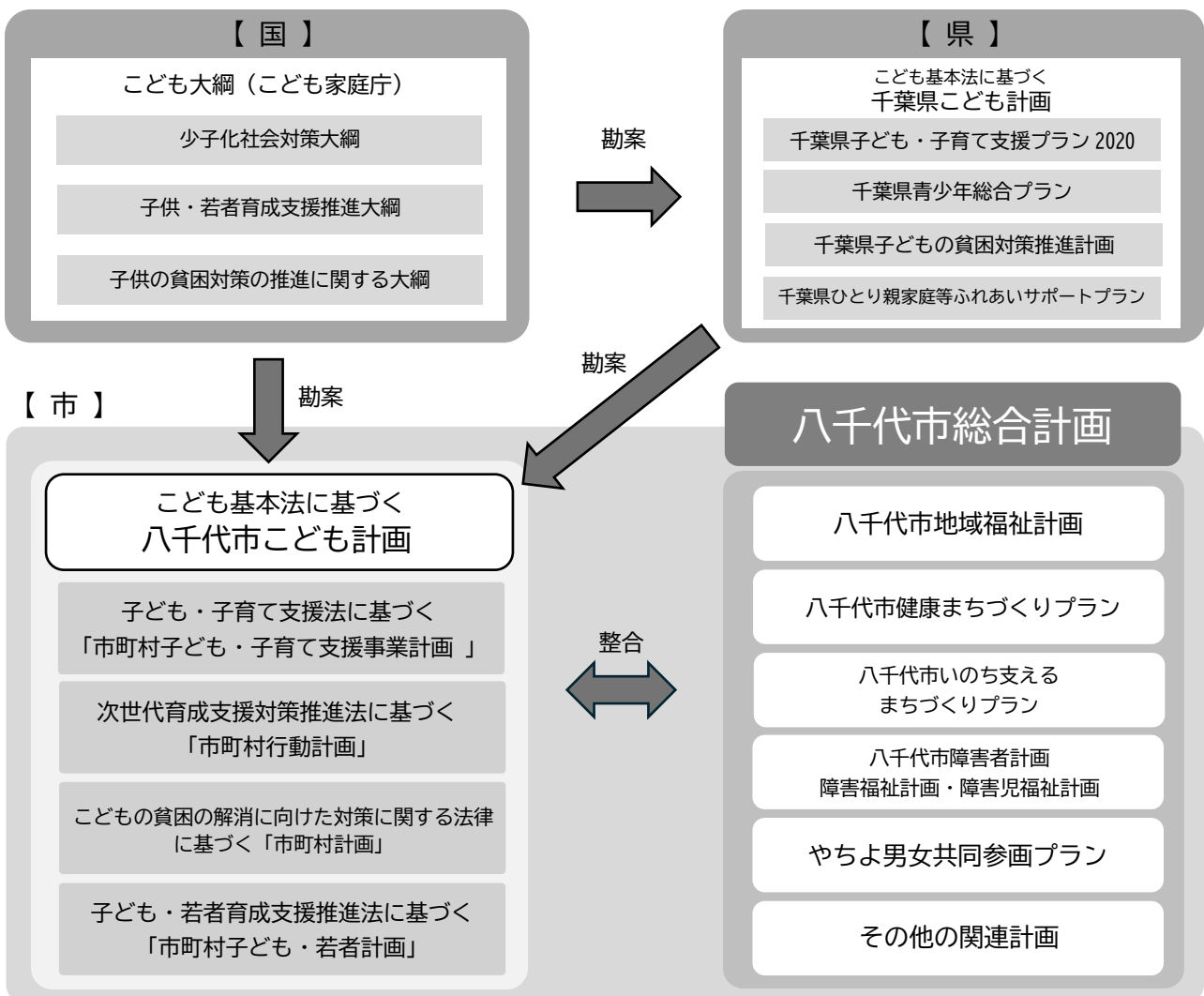
2 計画の位置づけ

こども大綱は、これまで個別に策定されてきた「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく既存の3つのこどもに関する大綱と一体的に策定されました。

こども基本法において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとされています。また、市町村こども計画は、各種法令の規定により市町村が策定する計画であって、こども施策に関する事項を定めるものと一体として策定することが可能とされています。

本市では、関連する計画を一体とすることで、ライフステージに応じた切れ目のない支援の円滑な実施や、市民のわかりやすさの向上等の効果が見込まれることから、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する法律に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含した一体的な計画として新たに八千代市こども計画を策定します。

さらに、八千代市のまちづくりの方向性を示した「八千代市総合計画」のめざす将来都市像である「人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ」を上位計画として、関連計画等と整合を図ります。



3 計画の期間

八千代市こども計画に包含する計画の内、「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「市町村行動計画」の計画期間は、各法律（子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法）において5年と定められているため、八千代市こども計画は、令和7年度から令和11年度の5年間の計画期間とします。

また、中間年を目安として、必要に応じて計画の見直しを行います。

(年度)

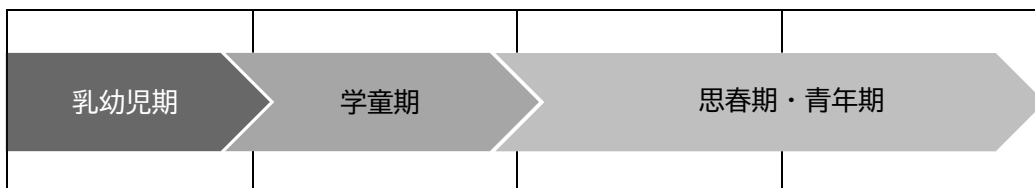
R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
八千代市こども計画				
		(見直し)		

4 計画の対象

こども基本法において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。本計画においての対象は、乳幼児期を経て青年期に至るまでの、おおむね30歳未満までの者としてします。ただし、施策に応じて対象となる年齢に幅を持たせます。

それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支えられるよう関係機関と連携しながら、柔軟な対応を行うこととします。

【こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応】



こども基本法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記としています。本計画においても、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合等を除き、原則「こども」を用いることとします。

第2章

こども・子育てを取り巻く現状

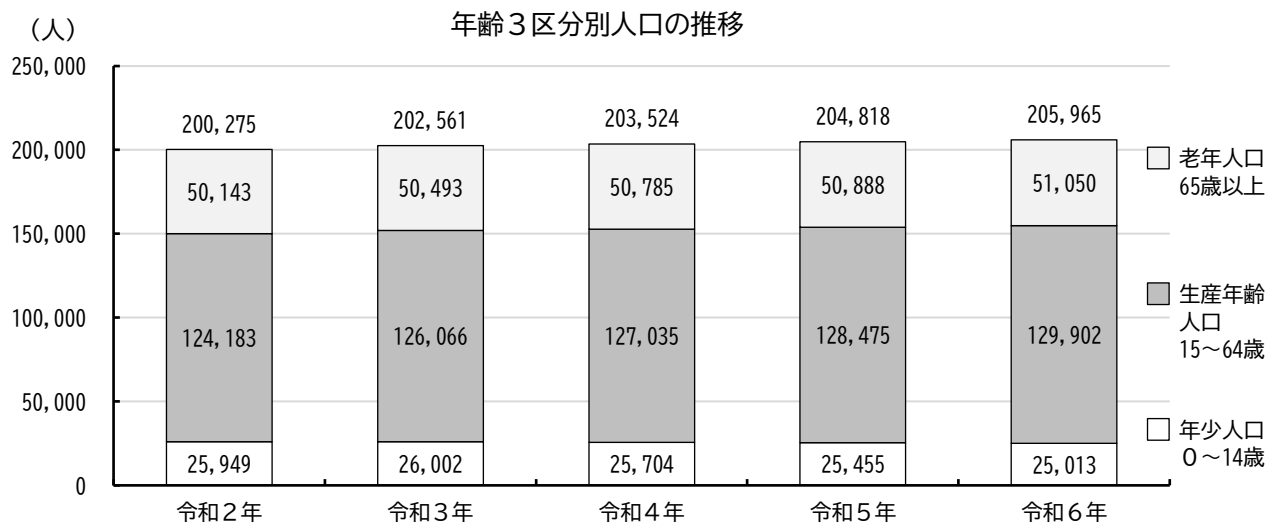


1 八千代市の状況

(1) 人口の状況

《年齢3区分別人口の推移》

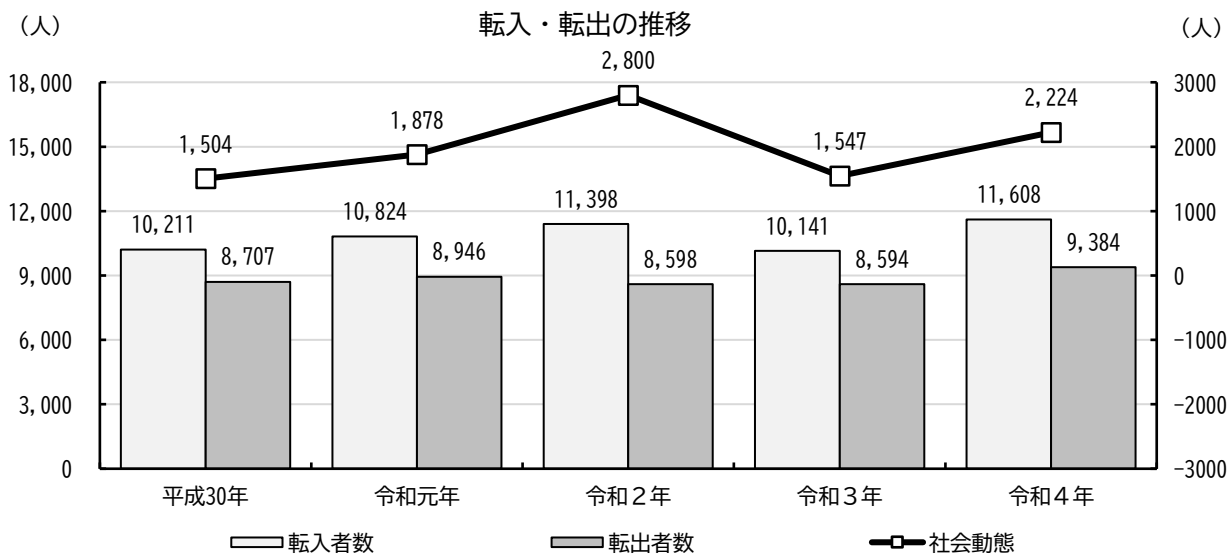
本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、令和6年で 205,965 人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14 歳）は減少しているのに対し、老年人口（65 歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

《転入・転出の推移》

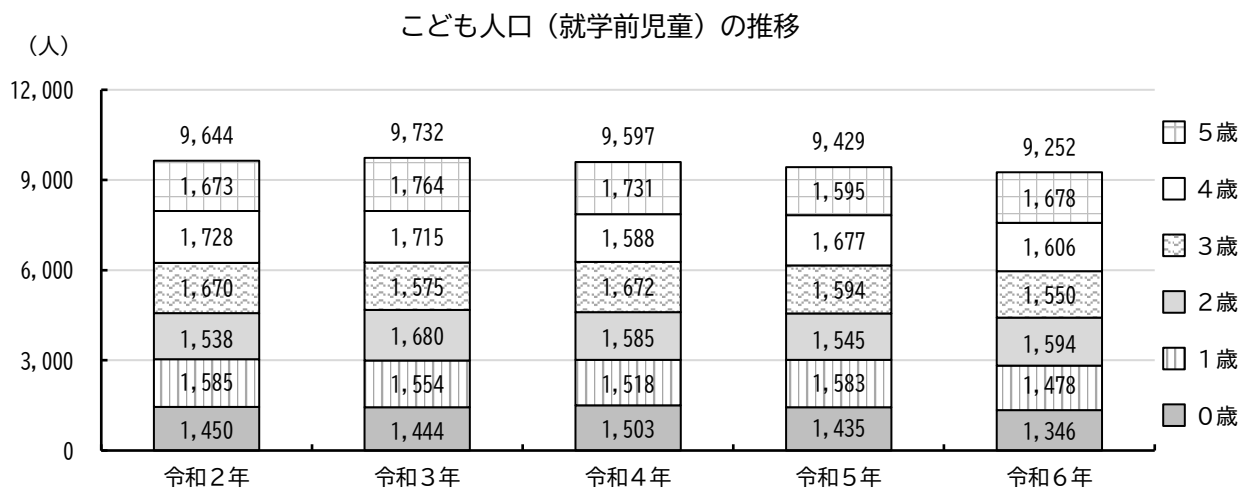
本市の社会動態は、平成30年以降、増加（転入超過）で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

《年齢別就学前児童数の推移》

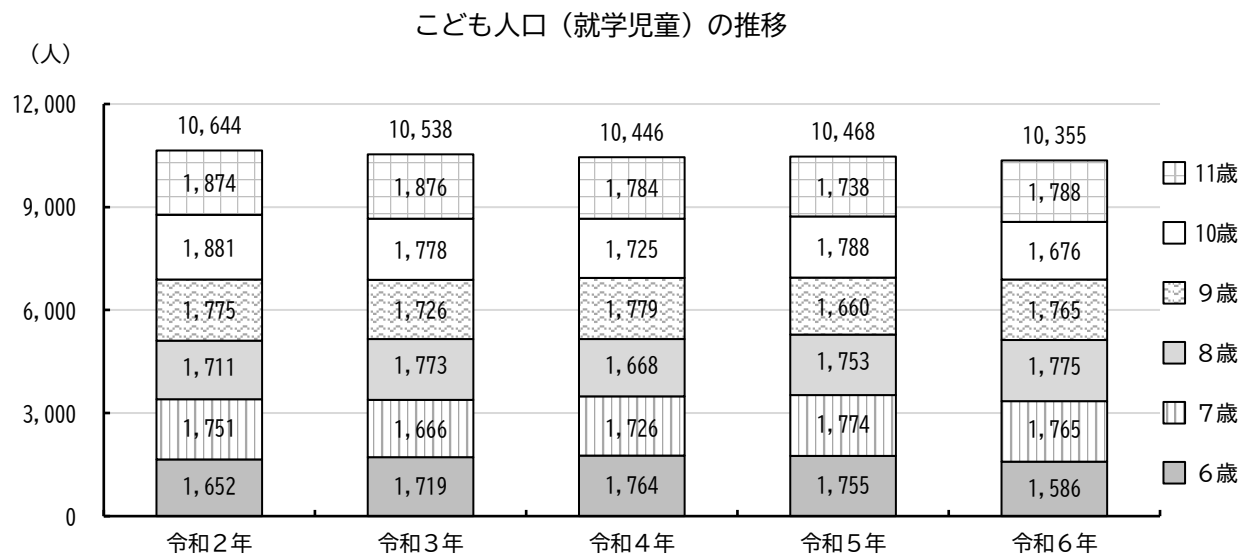
本市の0歳から5歳のこども人口は、令和3年以降減少しており、令和6年3月31日現在で9,252人となっています。令和2年と比較して、2歳と5歳のこども人口は微増しているものの、その他の年齢では減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

《年齢別就学児童数の推移》

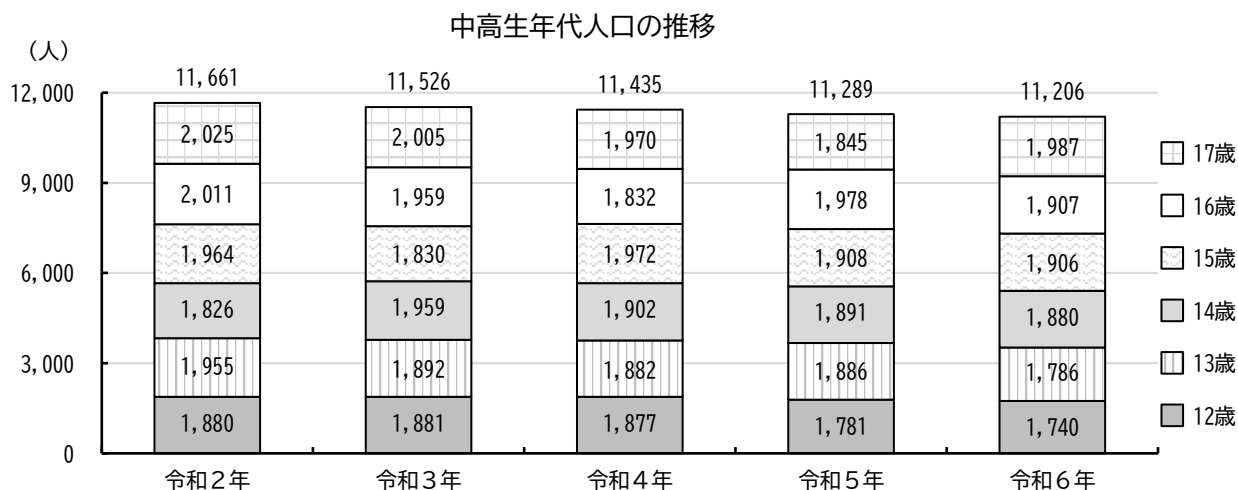
本市の6歳から11歳のこども人口は、令和2年以降減少傾向にあり、令和6年3月31日現在で10,355人となっています。令和2年と比較して、特に、10歳のこどもで減少率が高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

《中高生年代人口の推移》

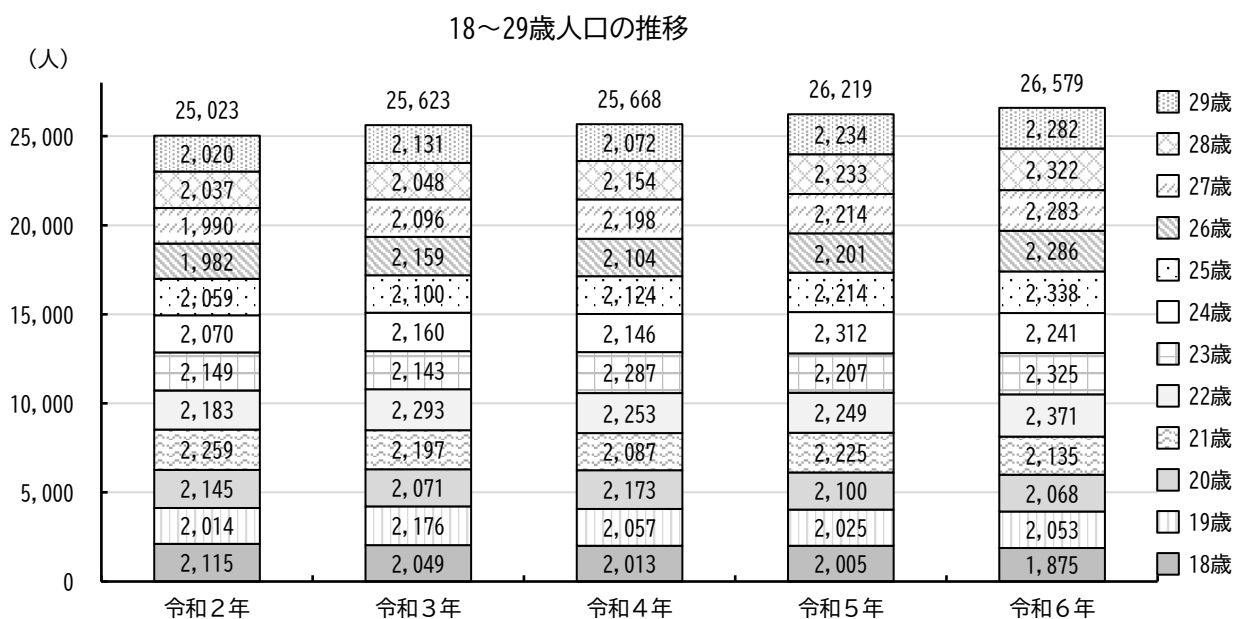
本市の12歳から17歳の中高生年代人口は、令和2年以降年々減少しており、令和6年3月31日現在で11,206人となっています。令和2年と比較して、特に、12～13歳の中学生年代で減少率が高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

《18～29歳人口の推移》

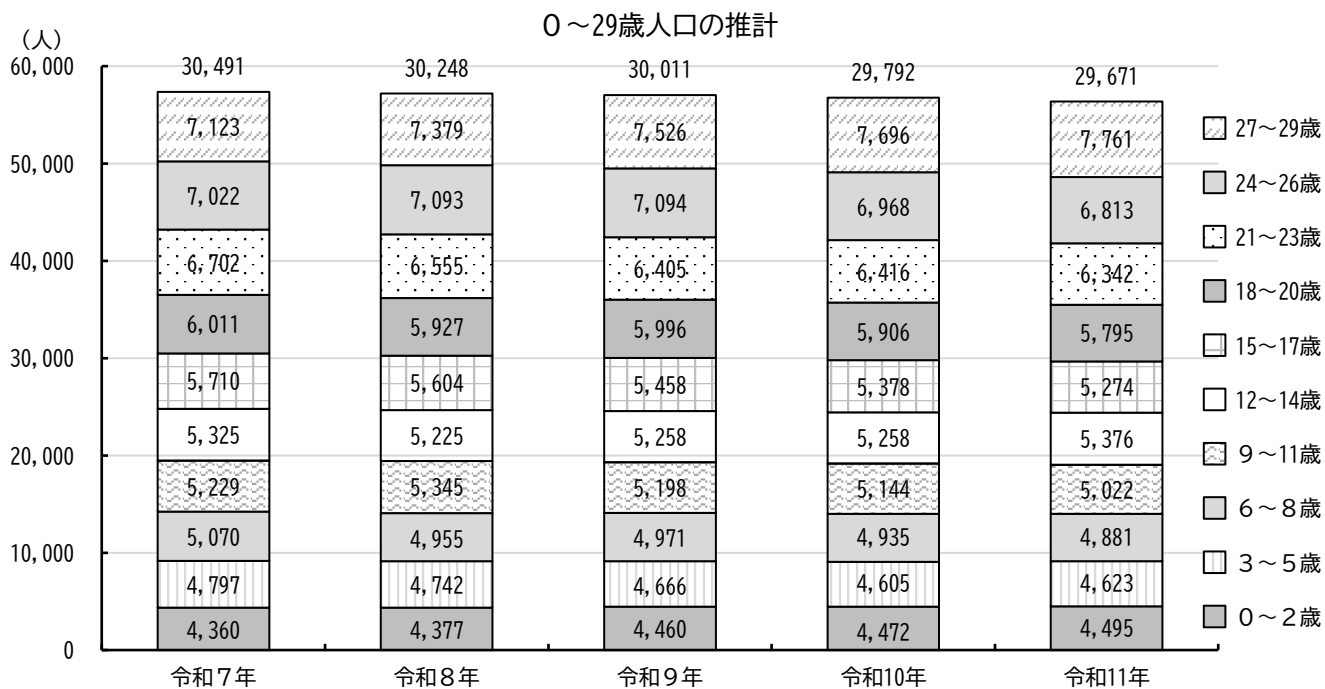
本市の18歳から29歳の人口は、令和2年以降年々増加しており、令和6年3月31日現在で26,579人となっています。令和2年と比較して、特に、25～29歳で増加率が高くなっています。一方で、18歳、20歳、21歳では減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

《0～29歳人口の推計》

令和2年から令和6年までの各年3月31日現在の住民基本台帳の人口を基に、本市の0歳から29歳までの人口をコーホート変化率法により推計したところ、0歳から29歳までの人口は、全体では徐々に減少していくことが見込まれます。一方で、27～29歳の人口については増加していくことが見込まれます。



資料：住民基本台帳に基づく推計（各年3月31日現在）

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

0～29歳人口の推計

単位：人

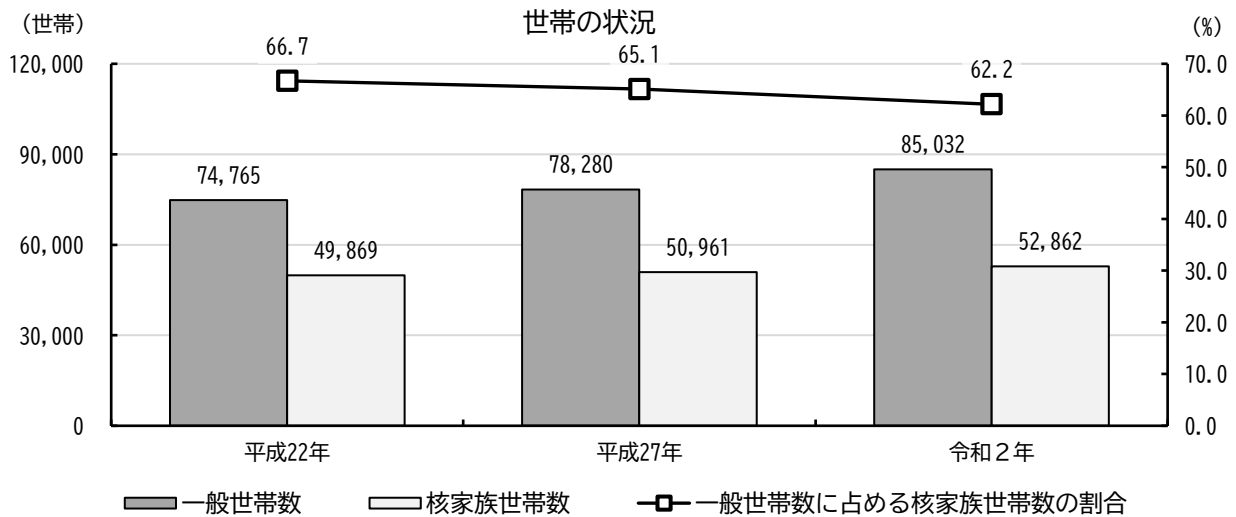
年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	1,422	1,421	1,426	1,434	1,442
1歳	1,419	1,498	1,496	1,501	1,510
2歳	1,519	1,458	1,538	1,537	1,543
3歳	1,607	1,532	1,470	1,550	1,550
4歳	1,568	1,628	1,552	1,487	1,569
5歳	1,622	1,582	1,644	1,568	1,504
6歳	1,695	1,640	1,601	1,661	1,586
7歳	1,597	1,706	1,650	1,611	1,671
8歳	1,778	1,609	1,720	1,663	1,624
9歳	1,782	1,786	1,616	1,728	1,669
10歳	1,770	1,788	1,792	1,622	1,730
11歳	1,677	1,771	1,790	1,794	1,623
12歳	1,790	1,679	1,773	1,791	1,795
13歳	1,746	1,796	1,685	1,780	1,798
14歳	1,789	1,750	1,800	1,687	1,783
15歳	1,891	1,799	1,759	1,810	1,696
16歳	1,907	1,892	1,801	1,761	1,811
17歳	1,912	1,913	1,898	1,807	1,767
18歳	2,013	1,939	1,941	1,922	1,832
19歳	1,908	2,045	1,974	1,976	1,952
20歳	2,090	1,943	2,081	2,008	2,011
21歳	2,107	2,128	1,981	2,121	2,047
22歳	2,230	2,203	2,224	2,076	2,223
23歳	2,365	2,224	2,200	2,219	2,072
24歳	2,349	2,385	2,239	2,223	2,237
25歳	2,265	2,375	2,411	2,263	2,247
26歳	2,408	2,333	2,444	2,482	2,329
27歳	2,381	2,508	2,427	2,545	2,582
28歳	2,352	2,448	2,581	2,494	2,615
29歳	2,390	2,423	2,518	2,657	2,564

資料：住民基本台帳に基づく推計（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

《一般世帯・核家族世帯の状況》

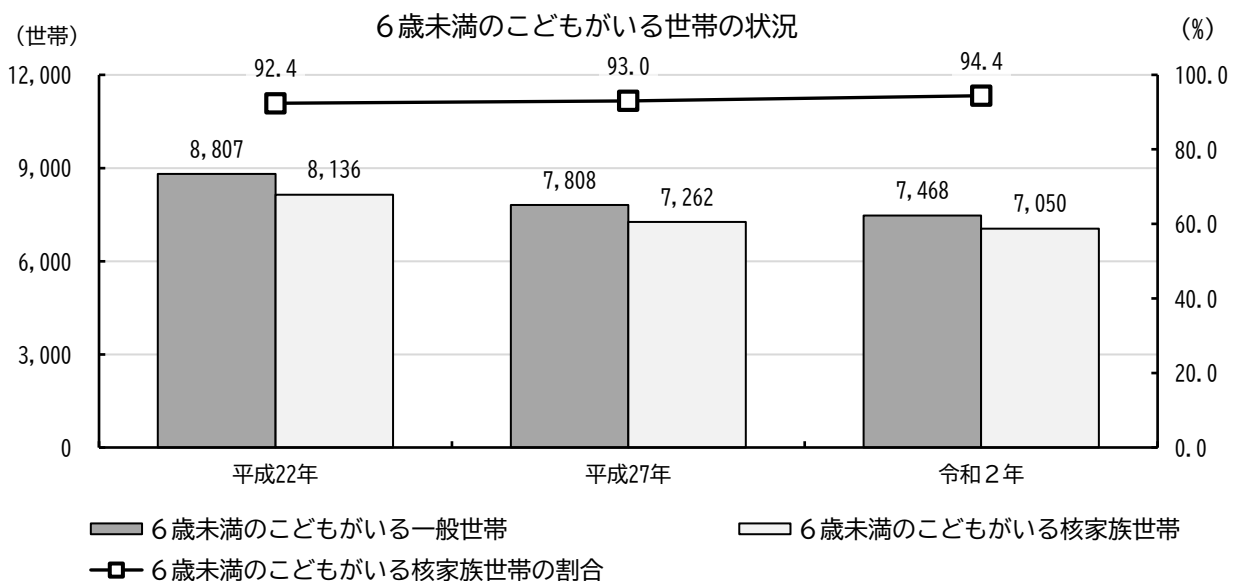
本市の核家族世帯数は増加傾向にあり、令和2年で52,862世帯となっています。一方、一般世帯に占める核家族世帯の割合は年々減少しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

《6歳未満の子どもがいる世帯の状況》

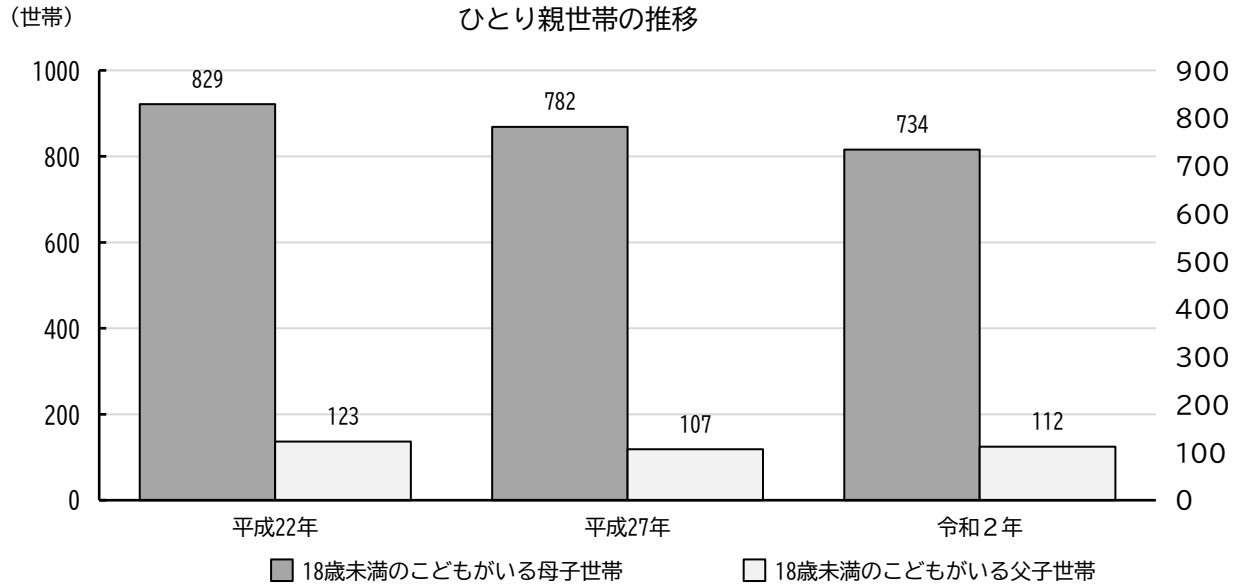
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数と核家族世帯数は年々減少しており、令和2年でそれぞれ7,468世帯、7,050世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は9割でほぼ横ばいとなっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

《ひとり親世帯の推移》

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は、年々減少傾向にあり、令和2年で734世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯数は100世帯程度で推移しています。

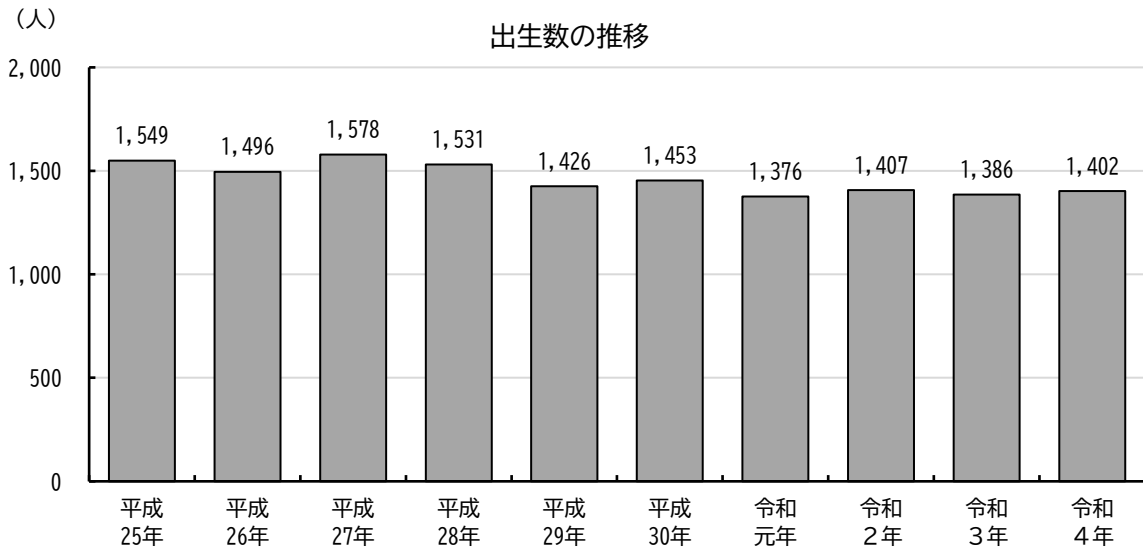


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 出生の状況

《出生数の推移》

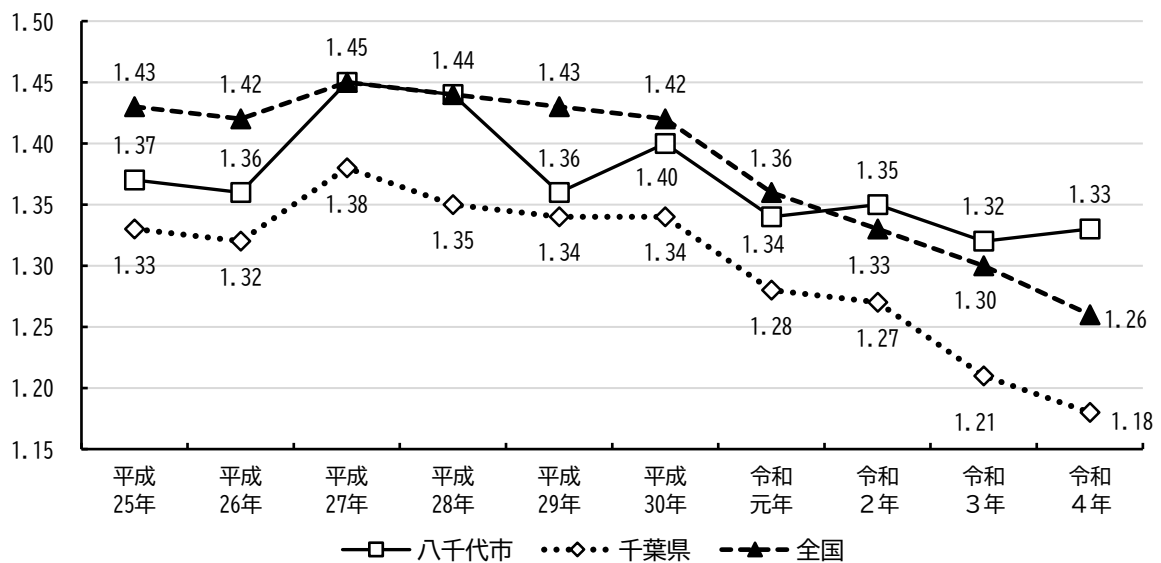
本市の出生数は増減を繰り返し推移していますが、平成25年から10年間で約150人減少しており、令和4年で1,402人となっています。



資料：千葉県衛生統計年報

《合計特殊出生率の推移》

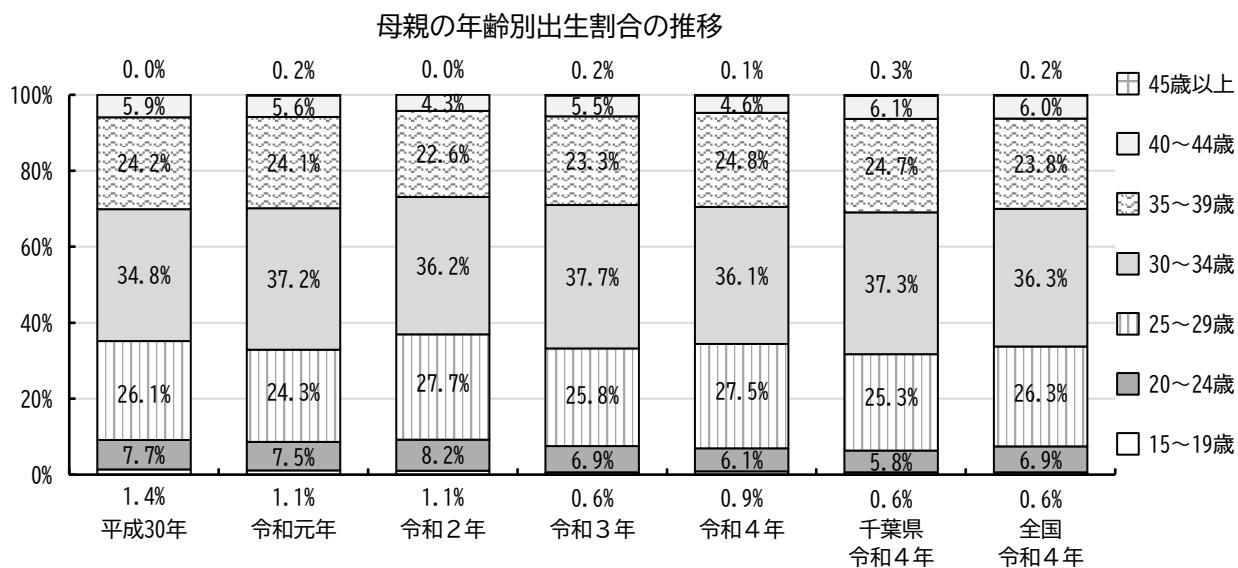
本市の合計特殊出生率は、増減を繰り返しながら推移しており、令和4年で1.33となっています。また、全国や県と比較すると、令和2年以降、全国・県より高い値で推移しています。



資料：千葉県衛生統計年報

《母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移》

本市の母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、平成30年に比べ令和4年で29歳以下の割合が微減し、30歳以上の割合が微増しています。また、全国や県と比較すると、25～29歳、及び35～39歳の割合が全国・県より高くなっています。

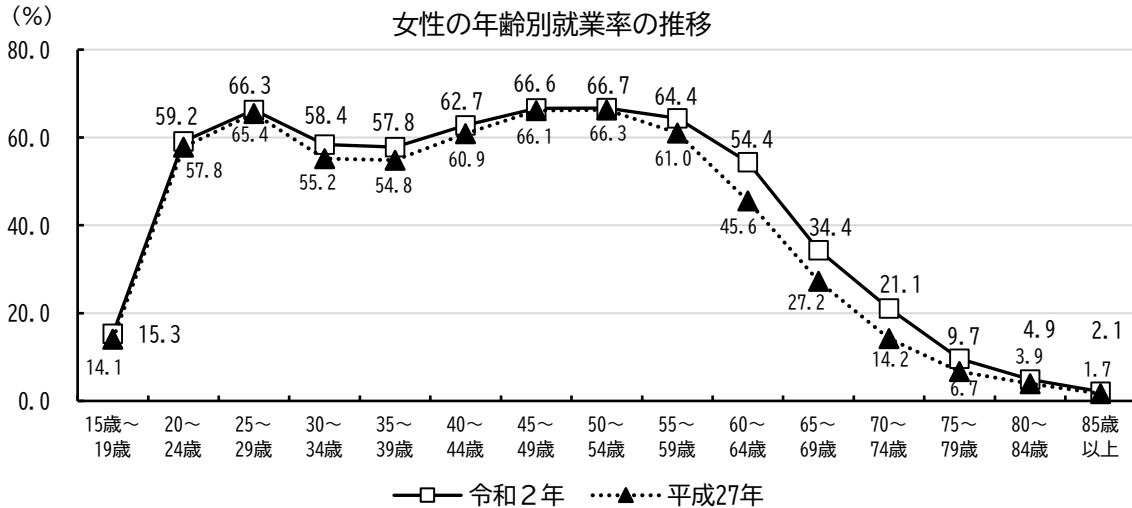


資料：千葉県衛生統計年報

(4) 就業の状況

≪女性の年齢別就業率の推移≫

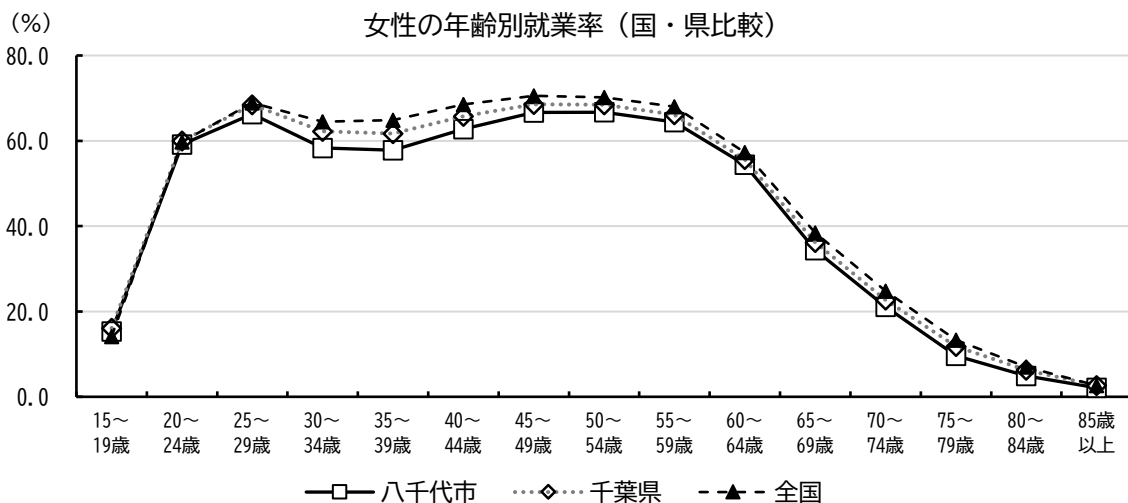
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に減少し、再び増加するM字カーブを描いています。減少の大きい30～44歳の就業率は、平成27年から令和2年にかけて上昇しており、M字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

≪女性の年齢別就業率の推移（国・県比較）≫

本市の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年代で全国、県に比べ低く、特に30歳代で差がみられます。

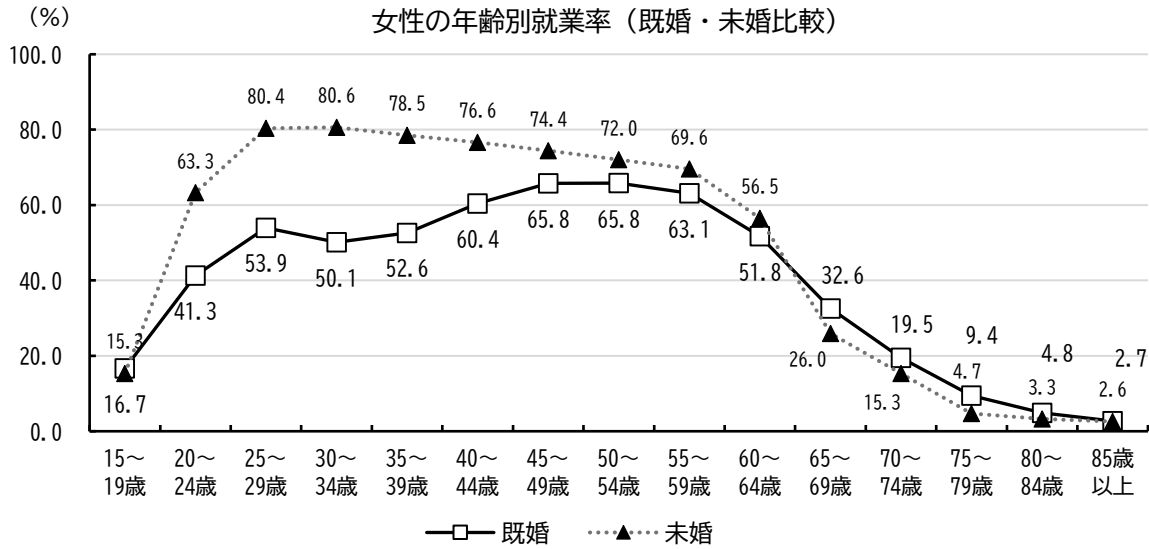


	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
八千代市	15.3	59.2	66.3	58.4	57.8	62.7	66.6	66.7	64.4	54.4	34.4	21.1	9.7	4.9	2.1
千葉県	16.1	60.0	68.5	62.2	61.7	65.7	68.6	68.5	66.1	55.6	36.2	22.7	11.8	6.3	2.6
全国	14.2	59.7	68.9	64.5	64.9	68.5	70.6	70.2	68.0	57.3	38.5	24.8	13.3	7.0	2.6

資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

《女性の年齢別就業率の推移（既婚・未婚比較）》

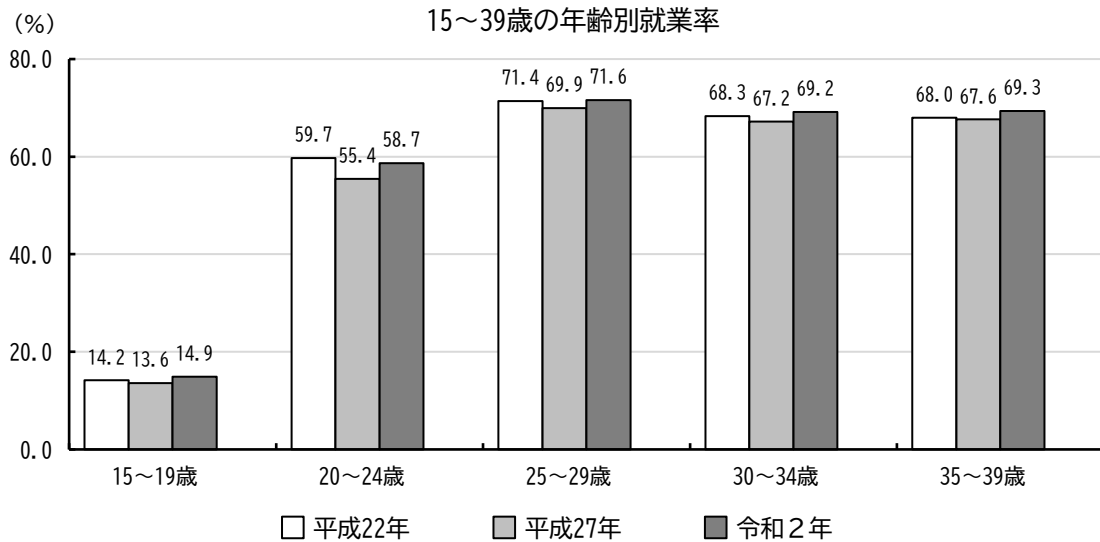
本市の令和2年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から40歳代半ばにおいて既婚者に比べ6～30ポイントほど未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

《15～39歳の年齢別就業率の推移》

本市の令和2年の15～39歳の年齢別就業率をみると、平成22年に比べ、全体的にほぼ横ばいとなっています。

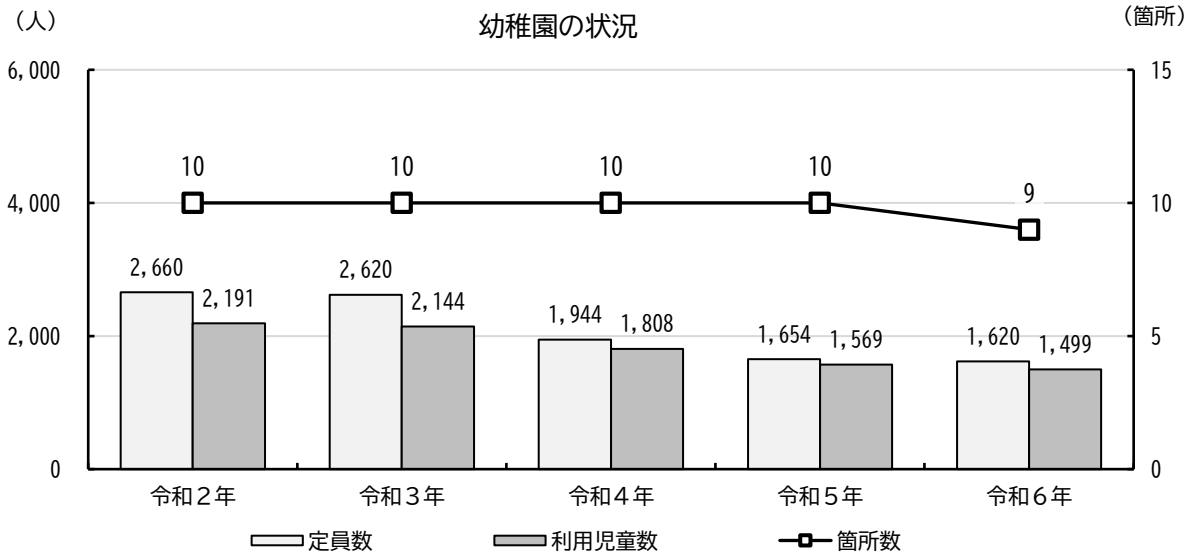


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 教育・保育サービス等の状況

≪幼稚園の状況≫

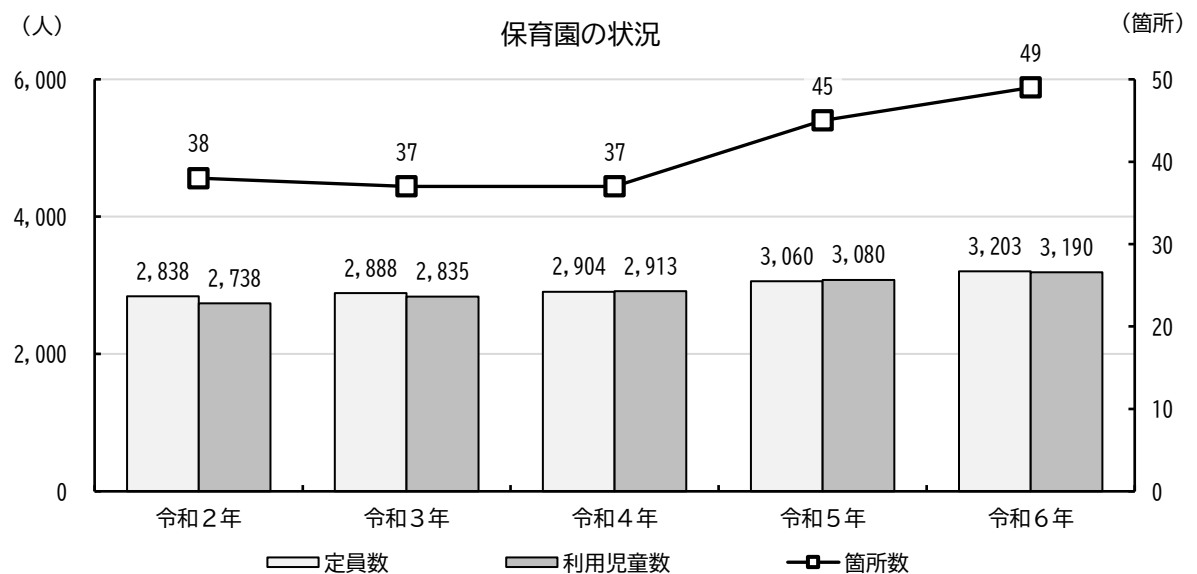
本市の幼稚園の状況を見ると、定員数・利用児童数・箇所数は減少傾向にあり、利用児童数は令和6年で1,499人となっています。



資料：子ども保育課（各年5月1日現在）

≪保育園の状況≫（認定こども園を除く）

本市の保育園の状況を見ると、定員数・利用児童数・箇所数ともに増加傾向にあり、令和2年に比べ令和6年で定員数が365人、利用児童数が452人、箇所数が11箇所増加しています。

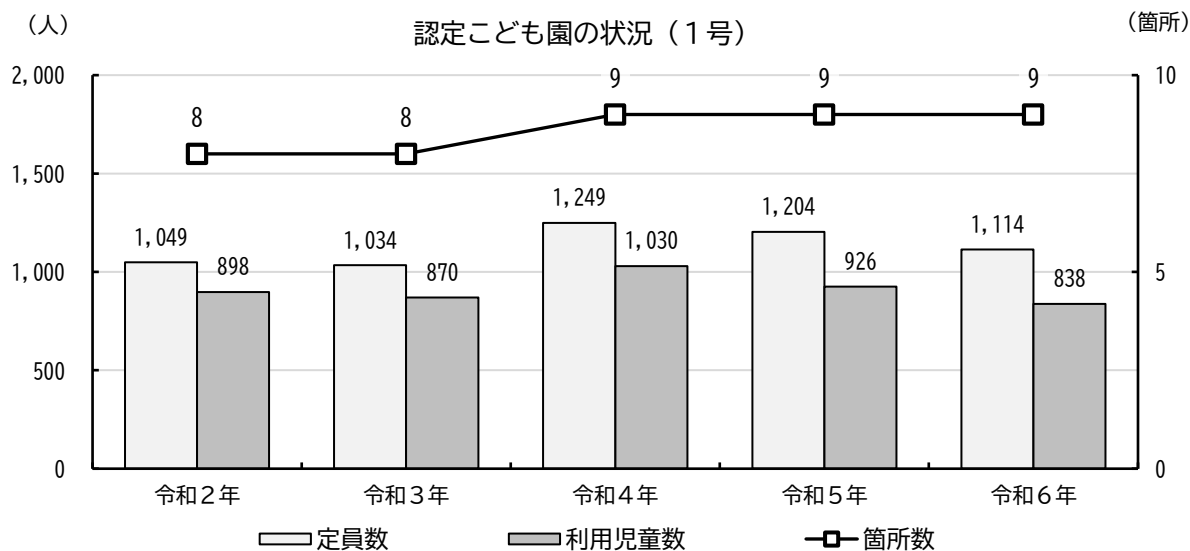


資料：子ども保育課（各年4月1日現在）

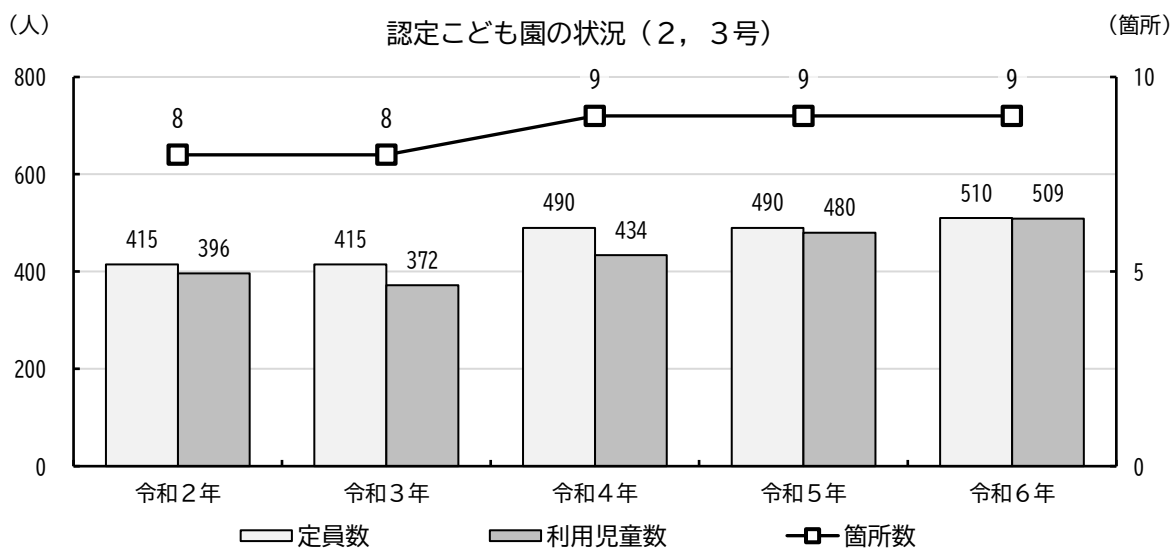
《認定こども園の状況》

本市の認定こども園の状況をみると、定員数・利用児童数は増減を繰り返しながら推移しており、令和4年以降では減少しています。箇所数は令和4年以降では横ばいとなっています。

支給認定区分の1号認定（3歳以上の小学校就学前で学校教育のみを受ける児童）では、令和6年で定員数1,114人に対し、利用児童数は838人となっています。

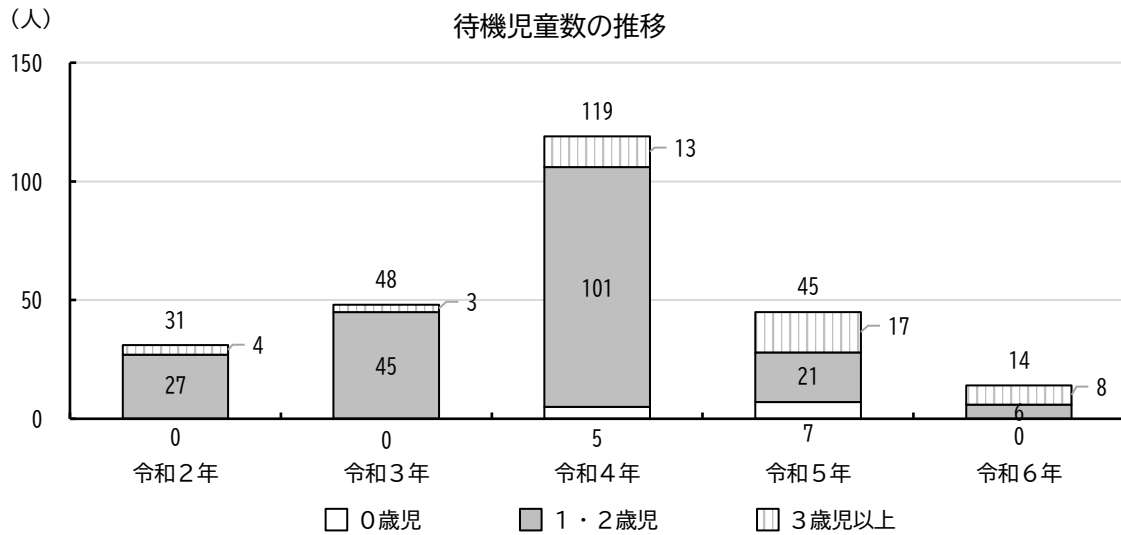


2号認定（満3歳以上の小学校就学前で保育を必要とする児童）、3号認定（満3歳未満で保育を必要とする児童）の認定こども園では、定員数・利用児童数はともに増加傾向にあり、令和2年に比べ令和6年で定員数は95人、利用児童数は113人増加しています。箇所数は令和4年以降では横ばいとなっています。



《待機児童数の推移》

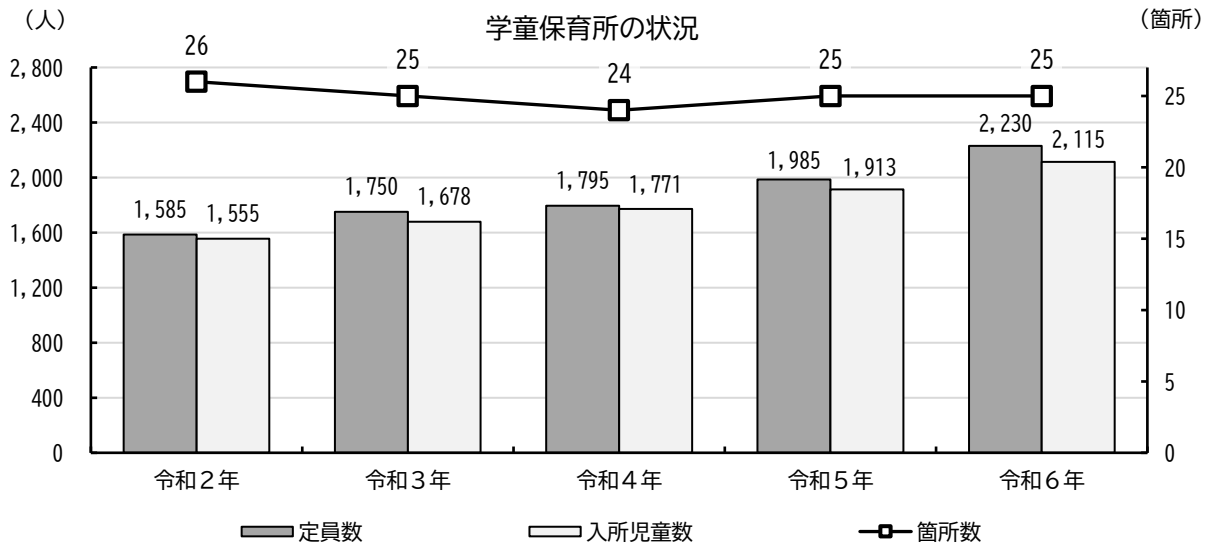
本市の待機児童数の推移をみると、待機児童は令和4年にかけて年々増加していましたが、その後は減少し、令和6年で14人となっています。



(6) 学童保育所の状況

《学童保育所の状況》

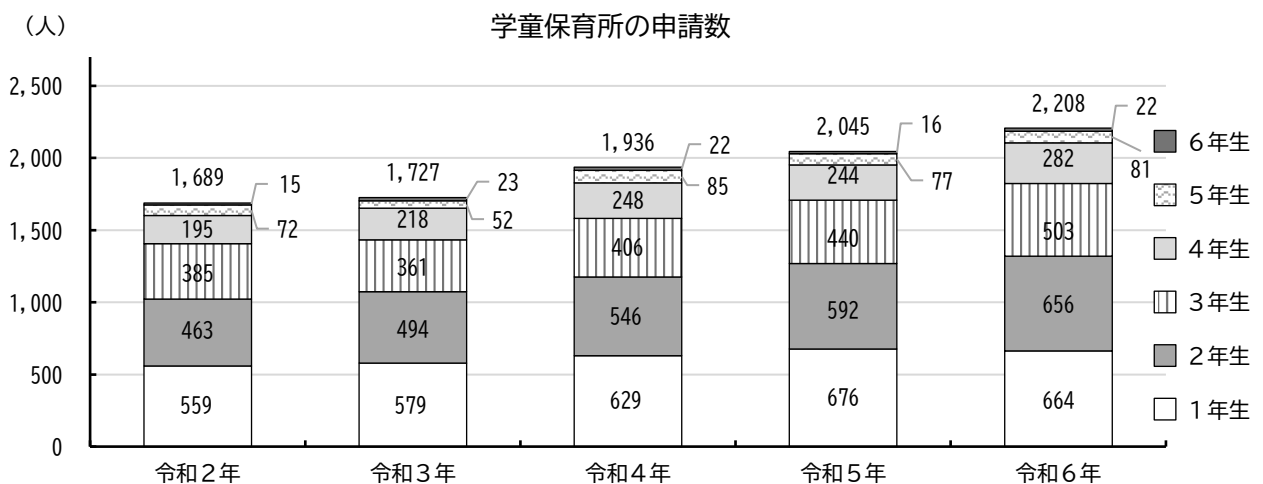
本市における学童保育所の定員数は年々増加しています。入所児童数についても年々増加しており、令和6年で2,115人となっています。



資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

《学童保育所の申請数》

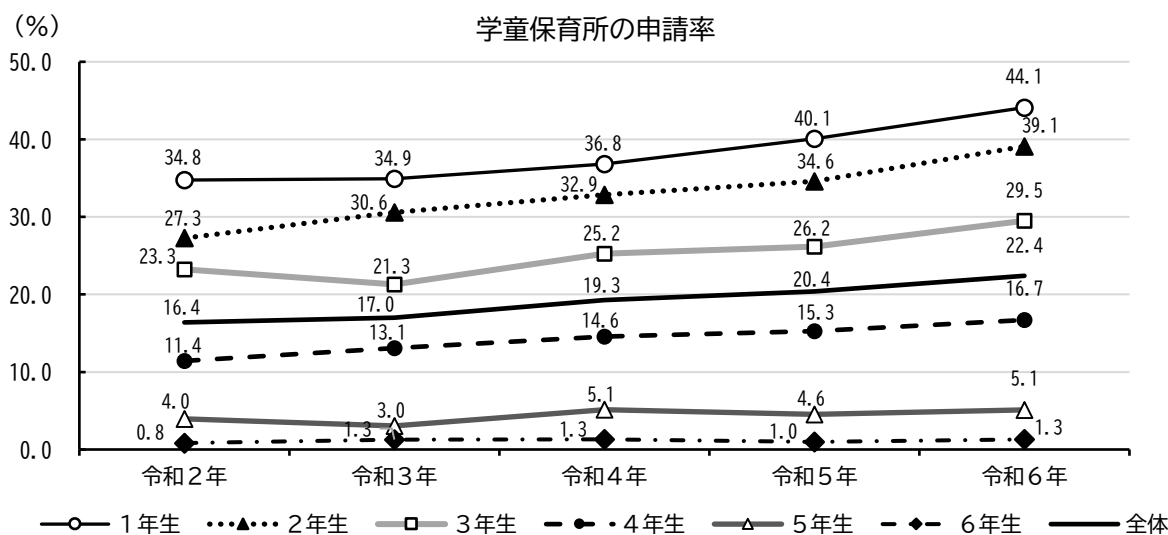
本市の学童保育所の申請数は年々増加しています。全体では、令和2年に比べ令和6年で519人増加し、2,208人となっています。学年別の増加数としては、2年生が最も多く193人増加しており、増加率は、約1.4倍となっています。



資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

《学童保育所の申請率》

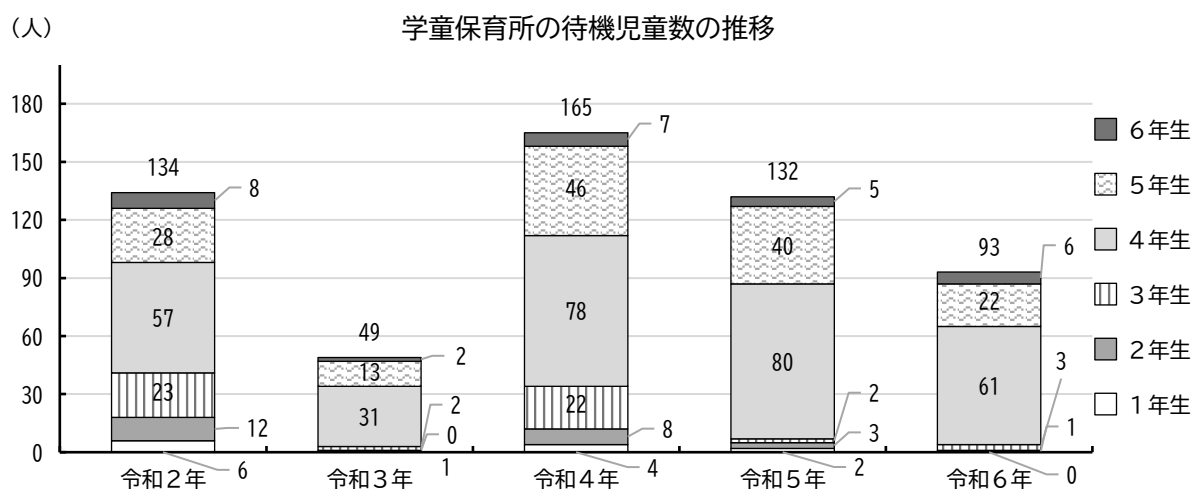
本市の学童保育所の申請率は年々増加しています。全体では、令和2年に比べ令和6年で6.0ポイント増加し22.4%となっています。学生別では、1年生が9.4ポイント増加し44.1%と最も高くなっています。



資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

《学童保育所における待機児童数の推移》

本市の学童保育所における待機児童数の推移をみると、待機児童数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和6年で93人となっています。待機児童の内訳としては、4年生と5年生に多く生じています。

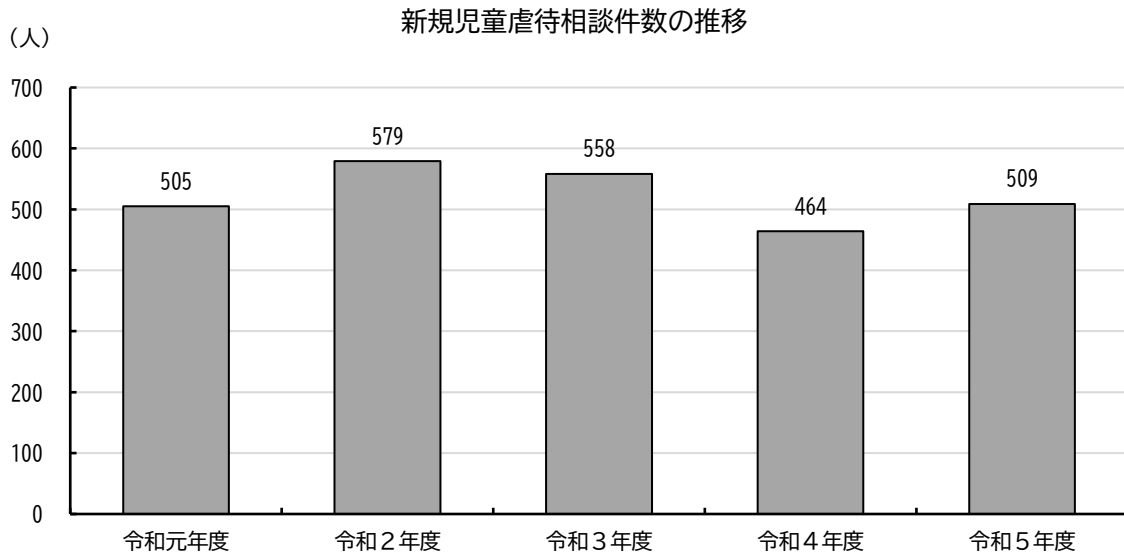


資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

(7) その他の状況

《児童虐待相談件数の推移》

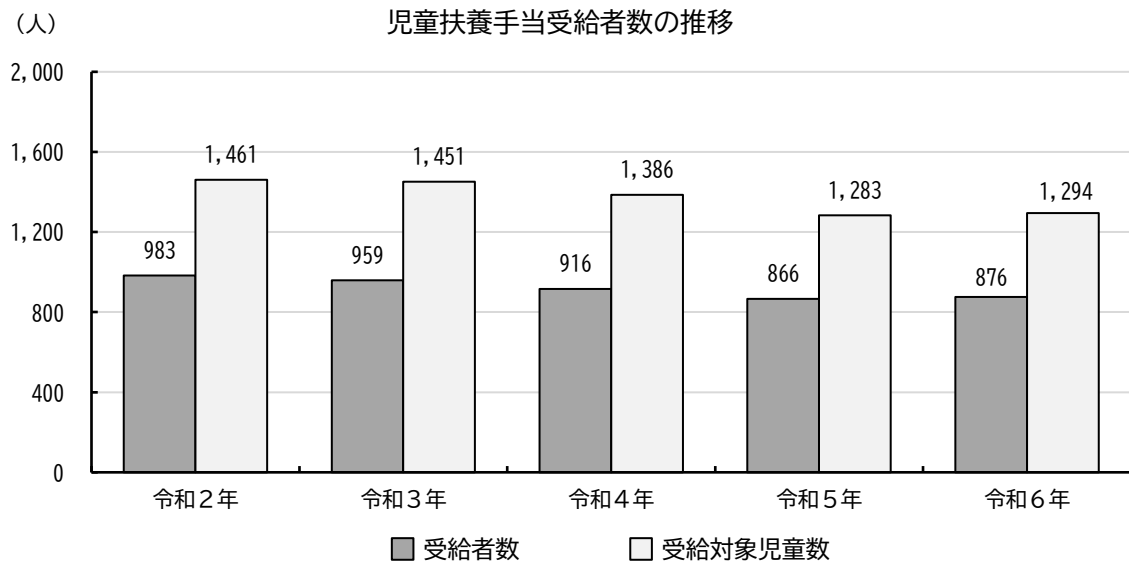
本市の新規児童虐待相談件数はここ数年高い数値で推移しており、令和5年度は509件となっています。



資料：子ども相談センター

《児童扶養手当受給者数の推移》

本市の児童扶養手当受給者数は年々減少傾向となっており、令和6年で受給者数が876人、受給対象児童数が1,294人となっています。

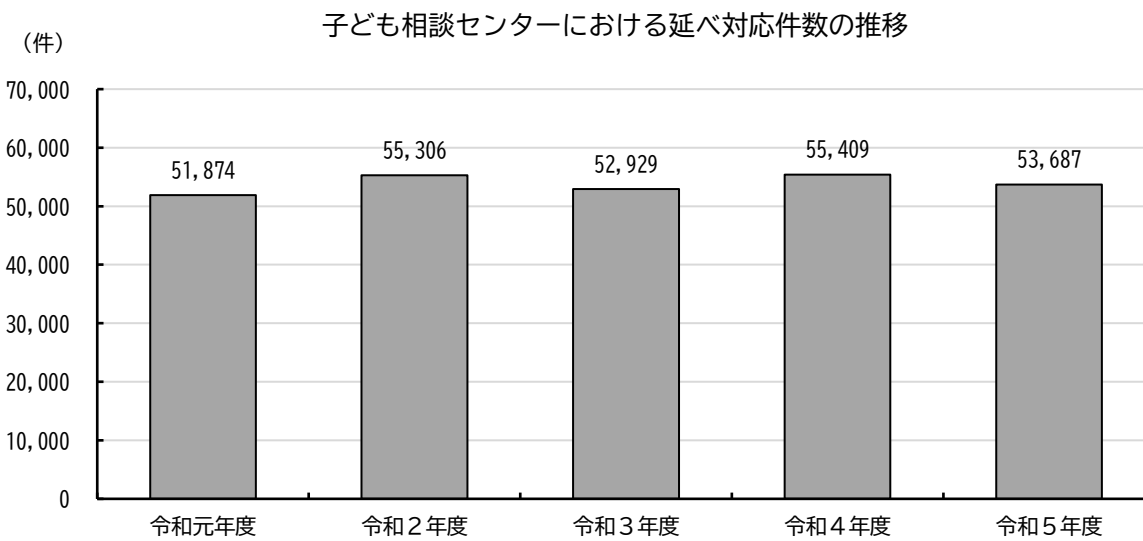
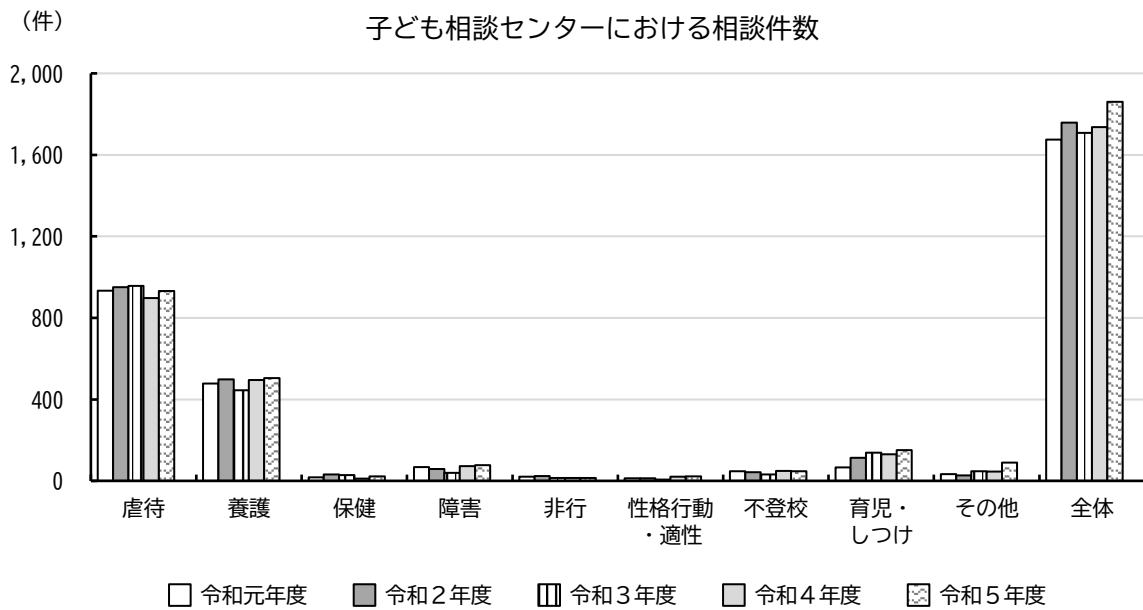


資料：子ども福祉課（各年3月31日現在）

《子ども相談センターに関する状況》

本市の子ども相談センターにおける相談件数は、令和元年度に比べ令和5年度で 186 件増加し、1,861 件となっています。相談内容としては、虐待のほか養護に関する相談が多い状況です。

	虐待	養護	保健	障害	非行	性格行動・適性	不登校	育児・しつけ	その他	計
令和元年度	933	477	18	68	21	12	47	66	33	1,675
令和2年度	951	498	31	58	24	13	43	113	27	1,758
令和3年度	957	445	29	39	15	6	32	138	47	1,708
令和4年度	898	495	11	72	15	21	49	130	45	1,736
令和5年度	932	504	22	77	15	22	48	151	90	1,861



資料：子ども相談センター

2 アンケート調査結果からみえる現状

本市では本計画の策定にあたっての基礎資料を得るため、令和5年度に「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」、令和6年度に「こども・若者の意識調査」を行いました。また、千葉県が令和6年度に実施した「こどもの生活実態調査」のデータを活用し、本市について、独自の集計・分析を行いました。

(1) 調査の概要

	子ども・子育て支援に関するアンケート調査	こども・若者の意識調査	こどもの生活実態調査
調査の目的	保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握する	計画策定における市民参加の機会の1つとすることを目的とし、本市のこども・若者を取り巻く現状と課題を整理する	こどもたちの普段の暮らしや家庭の状況などについて調査し、千葉県のこどもたちへの支援の充実に役立てることを目的とする
調査対象	就学前児童保護者・就学児童保護者を無作為抽出	15歳から29歳までのこども・若者（以下「15～29歳」という）を無作為抽出	市内全校の小学5年生及び中学2年生（以下「小5・中2」という）とその保護者（以下「小5・中2の保護者」という）
調査方法	郵送による配布、オンラインにより回収	郵送により配布、オンラインにより回収	学校を通じて配付、郵送及びオンラインにより回収
調査期間	令和6年1月9日 ～1月31日	令和6年7月12日 ～7月28日	令和6年6月4日 ～6月28日

■回収状況

調査名	対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
子ども・子育て支援に関するアンケート調査	就学前児童保護者	2,500通	1,712件	68.5%
	就学児童保護者	1,500通	1,060件	70.7%
こども・若者の意識調査	15～29歳	3,000通	566件	18.9%
こどもの生活実態調査※	小5・中2	3,239通	1,214件	37.5%
	小5・中2の保護者	3,239通	1,290件	39.8%

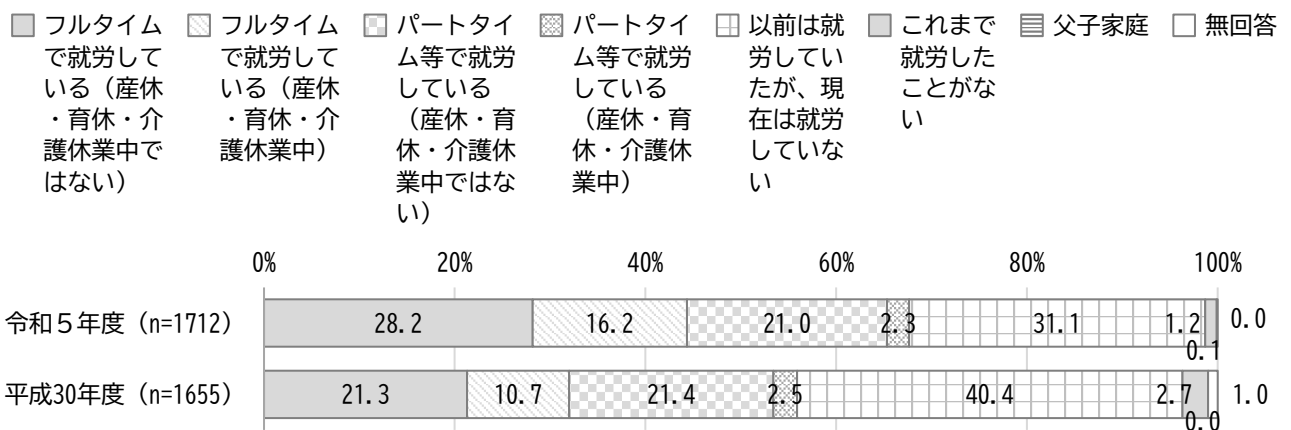
※千葉県こどもの生活実態調査のうち本市の小5・中2及びその保護者を抽出して分析を行いました。また、こどもの生活実態調査における生活貧困度の分類においては、保護者調査において低所得世帯、家計の逼迫、こどもの体験や所有物の欠如の3つの要素のうち、2つ以上該当を「困窮層」、1つ該当を「周辺層」、該当なしを「一般層」と分類しました。本人の保護者から回答があった小・中学生1,188件を分類の対象にしました。

(2) 子育て家庭の状況について

《母親の就労状況》（就学前児童保護者）

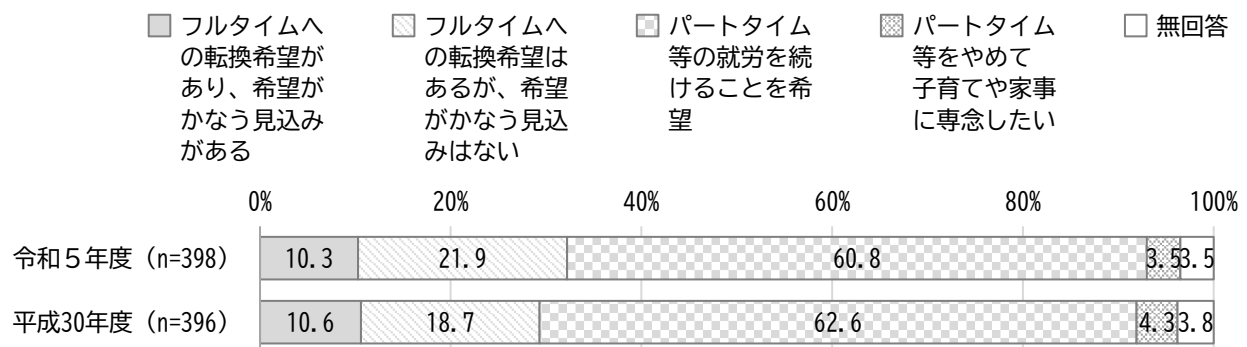
「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 31.1%と最も高くなっています。「フルタイムで就労している」の割合と「パート・アルバイト等で就労している」の割合を合わせると 67.7%となっており、過半数以上の方が就労しています。

平成 30 年度調査と比較すると、「フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中ではない）」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



《パートタイム等で就労している母親の今後のフルタイムへの転換希望》（就学前児童保護者）

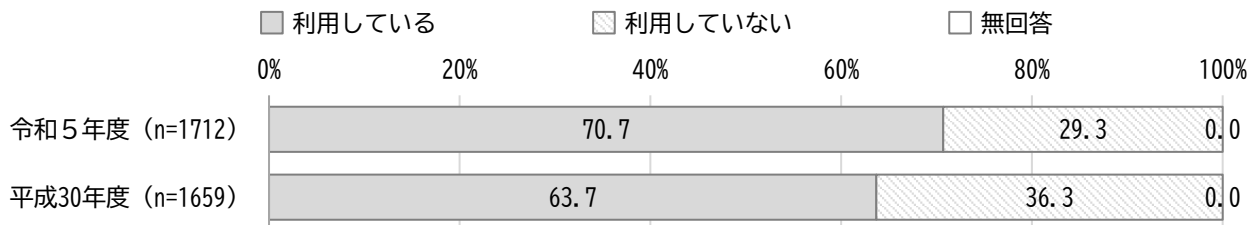
「パートタイム等の就労を続けることを希望」の割合が 60.8%と最も高く、平成 30 年度調査と比較すると、「フルタイムへの転換希望はあるが、希望がかなう見込みはない」の割合が増加しています。



(3) 幼稚園や保育園等の利用状況について

◀幼稚園や保育園等の利用の有無▶ (就学前児童保護者)

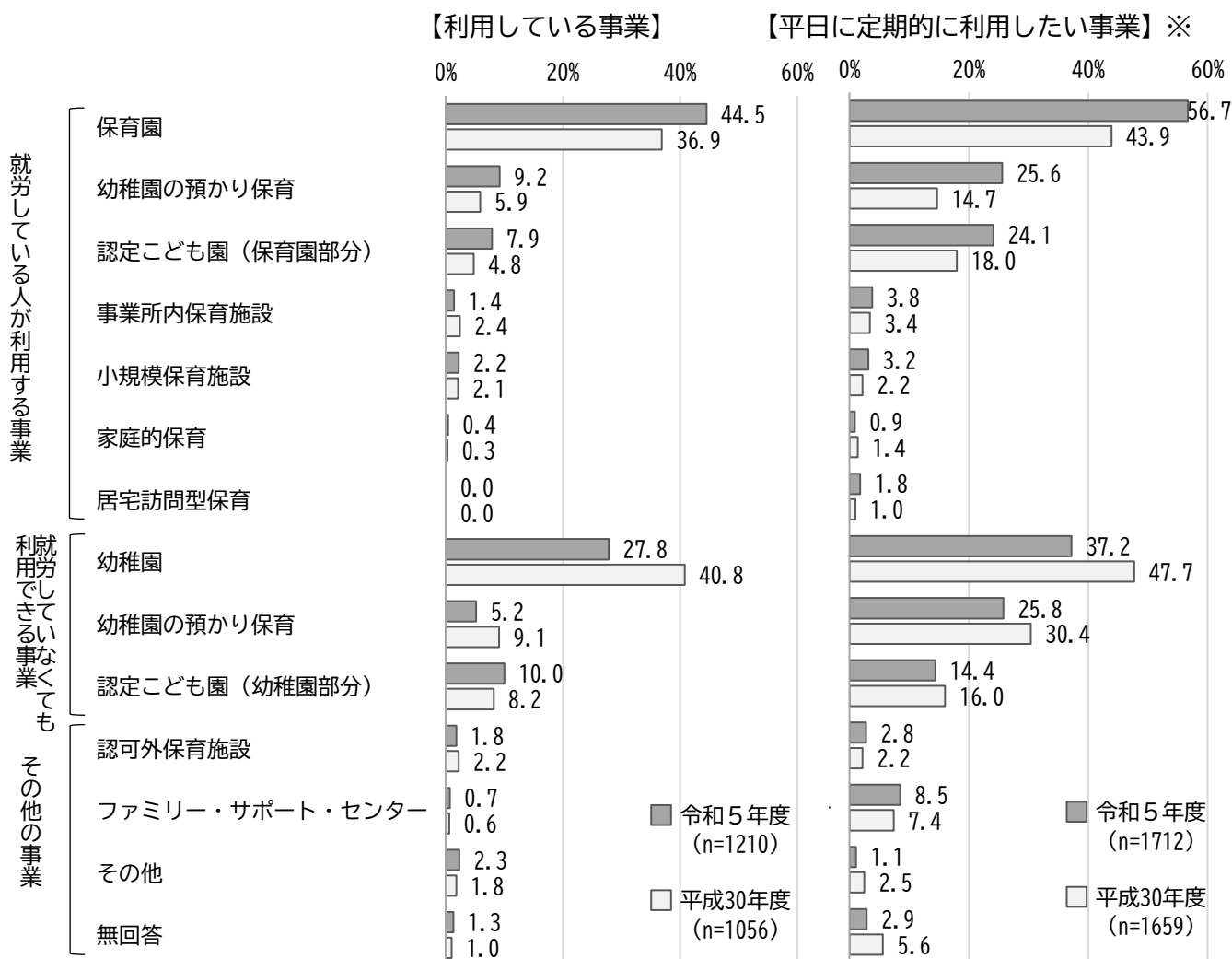
平成30年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増え、「利用していない」の割合が減少しています。



《幼稚園や保育園等の利用状況》（就学前児童保護者）

教育・保育事業を利用している人の中では「保育園」の割合が 44.5%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が 27.8%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、全体に占める「保育園」の割合が増加しています。また、認定こども園（幼稚園部分と保育園部分含む）の割合が 17.9%で、平成 30 年度の 13.0%より増加しています。

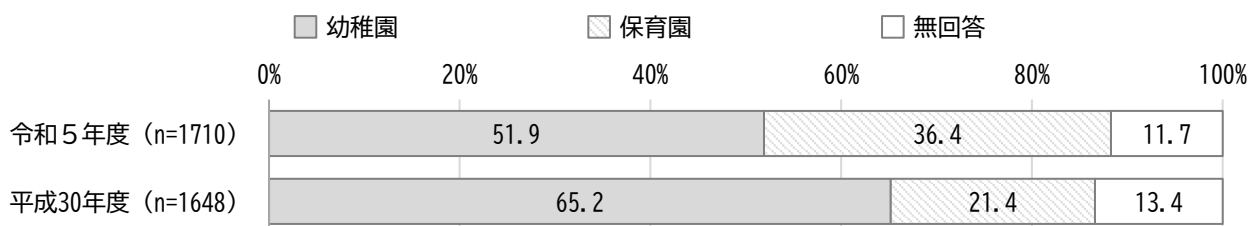
平日に「定期的」に利用したい幼稚園や保育園等の事業では「保育園」の割合が 56.7%と最も高く、平成 30 年度調査と比較すると 12.8 ポイント増加しています。



※平成 30 年度の調査に同一の設問がないため、類似している『無償化された場合に平日に「定期的」に利用したいと考える事業をお答えください。』の結果と比較しています。

《保育園と同じ時間、幼稚園に預けられるとした場合、どちらに預けたいか》（就学前児童保護者）

「幼稚園」に預けたいと考えている方の割合が 51.9%と過半数を占めています。

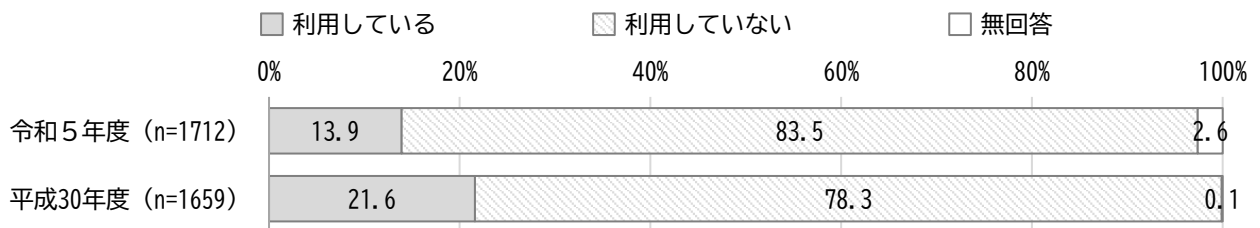


(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

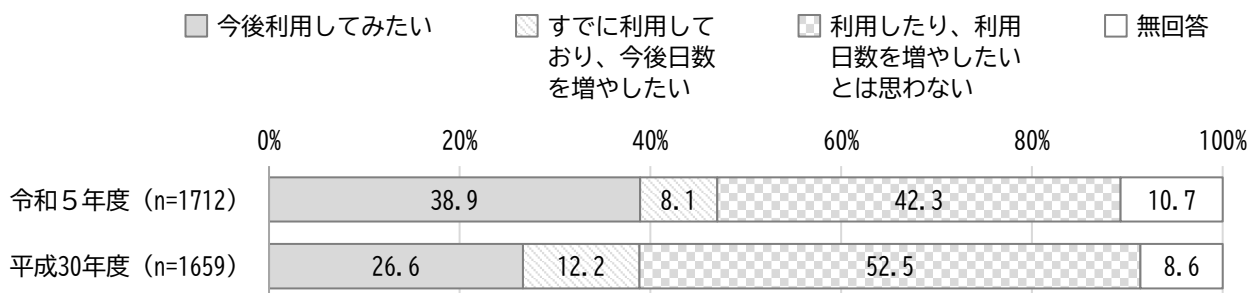
◀地域子育て支援拠点事業（すてっぷ21 や公立保育園内）の利用状況▶（就学前児童保護者）

平成30年度調査と比較すると、【現在の利用状況】では「利用している」の割合が減少している一方、【今後の利用希望】では「今後利用してみたい」の割合が増加しています。

【現在の利用状況】



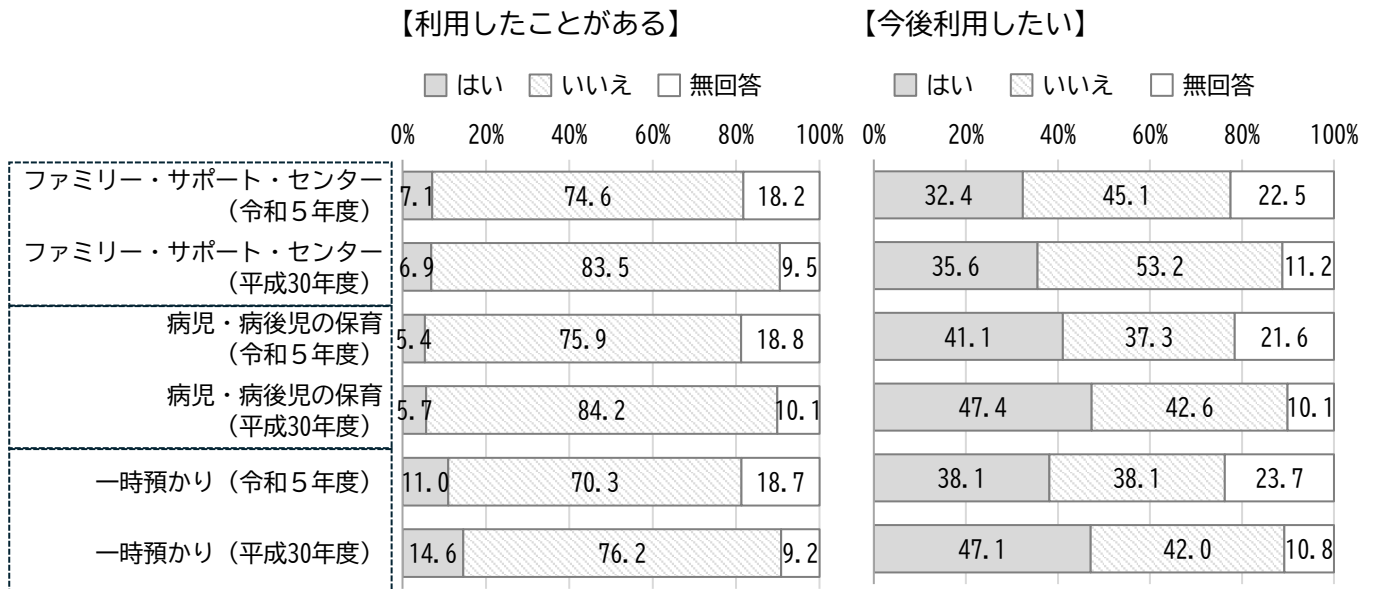
【今後の利用希望】



(5) 一時預かり事業等の利用状況について

《事業の利用の有無と今後の利用意向》（就学前児童保護者）

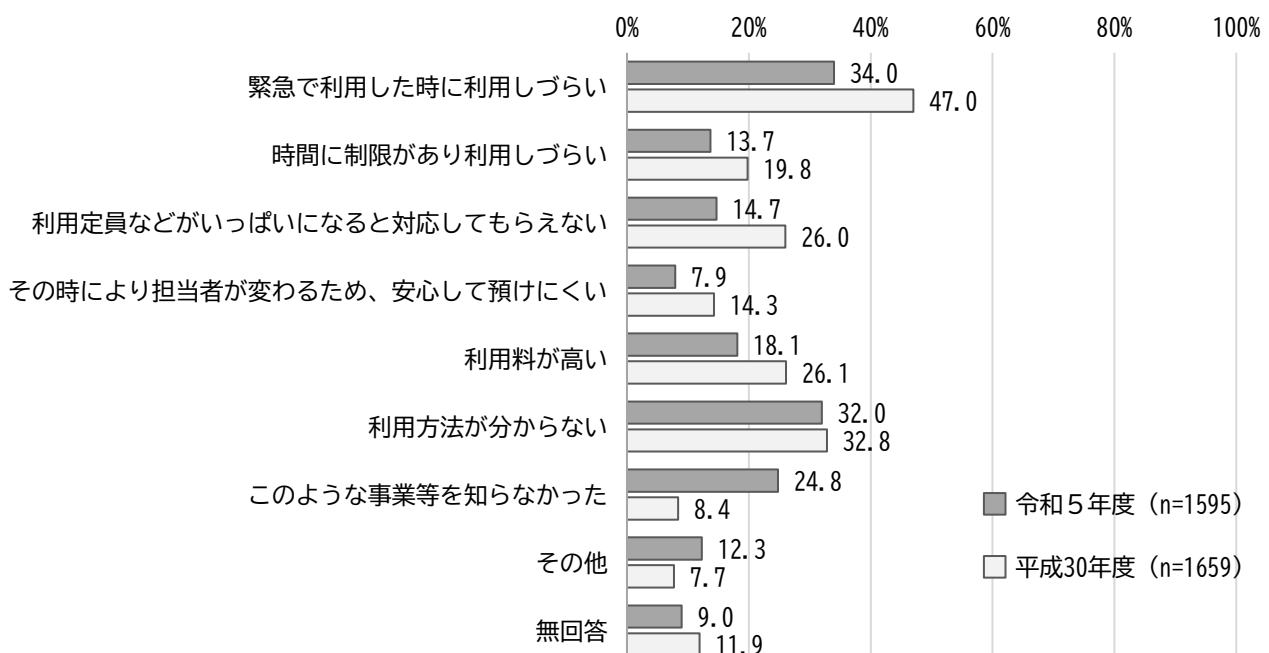
『ファミリー・サポート・センター』『病児・病後児の保育』『一時預かり』のいずれの事業も、平成30年度調査と比較すると、「今後利用したい」と考えている人の割合が減少しています。



令和5年度 (n=1712) 令和30年度 (n=1659)

【一時預かりなどの事業について、利用していない理由】

「緊急で利用したい時に利用しづらい」の割合が34.0%と最も高く、次いで「利用方法が分からない」の割合が32.0%となっています。



※平成30年度の調査に同一の設問がないため、類似している『一時預かり』などの事業について、『問題と思うこと』の結果と比較しています。

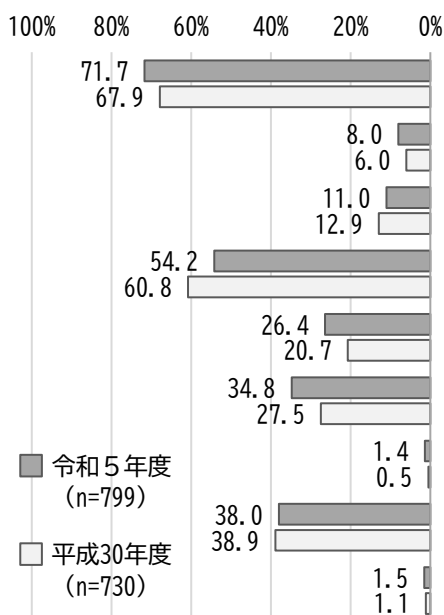
(6) 小学校就学後の過ごさせ方について

《放課後に過ごさせたい場所》（就学児童保護者）

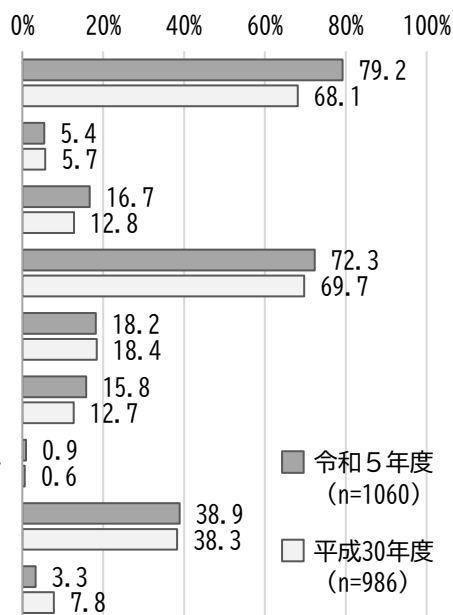
小学校低学年（1～3年生）では「自宅」の割合が71.7%と最も高く、次いで「習い事（水泳・ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が54.2%、「その他（図書館、児童会館、公園など）」の割合が38.0%となっています。平成30年度調査と比較すると「放課後子ども教室」と「学童保育所」の割合が増加しています。

小学校高学年（4～6年生）では「自宅」の割合が79.2%と最も高く、次いで「習い事（水泳・ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が72.3%、「学童保育所」の割合が15.8%となっています。

【小学校低学年（1～3年生）】



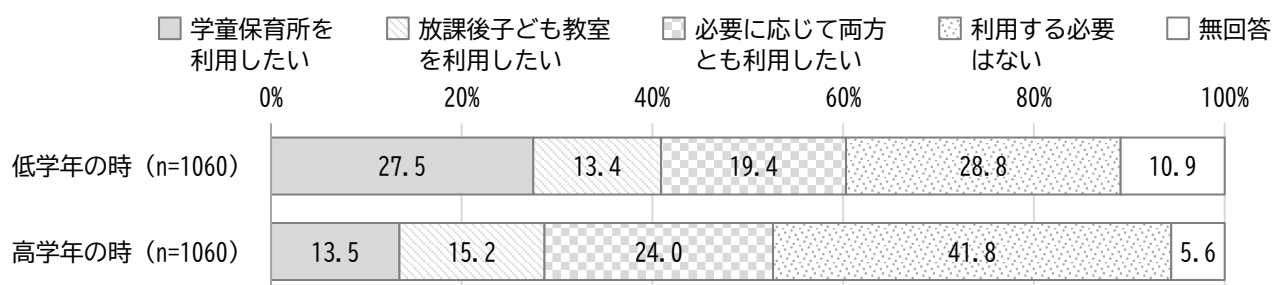
【小学校高学年（4～6年生）】



《夏休みや冬休みの学童保育所や放課後子ども教室の利用希望》（就学児童保護者）

低学年の時では、「利用する必要はない」の割合が28.8%と最も高く、次いで「学童保育所を利用したい」の割合が27.5%となっています。

高学年の時では、「利用する必要はない」の割合が41.8%と最も高く、次いで「必要に応じて両方とも利用したい」の割合が24.0%となっています。

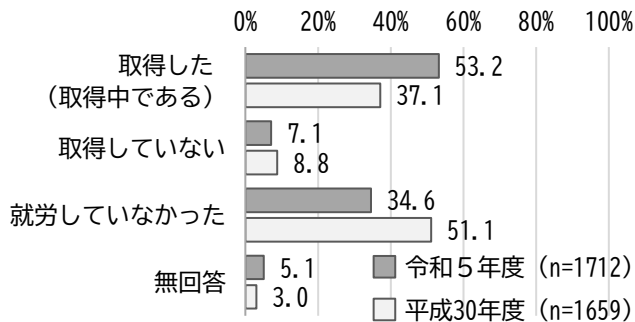


(7) 育児休業について

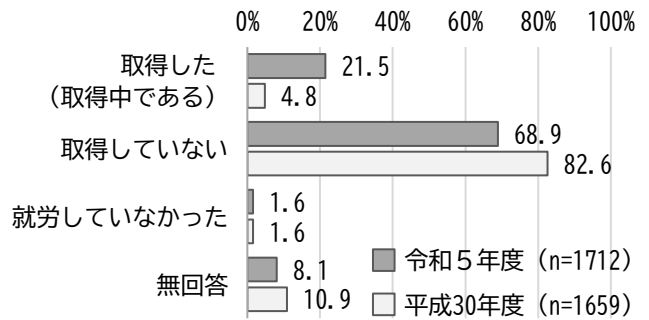
《育児休業の取得状況》（就学前児童保護者）

母親の「取得した（取得中である）」の割合が 53.2%、父親の「取得した（取得中である）」の割合が 21.5%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、母親・父親ともに「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。

【母親】



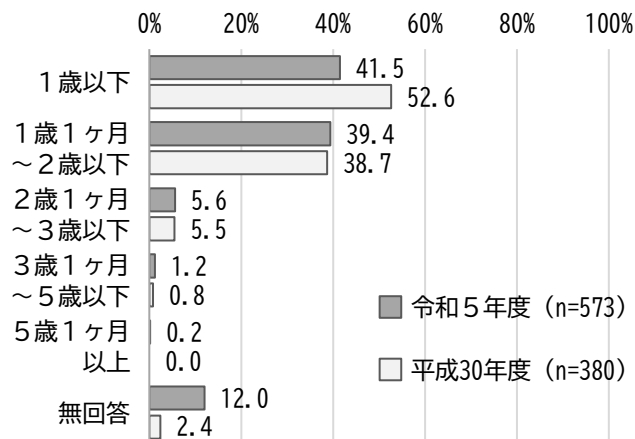
【父親】



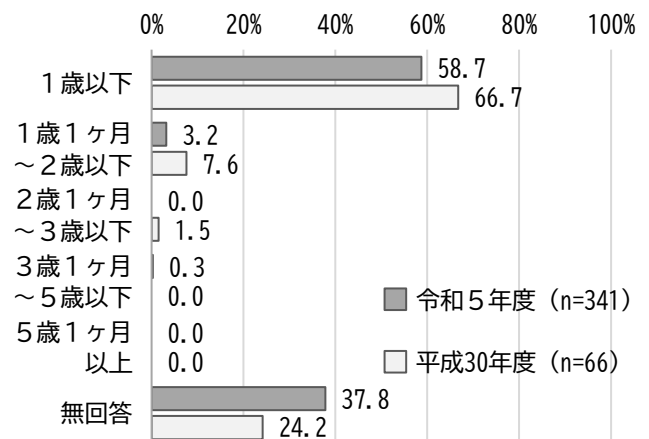
《育児休業からの復帰時期》（就学前児童保護者）

母親・父親ともに「1歳以下」の割合が最も多く、次いで「1歳1ヶ月～2歳以下」の割合が高くなっています。平成 30 年度調査と比較すると、「1歳以下」の割合が減少しています。

【母親】



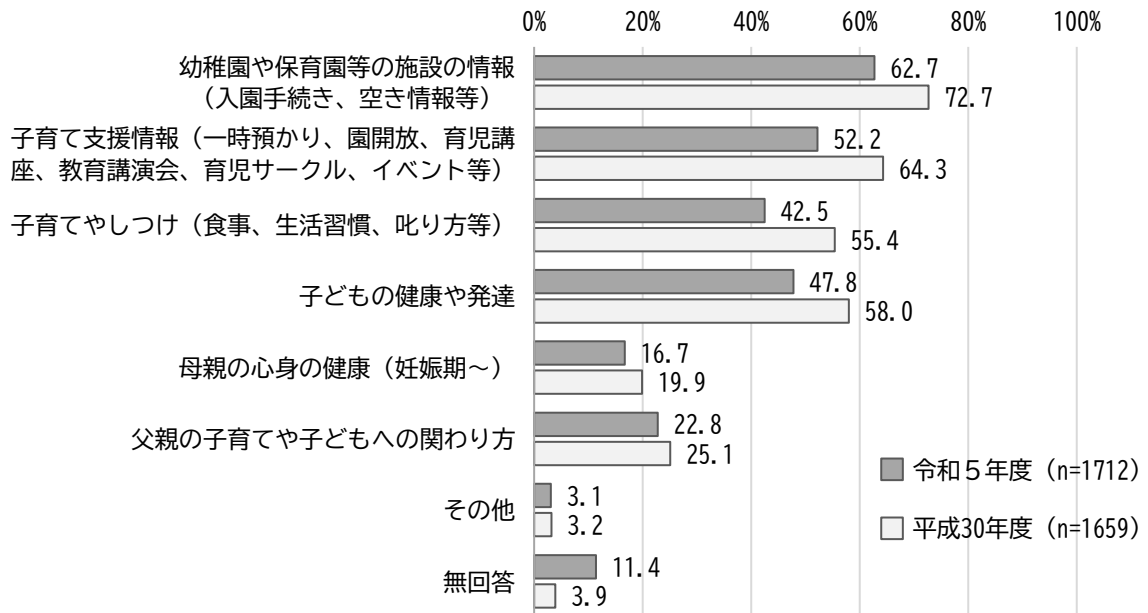
【父親】



(8) 子育て全般について

《子育てに関して受けた情報提供や相談・支援》（就学前児童保護者）

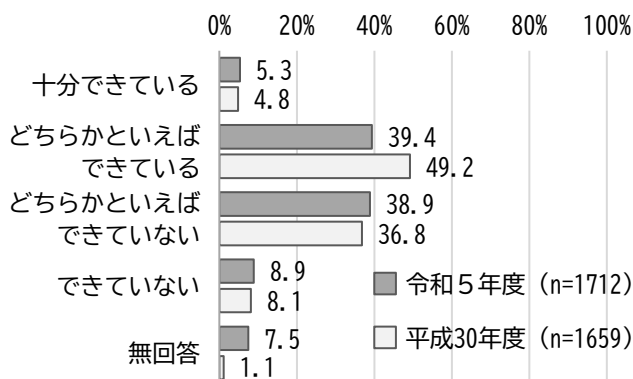
「幼稚園や保育園等の施設の情報」の割合が 62.7%と最も高く、次いで「子育て支援情報」の割合が 52.2%となっています。



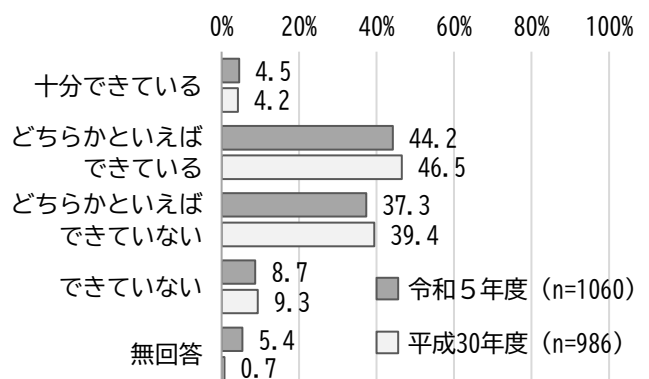
《子育てに関する情報の入手状況》（就学前児童保護者）（就学児童保護者）

就学前児童の保護者について、「十分できている」と「どちらかといえはできている」を合わせた回答が 44.7%となっています。就学児童の保護者について、「十分できている」と「どちらかといえはできている」を合わせた回答が 48.7%となっています。

【就学前児童の保護者】



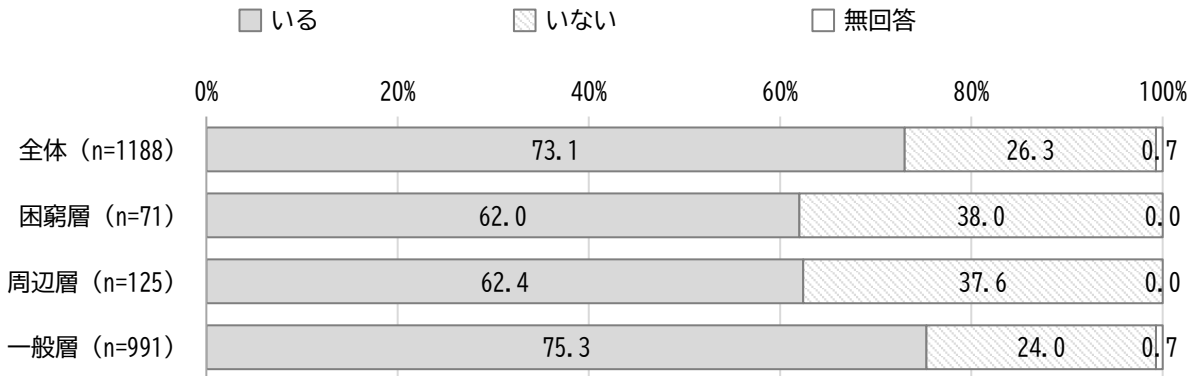
【就学児童の保護者】



《子育てに関する悩みを打ち明けたり、相談したりする知人や友人がいる親の割合》

(小5・中2の保護者)

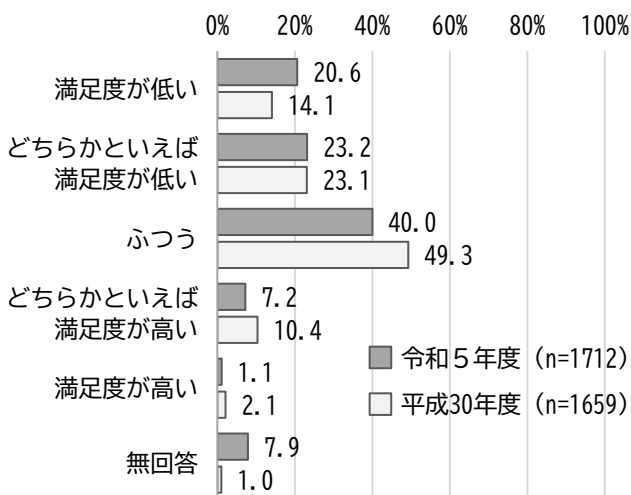
「いる」の割合が 73.1%となっています。一方で、「いない」の割合が 26.3%となっています。生活困難度別にみると、「困窮層」の世帯では「いる」の割合が、「一般層」と比較して 13.3 ポイント低くなっています。



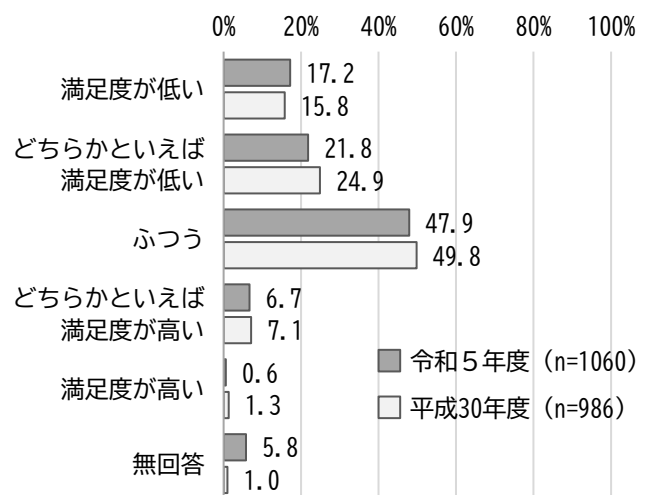
《住んでいる地域における子育ての環境や支援の満足度》 (就学前児童保護者) (就学児童保護者)

就学前児童の保護者・就学児童の保護者ともに、「ふつう」の割合が最も高くなっています。「どちらかといえば満足度が高い」と「満足度が高い」を合わせた「満足」は、就学前児童の保護者で 8.3%、就学児童保護者で 7.3%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、就学前児童の保護者において、満足度が低い割合が増加して、満足度が高い割合が減少しています。

【就学前児童の保護者】

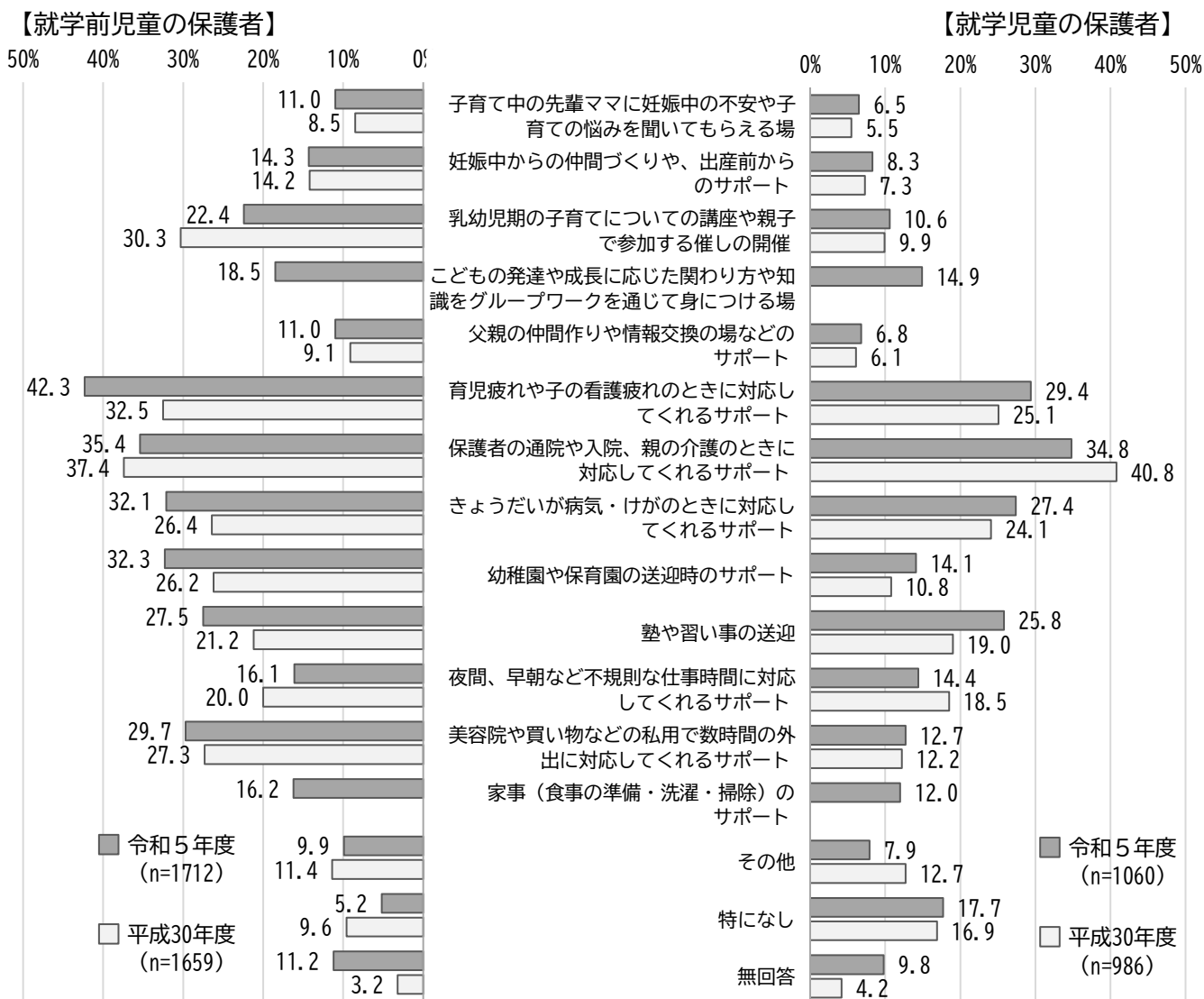


【就学児童の保護者】



「子育て支援でもっと力をいれてほしいものは何ですか」(就学前児童保護者)(就学児童保護者)

就学前児童の保護者について、「育児疲れや子の看護疲れのときに対応してくれるサポート」の割合が42.3%と最も高くなっており、平成30年度調査と比較すると、9.8ポイント増加しています。また、就学児童の保護者について、「保護者の通院や入院、親の介護のときに対応してくれるサポート」の割合が34.8%と最も高くなっており、平成30年度調査と比較すると、6.0ポイント減少しています。

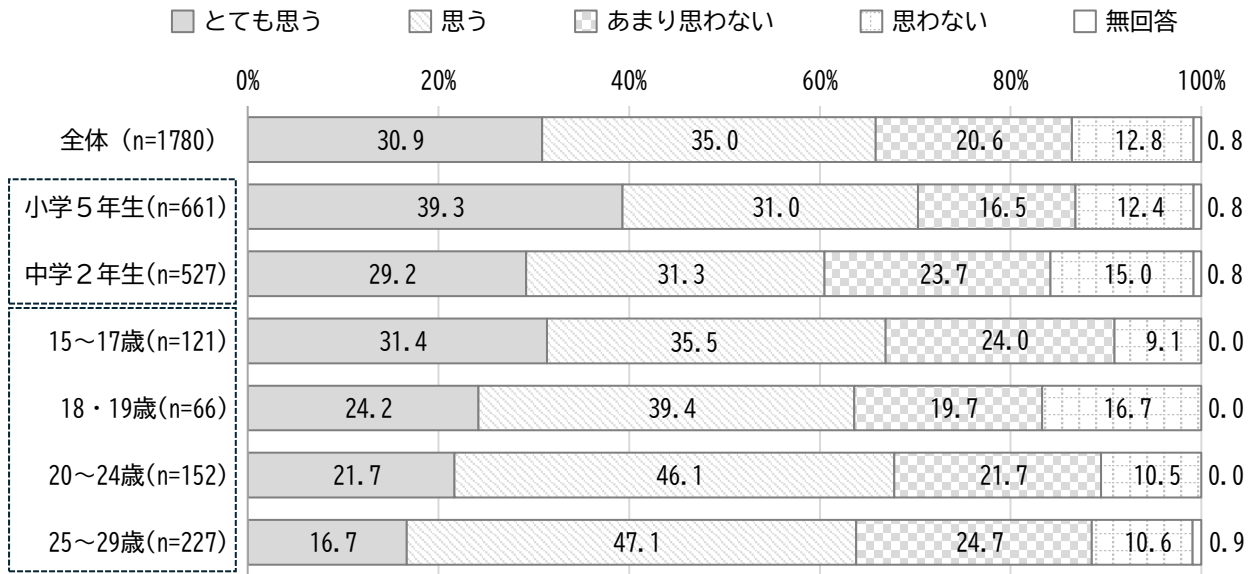


※平成30年度の調査に「こどもの発達や成長に応じた関わり方や知識をグループワークを通じて身につける場」「家事(食事の準備・洗濯・掃除)のサポート」は項目がありません。

(9) こども・若者の考えや思いについて

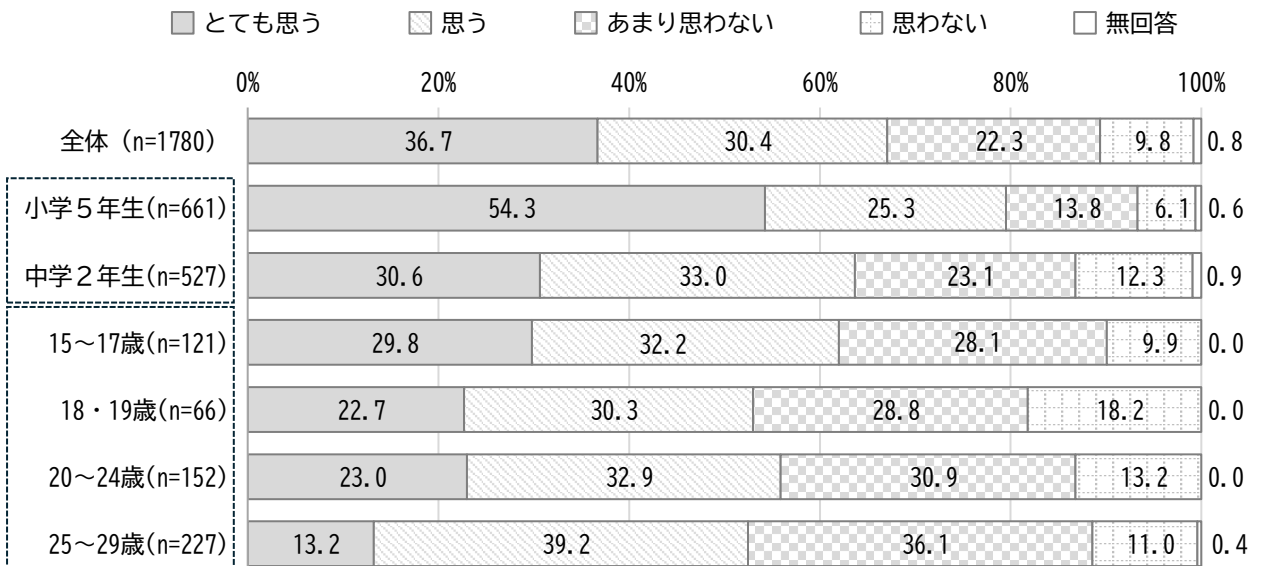
《自分のことが好きだと思うこども・若者の割合》（小5・中2）（15～29歳）

「思う」の割合が 35.0%と最も高く、次いで「とても思う」の割合が 30.9%となっています。「とても思う」と「思う」の割合を合わせると 65.9%となり、半数を超えています。年代別では、小学5年生の「とても思う」の割合が 39.3%と最も高く、一部の世代を除き年齢が高くなるにつれて、「とても思う」の割合が低くなり、「思う」の割合が高くなる傾向となっています。



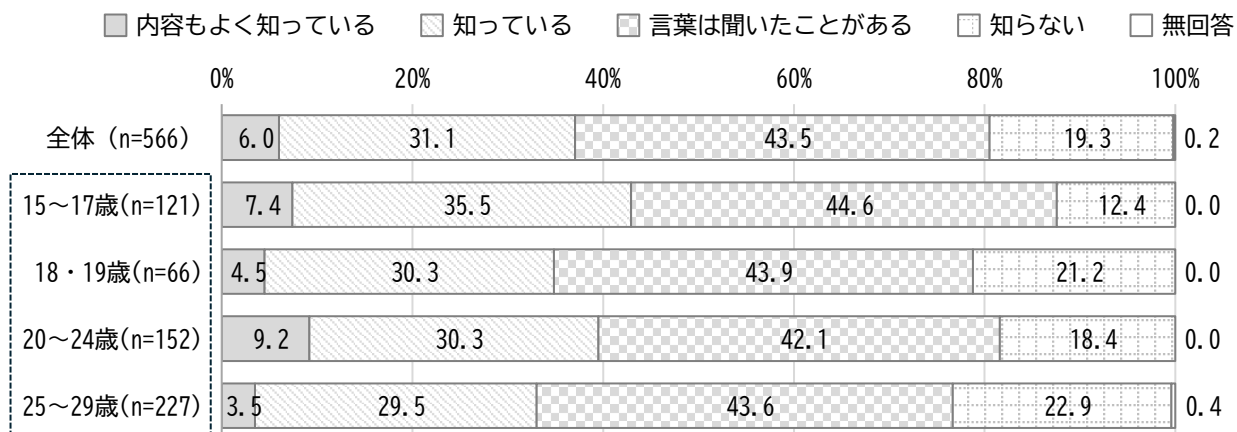
《自分の将来が楽しみだと思うこども・若者の割合》（小5・中2）（15～29歳）

「とても思う」の割合が 36.7%と最も高く、次いで「思う」の割合が 30.4%となっています。「とても思う」と「思う」の割合を合わせると 67.1%となり、半数を超えています。年代別では、小学5年生の「とても思う」の割合が 54.3%と最も高く、年齢が高くなるにつれて、「とても思う」の割合が低くなり、「思う」の割合が高くなる傾向となっています。



《こどもの権利についての認知度》（15～29 歳）

「言葉は聞いたことがある」の割合が 43.5%と最も高く、次いで「知っている」の割合が 31.1%となっています。「内容もよく知っている」と「知っている」の割合を合わせると 37.1%と半数を下回っています。年代別では、15～17 歳の「内容もよく知っている」と「知っている」を合わせた割合が 42.9%と最も高くなっています。



子どもの権利条約について

子どもの基本的人権を国際的に保障するため、1989年に「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が国際連合の総会で採択され、1994年に日本はこの条約を批准しました。

この条約では、子どもの権利として「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を守ることを定めています。

そして、子どもにとって一番良いことを実現することを目指しています。

4つの「子どもの権利」

○生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

○育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

○守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障がいのある子どもや、少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

○参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。



出典：八千代市ホームページ「子どもの権利条約」より



「八千代どーんと祭 2024」におけるアンケート実施結果

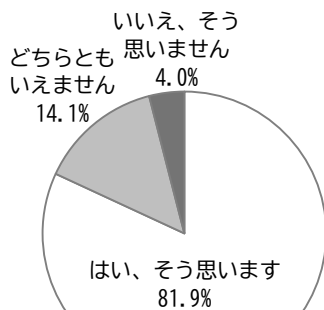


実施日	令和6年11月9日（土） 10時～16時
場所	八千代市総合運動公園多目的広場 （萱田 1224）
目的	八千代市子ども計画反映のための意見聴取 （アンケート）及び子どもの権利の普及啓発
主な対象	未就学児～就学児童（低学年）
実施内容	下記質問①～③について「はい」「いいえ」 等の欄にシールを貼って回答する形式

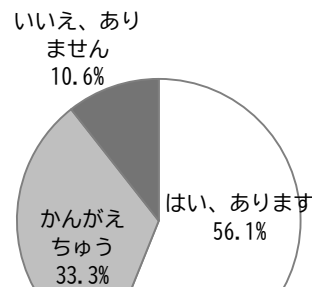


「八千代どーんと祭 2024」の子育て支援課出展ブースにて、主に未就学児から就学児童へ向けて「こどものけんり」などについて聞いたところ、「こどものけんり」については、「きいたことがある」の割合は39.1%となっています。今後も継続して「こどものけんり」について、普及啓発に取り組んでいく必要があります。

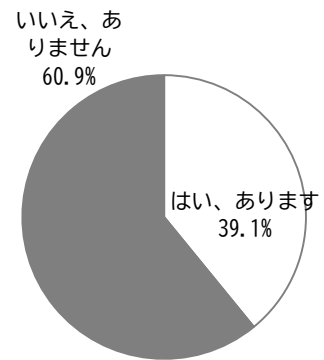
①やちよのことは、好きですか？
(n=249)



②しょうらい、やってみたいことはありますか？ (n=255)



③「こどものけんり」ということばを、きいたことはありますか？ (n=233)

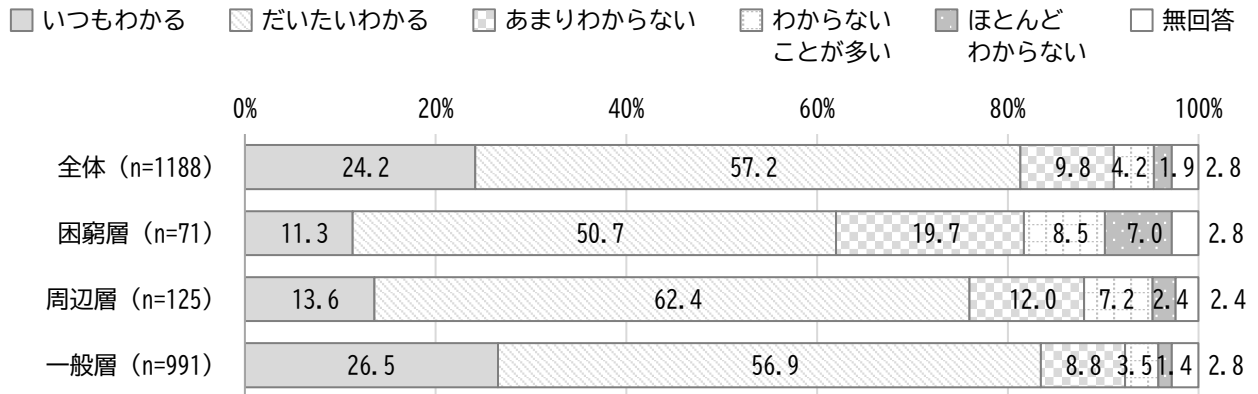


【八千代どーんと祭 2024 における子育て支援課ブースの様子】

(10) 学校や勉強について

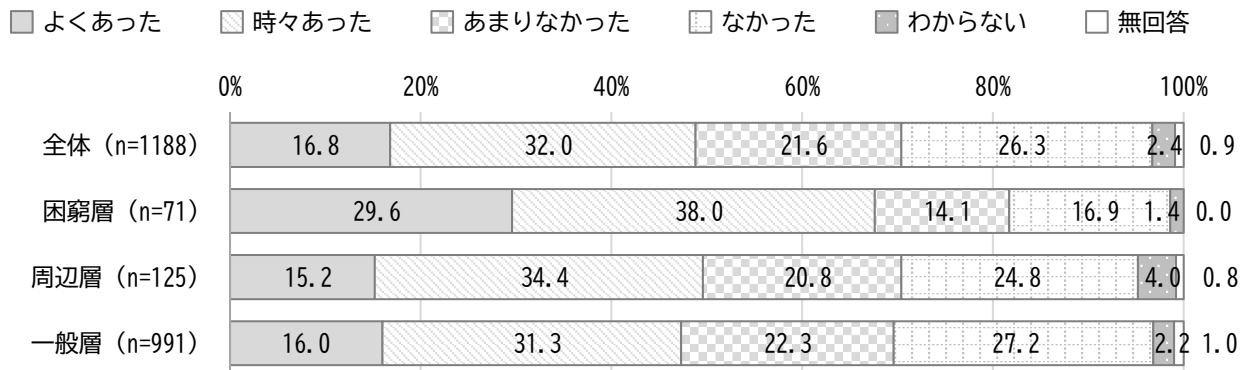
《学校の授業がわかるこどもの割合》（小5・中2）

「だいたいわかる」の割合が 57.2%と最も高く、次いで「いつもわかる」の割合が 24.2%となっています。生活困難度別にみると、「困窮層」の世帯では「いつもわかる」と「だいたいわかる」の合計の割合が、「一般層」と比較して 21.4 ポイント低くなっています。



《学校に行きたくないと思ったこどもの数》（小5・中2）

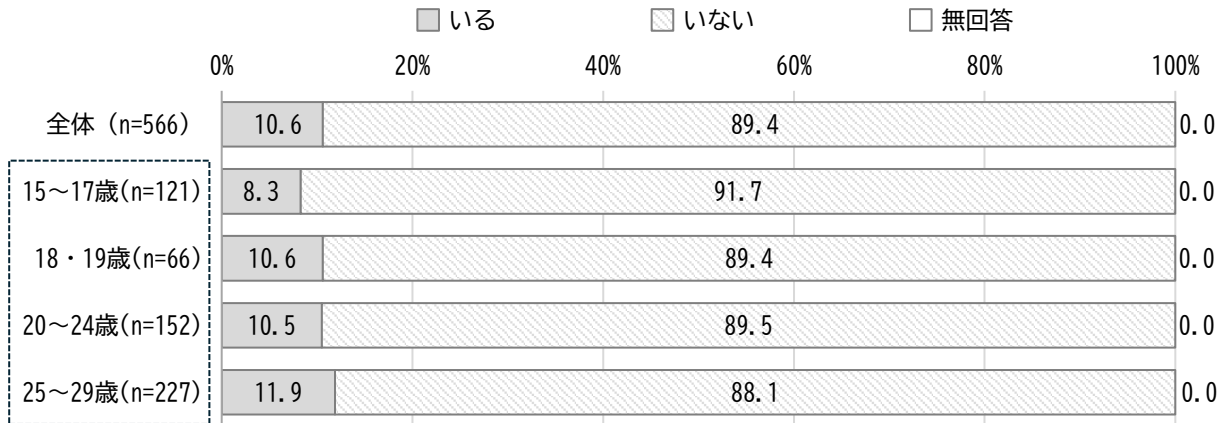
「時々あった」の割合が 32.0%と最も高く、次いで「なかった」の割合が 26.3%となっています。生活困難度別にみると、「困窮層」の世帯では「よくあった」と「時々あった」を合わせた割合が、「一般層」と比較して 20.3 ポイント高くなっています。



(11) こども・若者の課題について

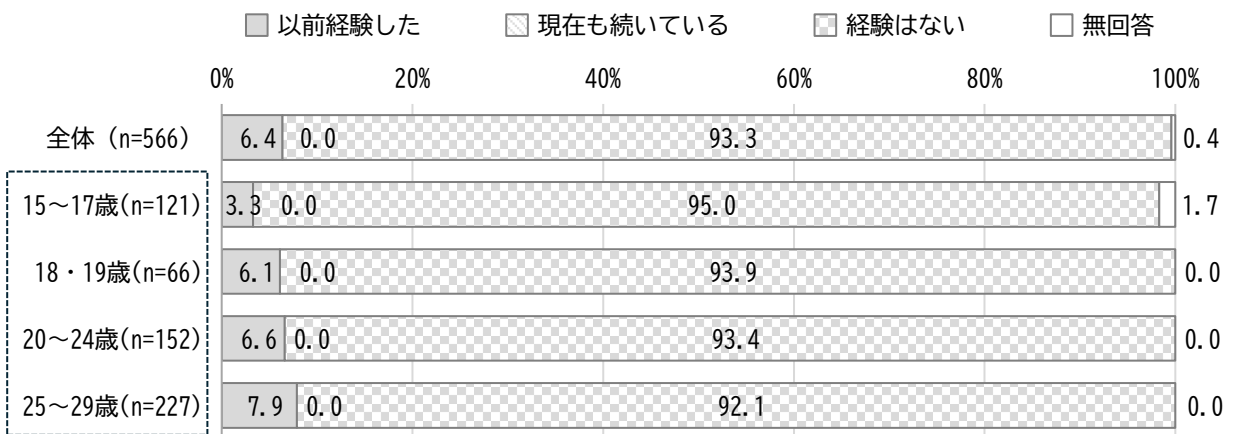
《ヤングケアラーについて》（15～29歳）

介護その他の日常生活上の世話（子育てを除く）を行っている状況について、「いる」の割合は全体で10.6%となっています。年代別では、25～29歳が「いる」の割合が11.9%と最も高くなっています。



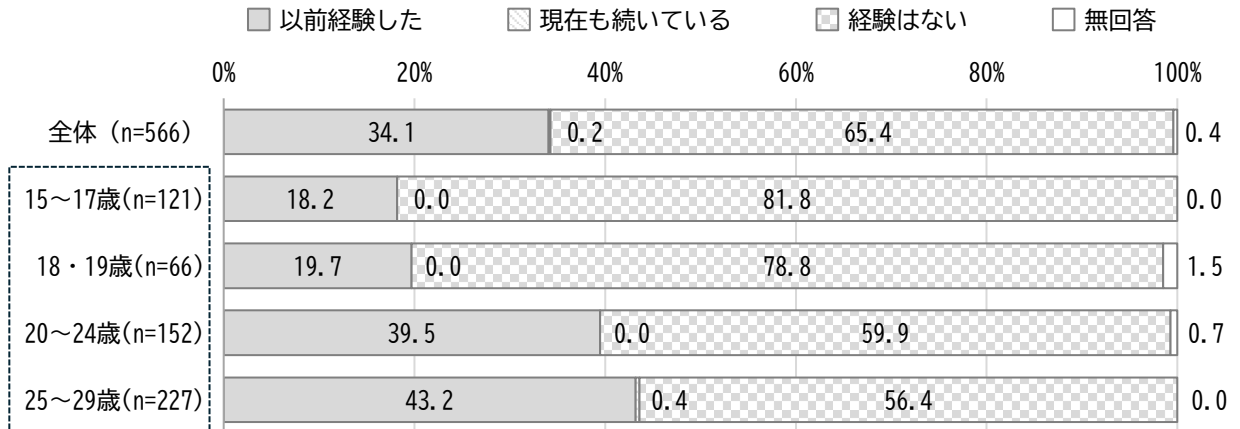
《虐待を受けたことについて》（15～29歳）

虐待を受けたことについて、「以前経験した」の割合が6.4%となっています。年代別では、25～29歳の「以前経験した」の割合が7.9%と最も高くなっています。



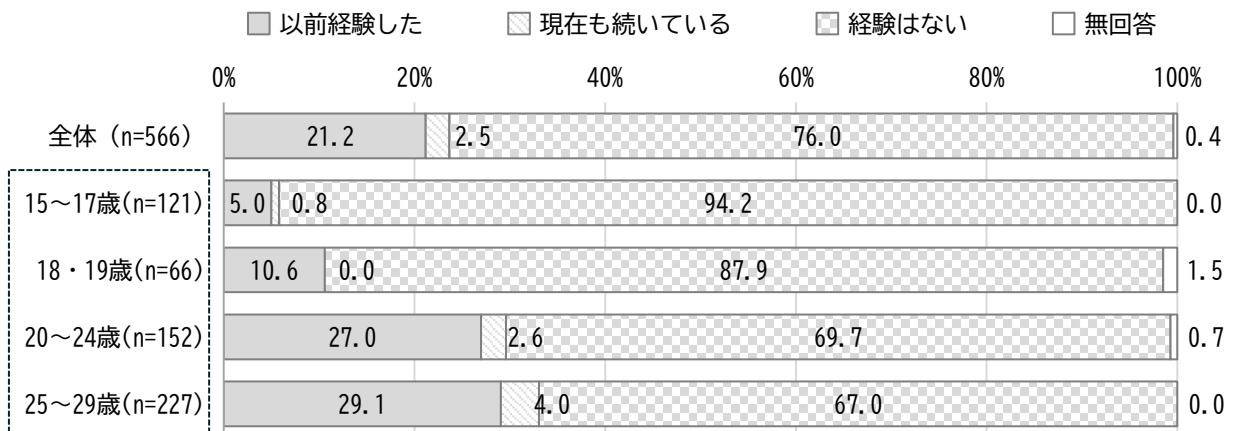
《いじめを受けたことについて》（15～29 歳）

「以前経験した」の割合が 34.1%となっています。年代別では、25～29 歳の「以前経験した」の割合が 43.2%と最も高くなっています。



《ハラスメントを受けたことについて》（15～29 歳）

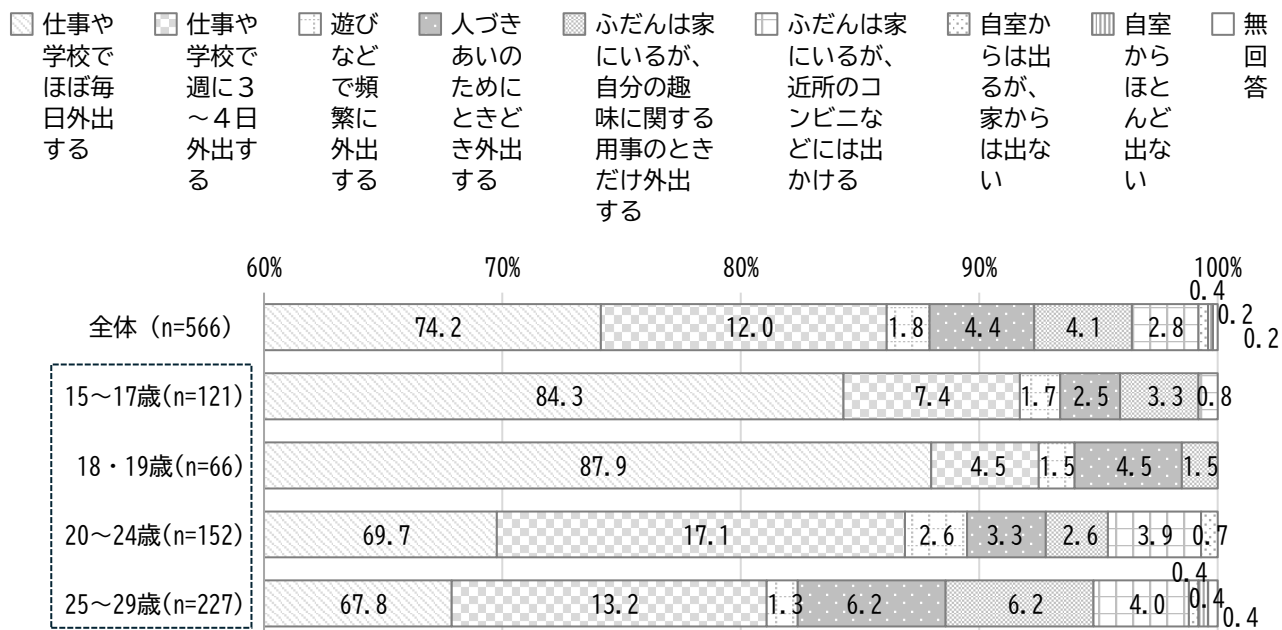
「以前経験した」の割合が 21.2%となっています。年代別では、25～29 歳の「以前経験した」の割合が 29.1%、「現在も続いている」の割合が 4.0%といずれも最も高くなっています。



(12) 外出や地域との関わりについて

《最近6か月の外出状況について》（15～29歳）

「仕事や学校でほぼ毎日外出する」の割合が74.2%と最も高く、次いで「仕事や学校で週に3～4日外出する」の割合が12.0%となっています。「狭義のひきこもり」の割合は3.4%、「準ひきこもり」の割合は4.1%、「広義のひきこもり」の割合は7.5%となっています。「狭義のひきこもり」の割合は、年代別で25～29歳が4.8%と高くなっています。



※選択割合の低い項目の見やすさから始点を60%としました。

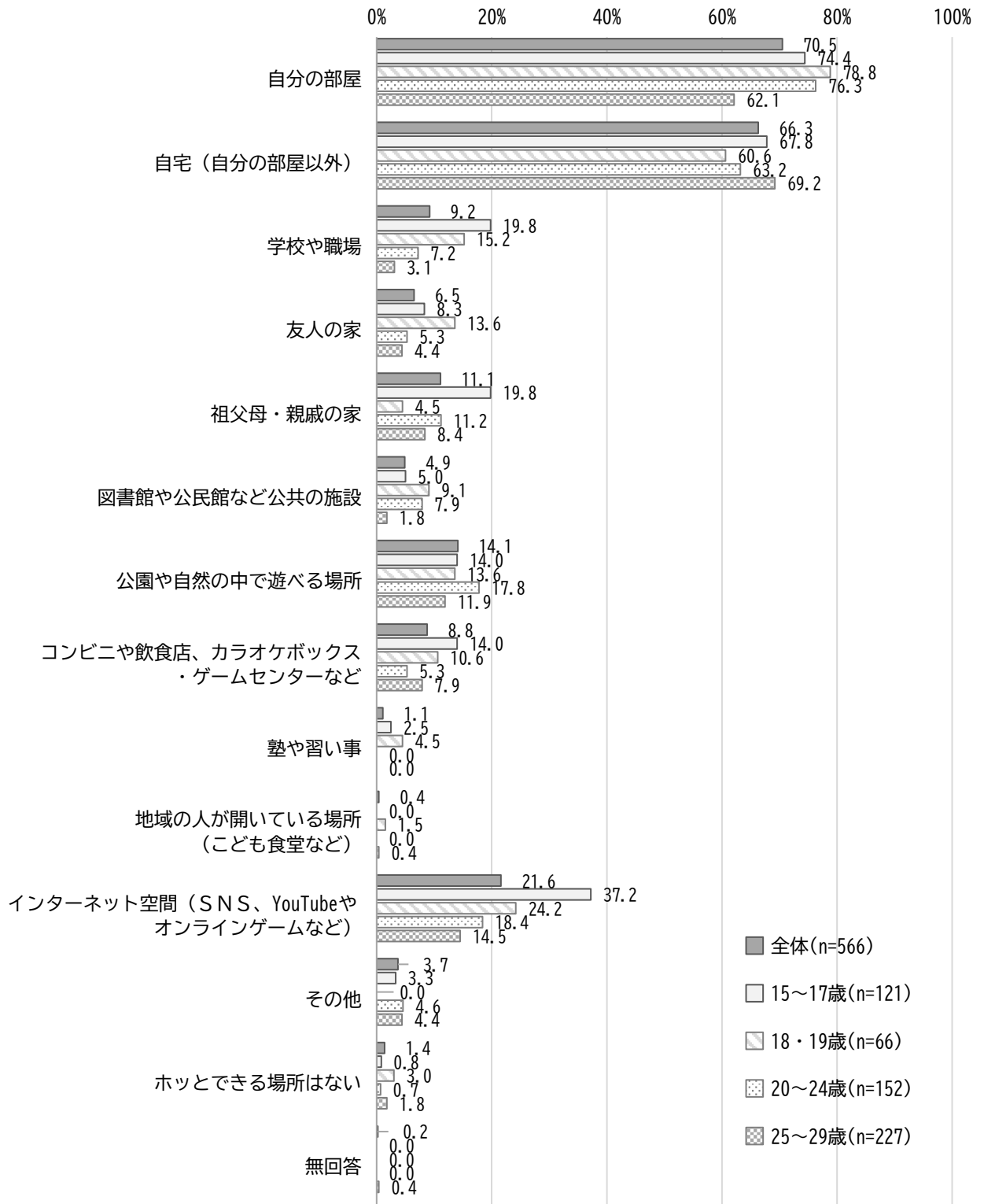
■ひきこもりの定義（内閣府）

6か月以上に渡り以下の状態にある者をいいます。

広義のひきこもり	準ひきこもり	「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」
	狭義のひきこもり	「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からはほとんど出ない」の合計

《ホットできて、安心する場所について》（15～29歳）

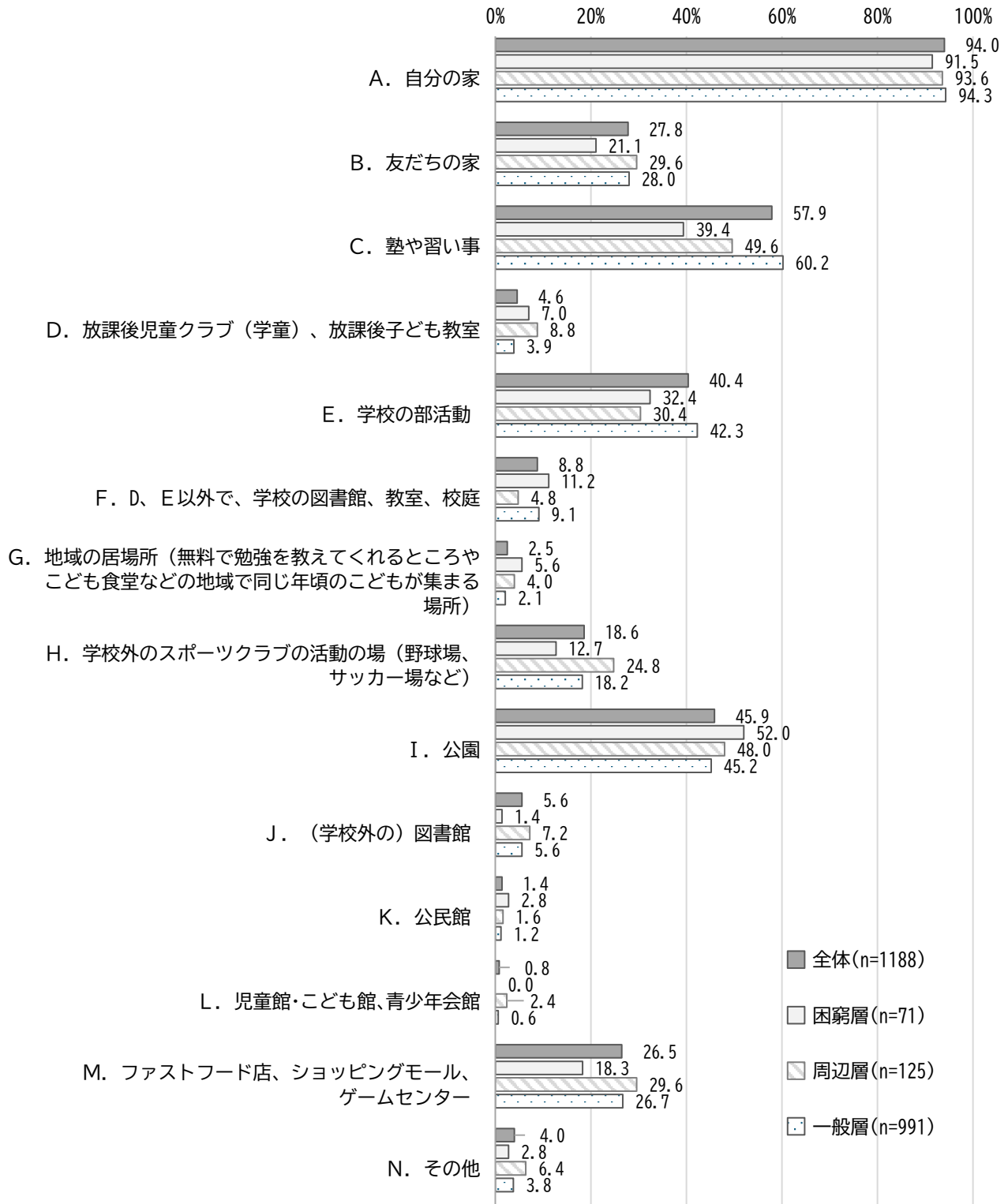
「自分の部屋」「自宅（自分の部屋以外）」を除くと、「インターネット空間（SNS、YouTube やオンラインゲームなど）」の割合が 21.6%と最も高く、次いで「公園や自然の中で遊べる場所」の割合が 14.1%となっています。



《平日（学校に行く日）の放課後（夕方6時くらいまで）に過ごす場所について》（小5・中2）

「自分の家」を除くと、「塾や習い事」の割合が 57.9%と最も高く、次いで「公園」の割合が 45.9%となっています。生活困難度別にみると、「困窮層」の世帯では「塾や習い事」の割合が、「一般層」と比較して 20.8 ポイント低くなっています。また、「学校の部活動」の割合が 9.9 ポイント低くなっています。一方で、「公園」の割合は、「一般層」と比較して 6.8 ポイント高くなっています。

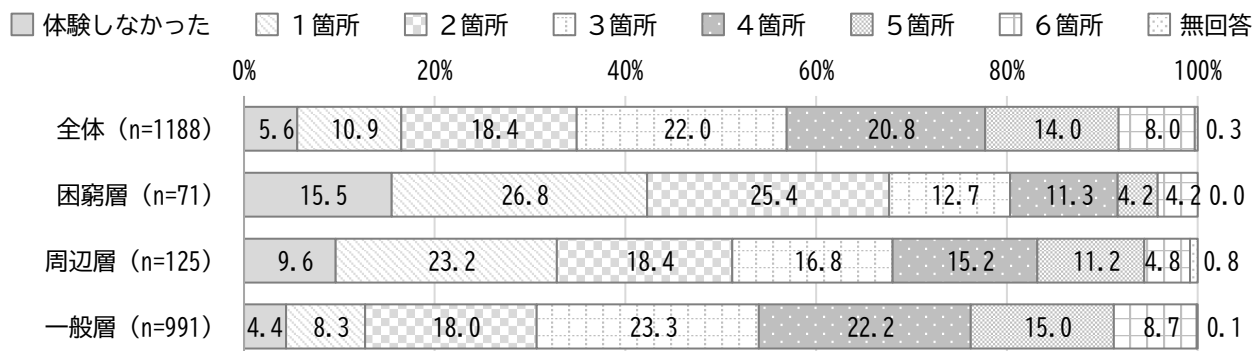
※「週に1～2日」以上の日数を選択した回答を、過ごす場所として算出しています。



《過去1年間のこどもとの体験の箇所数について》（小5・中2の保護者）

「3箇所」の割合が22.0%と最も多く、次いで「4箇所」の割合が20.8%となっています。生活困難度別にみると、「困窮層」では「体験しなかった」の割合が、「一般層」より11.1ポイント高くなっています。また、「3箇所」以上の割合が、「一般層」より36.9ポイント低くなっています。

※過去1年間において、A. 海水浴、B. キャンプやバーベキュー、C. 博物館・科学館・美術館など、D. スポーツ観戦や劇場、E. 映画鑑賞、F. 遊園地やテーマパーク、のこどもとの体験について、「ある」を選択した箇所数を算出しています。

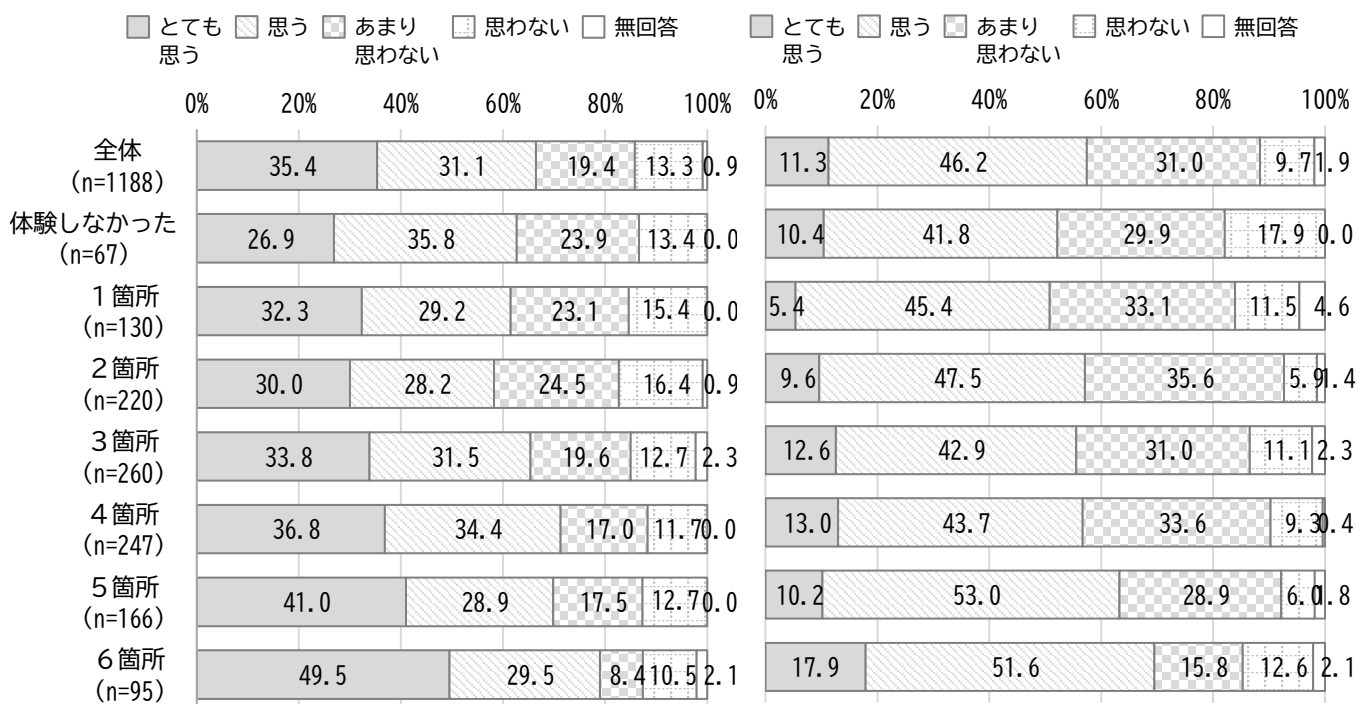


《こどもとの体験の箇所数別の自己肯定感》（小5・中2）（小5・中2の保護者）

小5・中2、小5・中2の保護者ともに、こどもとの体験の箇所数が多いほど、自分のことが好きかとの問に対して「とても思う」と「思う」を合わせた割合が高くなる傾向がみられます。

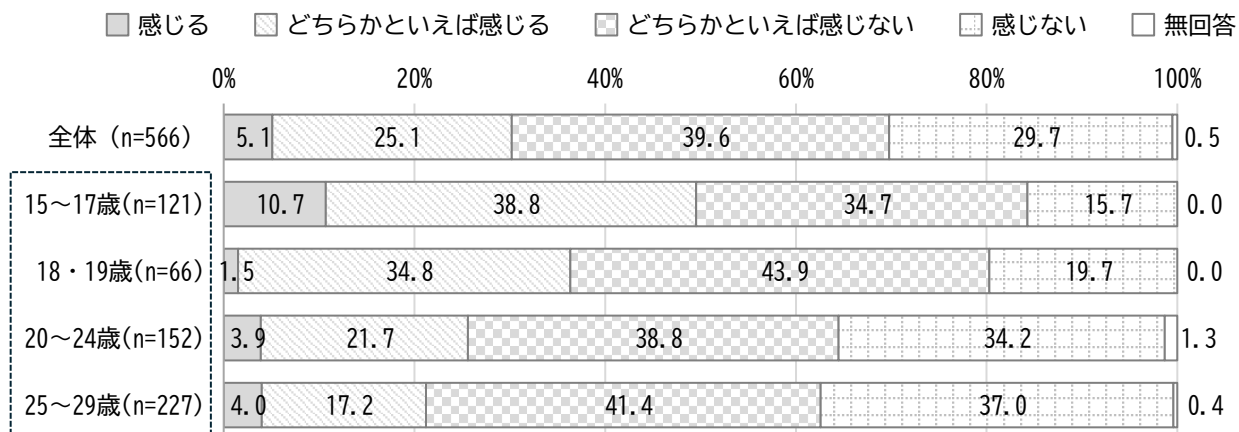
【小5・中2】

【小5・中2の保護者】



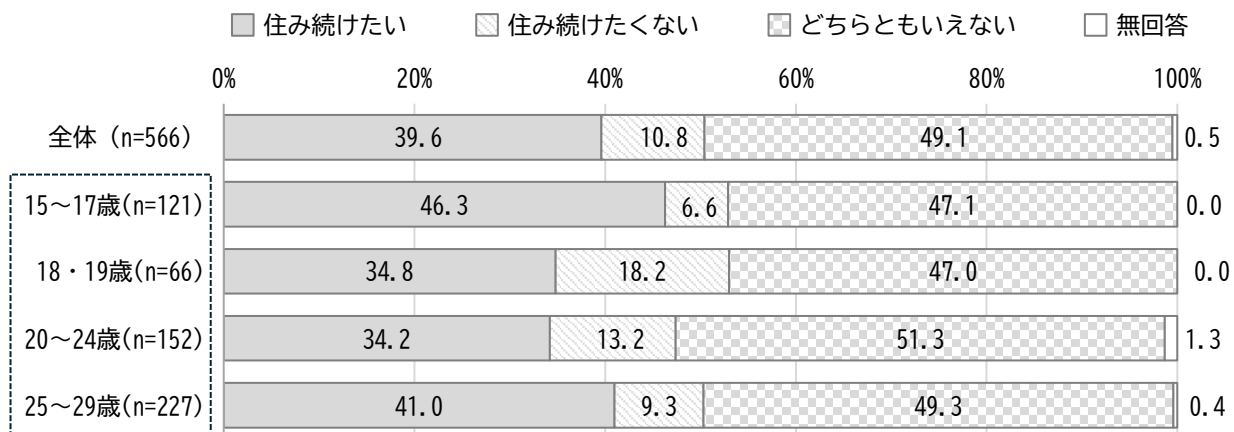
《地域とのつながりについて》（15～29 歳）

全体では「どちらかといえば感じない」の割合が 39.6%と最も高く、次いで「感じない」の割合が 29.7%となっています。年代別では15～17歳の「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合わせた割合が、49.5%と最も高くなっています。



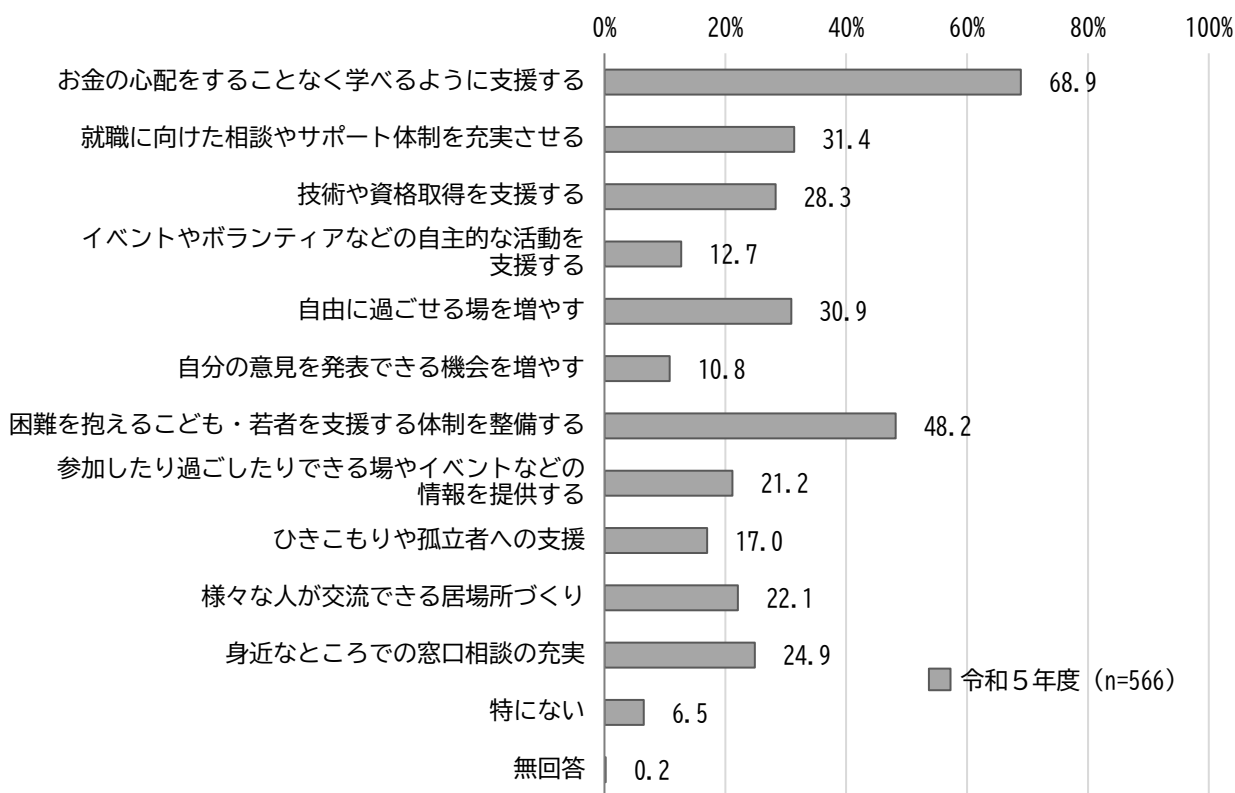
《八千代市に住み続けたいかについて》（15～29 歳）

全体では「どちらともいえない」の割合が 49.1%と最も高く、次いで「住み続けたい」の割合が 39.6%となっています。年代別では15～17歳の「住み続けたい」の割合が 46.3%と最も高くなっています。



《これからの若者のために市に期待する取り組みについて》（15～29歳）

「お金の心配をすることなく学べるように支援する」の割合が68.9%と最も高く、次いで「困難を抱えるこども・若者を支援する体制を整備する」の割合が48.2%となっています。



《市に期待したいこと、地域の人に言いたいこと、また、困っていることや悩み事などについて》（15～29歳）

自由記載にて意見聴取を行ったところ、記載があった回答のうち「交通について」の割合が26.9%と最も高く、次いで「まちづくりや市の活性化全般について」の18.9%となっています。

No.	項目	回答数	割合 (%)
1	交通について	67	26.9
2	まちづくりや市の活性化全般について	47	18.9
3	経済的支援について	40	16.1
4	子育て支援について	35	14.1
5	居場所や施設的环境整備について	18	7.2
6	学校や教育全般について	11	4.4
7	こども・若者について	8	3.2
8	さまざまな支援について	7	2.8
9	就労について	5	2.0
10	障害者・障害児について	4	1.6
11	その他	7	2.8
	内容別に分類した総回答数	249	100

3 こども計画策定へ向けた課題

アンケート調査結果などを踏まえて、八千代市のこどもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) こどもの最善の利益の保障・・・基本目標1 関連

①こどもの権利の尊重

こどもの権利条約は、基本的な考え方の一つとして、こどもが自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができることを掲げています。また、こども基本法においても、こどもの意見表明は権利の一部であるため、こどもに関する施策を策定・実施・評価する際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映していくこととされています。

こうした中、「こども・若者の意識調査」における、「こどもの権利を知っているか」については、「内容もよく知っている」が 6.0%、「知っている」が 31.1%、「言葉は聞いたことがある」が 43.5%、「知らない」が 19.3%という結果でした。

こうした状況を踏まえ、こどもが大切にされ、信頼されていると感じられることで、自分に自信を持ち、自分を好きだと思えるよう、こどもの意見が反映される取組を進めていくとともに、こどもの権利についての周知・啓発等を推進していく必要があります。

②さまざまな児童・家庭を支援する体制の充実

「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、子育て支援で力を入れてほしいものとして、「育児疲れ・子の看護疲れなどに対応してくれるサポート」を求める意見が多くみられます。このため、保護者の孤立感や子育てへの不安などを和らげることで、ひいては虐待につながることを防ぎ、支援が必要な家庭が、適切なサービスや支援に結びつくよう気軽に相談できる仕組みや体制づくりが重要となっています。

また、貧困家庭に生まれたこどもは生活面や学習面などで不利な状況に置かれ、将来的に貧困から抜け出せない貧困の連鎖が社会問題となっており、千葉県が実施した「こどもの生活実態調査」においても、困窮世帯に属するこどもは、健やかな成長に必要な多様な体験や学びの機会に制約がみられる傾向が見受けられました。

このような状況を踏まえ、ライフステージを通じた医療・保健・福祉・保育・教育関係者の緊密な連携の確保とネットワークを充実させること、児童虐待・障害・貧困などに対しては地域や関係機関とも連携しつつ、課題に応じた支援策を強化していく必要があります。

(2) こどもの居場所の確保・・・基本目標2 関連

地域のつながりの希薄化、少子化の進展などにより、孤独や孤立、いじめ、虐待など、こどもを取り巻く課題が複雑かつ複合化するなか、こどもが地域の人と交流することができ、ここにいたいと思える身近な居場所の必要性が増しています。

八千代市では、学童保育所の定員の拡充や放課後子ども教室の開設により、放課後に安心して過ごすことができる居場所の確保に努めてきたところですが、平成 30 年度と比較し、社会情勢や保護者の

就労環境の変化によりニーズが高まっていることから、適切な需要を把握し、更なる環境の整備と充実に努めていくことが求められます。

「こども・若者の意識調査」では、「ホッとできて安心する場所」として、「自分の部屋」「自宅」「学校や職場」「祖父母・親戚の家」を除くと、「インターネット空間」が 21.6%、「公園や自然の中で遊べる場所」が 14.1%、「コンビニや飲食店、カラオケボックス・ゲームセンターなど」が 8.8%となっています。一方で、「ホッとできる場所はない」の割合は 1.4%みられます。

今後も引き続き、適切なニーズを把握し、こどもの居場所を整備していく必要があります。

(3) 質の高い教育・保育の充実・・・基本目標3関連

こどもの人口が減少傾向にあるものの、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、平成 30 年度と比較し、フルタイムで勤務する母親の増加により、長時間こどもを預けるための需要が高まっています。

本市では、これまでも、教育・保育環境の整備を計画的に進めてきたところですが、母親の就業率の上昇が今後も見込まれる中、社会情勢や家族構成などの変化及び保護者の望む保育環境の多様化に伴う教育・保育のニーズの変化を的確に把握するとともに、こども誰でも通園制度（通称）などの新たな保育需要等も把握し、これらに適切に対応できるよう、本市の特性に応じた環境の整備と充実に努めていくことが求められています。

また、幼児期の教育の成果を小学校へつなぎ、こどもが円滑に小学校生活を始めることができるよう、幼稚園・保育所・認定こども園などの幼児教育と小学校教育の架け橋期の連携を図り、学びの連続性を確保する必要があります。

(4) 妊娠期からの切れ目ない支援の充実・・・基本目標4関連

「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、保護者同士や親子で参加する交流の機会や相談の機会の充実を望む意見が多くあるため、妊娠、出産、子育ての不安が解消され、安心してこどもを生み育てることができるよう、保健・福祉等が連携した切れ目ない支援を実施していく必要があります。

また、子育てに関する情報の入手状況について、およそ半数近くの人が十分に入手できておらず、また一時預かり等の事業を知らなかったという声や、子育て支援に関する情報がわかりづらいという声もあるため、切れ目ない支援を実施していく上で、情報提供の充実やわかりやすい情報発信に努めていく事も重要となっています。

(5) 仕事と子育ての両立・・・基本目標5関連

「子ども・子育て支援に関するアンケート調査（就学前保護者）」によると、母親の就労状況について5年前と比較して「フルタイムで就労している」が 6.9 ポイント増加している一方、「就労していない」は 10.8 ポイント減少しており、今後も母親の就労率の上昇が見込まれています。このような家庭環境の変化の中、家庭内において負担が特定の誰かに偏ることなく、男女ともに協力しながら育児に参加することは、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備していくといった観点から重要なこ

とです。

これらを実現するためには、子育て家庭が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の下、子育てしていけるよう、父親の育児・子育て参加を促進しつつ、総合的な子育て支援を展開し、更に社会全体で育児や子育ての役割、育児休業等に対する理解を深められるよう周知・啓発し、多様な家庭環境を支える社会的基盤形成をより進め、広げていく必要があります。

（６）地域の子育て支援ネットワークの推進・・・基本目標６関連

「こども・若者の意識調査」では、地域とのつながりについて、「どちらかといえば感じない」「感じない」が15歳から29歳の全体で69.3%となっており、20歳から24歳で73.0%、25歳から29歳で78.4%と年齢があがるにつれ地域とのつながりを感じない傾向にあります。

共働き家族の増加、兄弟姉妹の数の減少等子育て家庭やこどもの育ちをめぐる環境は、大きく変化してきました。また、個人の意識の多様化等から子育て世代にも複合化したニーズが生まれてきており、こどもの社会的孤立・孤独や貧困等、様々な社会的問題が発生しています。

地域の人々が育児や子育ての役割、育児休業等に対する理解を深めるよう周知・啓発などにより、多様な家庭環境を支える社会的基盤形成をより広げていく必要があります。

（７）こどもが健やかに育つ環境・・・基本目標７関連

こども・若者の意識調査において、市に期待したいこと、地域の人に言いたいことについて意見聴取したところ、「交通について」の割合が26.9%と最も高く、次いで「まちづくりや市の活性化全般について」の18.9%となっており、外出しやすい環境の整備が求められています。

こどもが健やかに成長していくためには、居住環境が整備されるとともに、安心して外出・移動できる都市環境の整備が必要です。こどもが安心して育つ観点から利用しやすい道路等の整備・充実を進めるとともに、こどもを事故や犯罪の被害から守り、安全で安心できるまちを目指します。

第3章

計画の基本的な考え



1 基本理念

すべてのこどもは、これからの社会を担うかけがえのない大切な存在です。こども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての市民に共通する願いです。こどもの存在は、社会や地域にとってこの上ない喜びであり希望です。同時に、伝統や文化を受け継ぎ、さらに新しい時代を築いてくれる社会の宝でもあります。

こども基本法及びこども大綱では、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を、こどもの声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望をもって、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりをめざし、本計画においては、『すべてのこどもが健やかに育つまち やちよ』をめざして』を基本理念に掲げます。

「すべてのこどもが健やかに育つまち やちよ」をめざして

2 基本的視点と基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つの基本的視点と7つの基本目標を設定し、推進していきます。

【 基本的視点 】

こども視点～こどもの権利が尊重され、心身ともに健やかに育つことができる

こどもは、一人ひとりの個性があり、人や自然とふれあう中で自ら育つ力をつけていくものです。こどもが自分らしく生きていくためには、こどもの命があらゆる危険から守られ、育ち、参加することができるよう、こどもの権利を保障することが必要です。また、こどもは十分に意見を聞いてもらう体験を通して自分自身の意志を持ち、それを自分の言葉であるいは別の表現方法で人に伝えることを通して関わりをつくっていきます。こども一人ひとりの最善の利益が尊重された社会を実現するために、こどもの主体的な参加の機会を保障することと併せて、自分の意見を外に向けて発信する力を身につけていけるような環境の構築を目指します。

子育て視点～子育て家庭が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができる

安心して子育てをするためには、妊娠・出産期から切れ目ない支援を行っていくことが必要です。このため、子育てで孤立することがないよう保護者同士の交流の機会の提供や相談支援の充実のほか、子育てに関する情報提供の充実など、子育てに対する不安や負担の軽減を図ります。また、学童保育

所や放課後子ども教室をはじめとしたこどもの居場所を確保していくなど、本市で子育てをしたいと思える事業の展開を目指します。

こども中心の地域視点～地域がこどもや家庭をやさしく見守り、支えることができる

子育て家庭の孤立化が深刻です。親と子の暮らしが家庭の中だけで閉じてしまうのではなく、地域に広がり・つながっていくという視点が重要です。また、こどもは、さまざまな人との関わりを通して、社会性や他人を思いやる心を育てていきます。地域社会を構成する多様な主体が、こどもや子育て家庭に積極的に関わる視点が重要です。

【 基本目標 】

基本目標1 すべてのこどもの最善の利益を図ります

基本目標2 こどもが学び成長できる環境を整えます

基本目標3 質の高い教育・保育の環境を整えます

基本目標4 安心してこどもを生き育てることができる環境を整えます

基本目標5 仕事と子育てを両立することができる支援を充実します

基本目標6 こどもや子育て家庭を地域で見守り、支える支援を充実します

基本目標7 こどもや子育て家庭が安心・快適に暮らすことができる支援を充実します

「こどもまんなか社会」

こども中心の地域視点

子育て視点

こども視点



持続可能な開発目標（SDGs）との関連

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を目指し、全世界共通の目標として経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。SDGs は、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、そのうち本計画と関連性が高い目標として、以下の目標が挙げられます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターホームページ

本計画においてこのSDGsの考え方を視点として取り入れ、「誰一人取り残さない」こどもみんなが社会の実現を目指します。

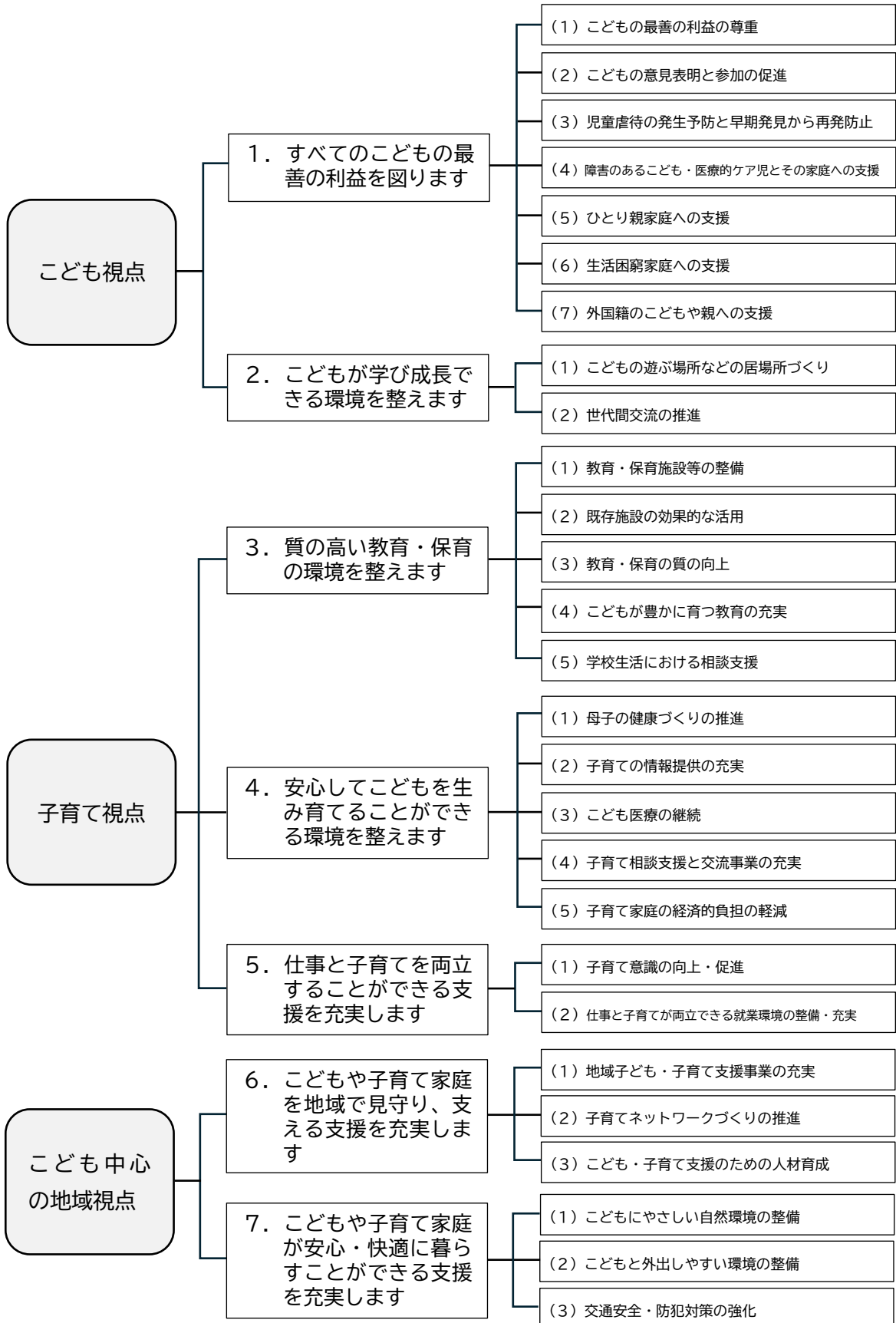
3 施策の体系

[基本目標]

[施策の方向]

基本理念

「すべてのこどもが健やかに育つまち やちよ」をめざして



4 事業一覧

基本目標	施策の方向	No	事業名
1. すべてのこどもの最善の利益を図ります	(1) こどもの最善の利益の尊重	1	こどもの権利に関する啓発の充実
		2	スクールカウンセラー等による相談の実施
		3	ヤングケアラーへの支援
		4	八千代市第2次いのち支えるまちづくりプランに基づくこども・若者の自殺対策
		5	千葉県スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置
		6	不登校相談窓口、リーフレットの作成・周知、八千代市スクールソーシャルワーカーの配置
		7	特別支援教育支援員・特別支援学級介助員の配置
		8	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組の実施
		9	児童生徒等のジェンダー平等の意識づくり
		10	女性のための相談の実施及び各種相談窓口の周知
		11	八千代市健康まちづくりプラン（八千代市成育基本計画）の推進
	(2) こどもの意見表明と参加の促進	12	子どもサミットの開催
		13	学校行事の企画への参加
		14	こどもの社会参画・意見反映の推進
		15	こどもの広報活動への参加
		16	こどもの意見を取り入れた事業等の促進
		17	こどもに対する情報提供の充実
		18	こどもアドボカシーの実現に向けた推進
	(3) 児童虐待の発生予防と早期発見から再発防止	19	要保護児童対策地域協議会の機能強化
		20	虐待に対する相談援助体制の充実強化
		21	虐待防止対策
		22	虐待予防の広報・啓発の充実
	(4) 障害のあるこども・医療的ケア児とその家庭への支援	23	障害を抱えるこども及び家庭への支援
		24	児童発達支援センターによる障害児支援
		25	関係機関の連携による障害児支援
		26	医療的ケアの受入体制（園児・児童・生徒）
		27	発達に課題のある園児への支援
		28	保護者同士の交流や学習の支援
		29	就学相談の実施（就学前児童）
		30	就学相談の実施（児童・生徒）
		31	インクルーシブ教育システムの構築
		32	医療的ケア児等コーディネーターの配置
	(5) ひとり親家庭への支援	33	保育園や学童保育所の優先利用
		34	ひとり親家庭への相談支援
		35	ひとり親家庭への日常生活支援
	(6) 生活困窮家庭への支援	36	こどもの学習・生活支援事業
		37	就学困難な児童・生徒への学用品等の援助
		38	就学困難な児童・生徒への給食費等の援助
		39	自立相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）
	(7) 外国籍のこどもや親への支援	40	外国籍の親子に対する子育てに必要な情報提供
		41	外国籍の親子に対する子育てに必要な相談支援
		42	外国籍の児童・生徒への学校生活等の支援

基本目標	施策の方向	No	事業名
2. こどもが学び成長できる環境を整えます	(1) こどもの遊ぶ場所などの居場所づくり	43	放課後子ども教室の整備
		44	長期休業中の児童の居場所づくり
		45	こどもの居場所づくり
		46	都市公園の充実
	(2) 世代間交流の推進	47	シニア世代との交流
		48	異年齢間のこどもの交流
3. 質の高い教育・保育の環境を整えます	(1) 教育・保育施設等の整備	49	教育・保育施設等の整備事業
		50	地域の実情に応じた保育の実施
	(2) 既存施設の効果的な活用	51	既存施設の効果的な活用
		52	研修等による資質の向上
	(3) 教育・保育の質の向上	53	幼稚園と保育園等の連携・情報共有
		54	幼稚園・保育園等と小学校との円滑な接続
		55	教育・保育施設等への指導監査の実施
	(4) こどもが豊かに育つ教育の充実	56	教育・保育施設における幼児教育の充実
		57	こども向け講座等の実施
	(5) 学校生活における相談支援	58	スクールカウンセラーによる相談の実施
		59	不登校・ひきこもり児童生徒への支援
		60	学校生活等における相談の充実
		61	非行防止等に係る相談の充実
4. 安心してこどもを生き育てることができる環境を整えます	(1) 母子の健康づくりの推進	62	乳幼児健康診査（内科・歯科）の実施
	(2) 子育ての情報提供の充実	63	充実した子育て情報の提供
		64	子育て情報のメール等配信
	(3) こども医療の継続	65	子ども医療費の助成
		66	小児救急医療体制の維持
	(4) 子育て相談支援と交流事業の充実	67	子育て世代包括支援センターでの包括的な支援の実施
		68	子ども家庭総合支援拠点の充実
		69	地域子育て支援事業の推進
		70	妊娠期から子育て期の交流の機会の充実
		71	こども家庭センター設置・運営
		72	地域子育て支援センターにおける支援の充実（地域子育て相談機関整備）
	(5) 子育て家庭の経済的負担の軽減	73	ひとり親家庭等への手当の支給
		74	ひとり親家庭等への自立支援給付金の支給
		75	児童手当の支給
		76	特別児童扶養手当の支給
77		障害児福祉手当の支給	
78		心身障害児福祉手当の支給	
79		子育て家庭の住環境の整備（市営住宅）	
5. 仕事と子育てを両立することができる支援を充実します	(1) 子育て意識の向上・促進	80	ハローベビー教室の開催
		81	男女共同の子育ての推進
		82	子ども支援センター等における父親向け行事等の開催
	(2) 仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実	83	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発の促進
		84	特定事業主行動計画の推進
		85	就業に関する情報提供

基本目標	施策の方向	No	事業名
6. こどもや子育て家庭を地域で見守り、支える支援を充実します	(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実 「★」は、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業です。	86	時間外保育事業
		87	放課後児童健全育成事業（学童保育所）
		88	一時預かり事業
		89	★乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
		90	病児保育事業（病児・病後児保育事業）
		91	ファミリー・サポート・センター事業
		92	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
		93	利用者支援事業
		94	地域子育て支援拠点事業
		95	★子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
		96	★児童育成支援拠点事業
		97	★親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）
		98	乳児家庭全戸訪問事業
		99	養育支援訪問事業
		100	妊婦健康診査事業
		101	★妊婦等包括相談支援事業
		102	★産後ケア事業
		103	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
		104	実費徴収に係る補足給付を行う事業
		(2) 子育てネットワークづくりの推進	105
106	地区青少年健全育成連絡協議会への支援		
107	家庭教育相談担当者協議会への参加		
(3) こども・子育て支援のための人材育成	108	子育て支援ボランティアの促進	
	109	生涯学習ボランティアバンクの推進	
	110	青少年指導育成事業の実施	
7. こどもや子育て家庭が安心・快適に暮らすことができる支援を充実します	(1) こどもにやさしい自然環境の整備	111	安全で安心な生活環境の保全のための調査活動の推進
		112	安全で安心な生活環境の保全のための啓発活動の推進
		113	不法投棄対策の推進
		114	生物多様性保全事業（谷津・里山・ほたるの里の保全）の推進
	(2) こどもと外出しやすい環境の整備	115	道路整備の推進
		116	交通安全施設整備の推進
		117	公共交通対策の推進
		118	移動式赤ちゃん休憩室の貸出
		119	学校運営協議会及び地域学校協働本部の推進
	(3) 交通安全・防犯対策の強化	120	子ども110番の家の推進
		121	市民防犯パトロールの促進
		122	交通安全教育啓発事業の実施
		123	有害情報対策の推進
		124	やちよ防犯情報メールの配信
		125	ネット安全教室の実施
		126	こども自身が自ら身を守るための学習プログラムの充実

第4章

施策の展開



基本目標 1

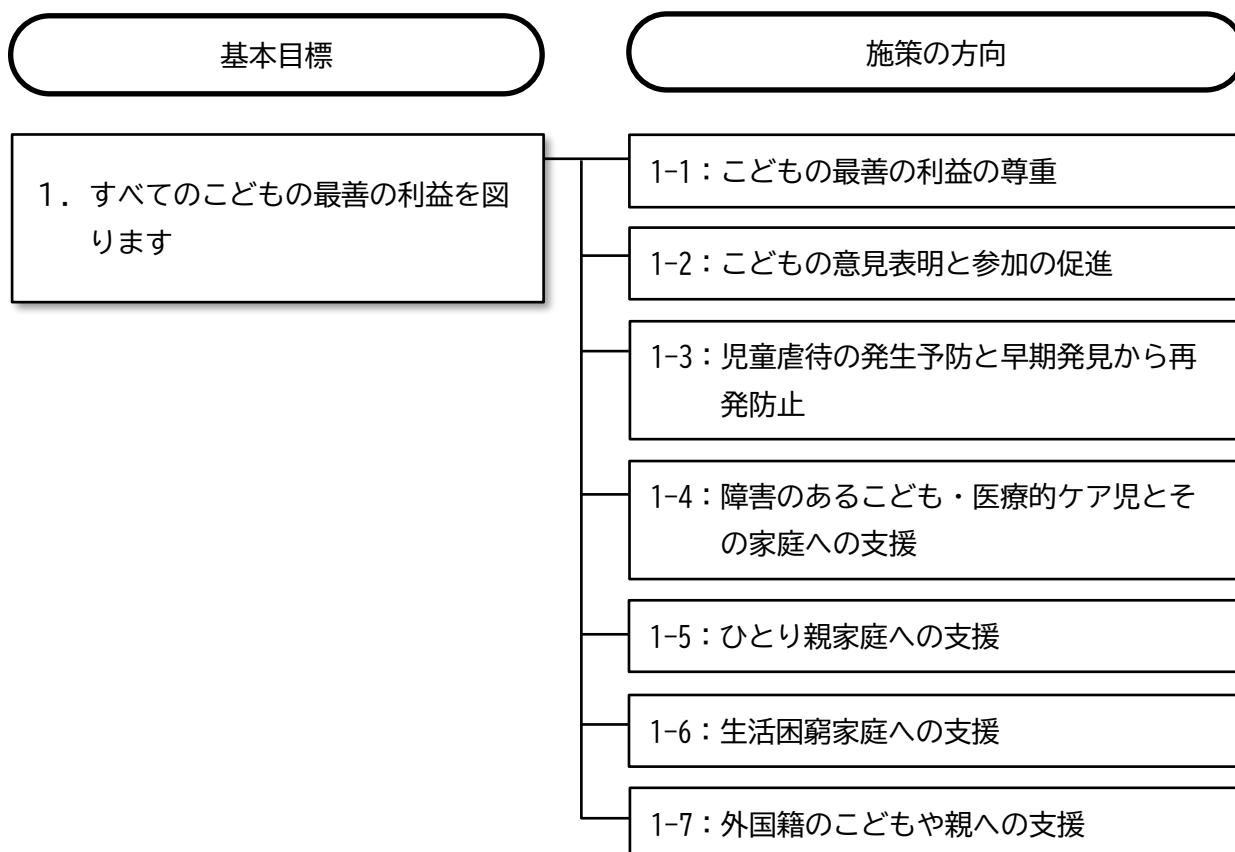
すべてのこどもの最善の利益を図ります

●現状と課題

一人ひとりのこどもが健やかに育つためには、「生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利」などがいかなる状況にあっても等しく尊重され、保障されなければなりません。

本市の基本理念である『「すべてのこどもが健やかに育つまち やちよ」をめざして』の実現に向け、こどもが暮らす様々な場面でこどもの最善の利益が図られるよう、家庭教育などを通して親の子育てを支援し、地域ぐるみでこどもを見守り、子育て家庭の孤立を防ぐ体制を整備するとともに、社会全体でこどもの権利を守る視点を持ち、虐待の予防やいじめの早期発見、早期対応のための取組を推進します。

●施策体系



施策の方向 1-1

こどもの最善の利益の尊重

「こどもにとって一番良いこと（最善の利益）」は、こどもの権利が守られ、こどもの体や心、社会的な発達を保障することを目的としています。こどもの最善の利益が尊重されるために必要な基盤づくりを進めるとともに、こどもや大人がこどもの権利について理解を深められるよう啓発し、こども自身が自由に相談できる体制の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
1	こどもの権利に関する啓発の充実	こどもの権利についてホームページ等を活用し、普及啓発に取り組みます。	子育て支援課
2	スクールカウンセラー等による相談の実施	千葉県の配置により、臨床心理に関し専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等が、児童・生徒の相談に応じ、サポートします。	指導課
3	ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者）の把握に努めるとともに、包括的、計画的な支援を実施するため、教育、高齢者福祉、障害福祉、介護、医療等の多機関と連携した支援体制を構築します。	子ども福祉課 （子ども相談センター） 福祉総合相談課
4	八千代市第2次いのち支えるまちづくりプランに基づくこども・若者の自殺対策	こどもや若者が悩んだ時に相談ができたり、助けを求める声を上げることができるよう、福祉、保健、教育部門等それぞれが連携を強化し、こどもの居場所づくりのほか、情報の普及啓発や年代に応じた相談体制の整備など、多面的支援に取り組みます。また、こどもの変化に気づいた保護者や地域の人々など、周囲の人からの相談を受ける体制や、それに基づき本人に働きかける連携体制の整備も推進します。	健康づくり課 障害者支援課
5	千葉県スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	公立小中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置により、自殺や犯罪等からこどもを守ります。	指導課
6	不登校相談窓口、リーフレットの作成・周知、八千代市スクールソーシャルワーカーの配置	不登校児童生徒への教育機会確保のため、関係機関の連携体制を確保します。	指導課
7	特別支援教育支援員・特別支援学級助員等の配置	こどもが安心して過ごし学ぶことのできる環境整備の充実に努めます。	指導課
8	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組の実施	「合同企業説明会」の共催・後援、「再就職支援セミナー」の主催・共催、地域就業相談室の運営協力を実施します。	商工観光課

No.	事業名	事業概要	担当課
9	児童生徒等のジェンダー平等の意識づくり	リーフレットやパネル等を活用し、ジェンダー平等について児童生徒が認識を持つきっかけを作ります。	企画経営課 (男女共同参画センター)
10	女性のための相談の実施及び各種相談窓口の周知	さまざまな悩みや不安を抱える若者及びその家族が利用できる相談業務を行うとともに、解決へとつなげる支援を行います。また、各種相談窓口の周知を図ります。	企画経営課 (男女共同参画センター)
11	八千代市健康まちづくりプラン（八千代市成育基本計画）の推進	プレコンセプションケア等、成育医療等に関する取組を推進します。	母子保健課

施策の方向 1-2 こどもの意見表明と参加の促進

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、及び「その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。こどもたちの意見を施策や事業に反映させ、運営などへの参加の促進を図るとともに、こどもたちが必要な情報を得られるよう、情報提供体制の整備を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
12	子どもサミットの開催	子どもサミットを開催し、小中学生が地域の主役として活躍できる場を保障することで、こども自身が学校内外で豊かな人間関係をつくり、主体的かつ意欲的に行動する力を養います。	指導課（学校）
13	学校行事の企画への参加	児童会や生徒会活動などを通じ、こどもたちの考えを学校行事へ反映します。	指導課（学校）
14	こどもの社会参画・意見反映の推進	こども施策について、意見を表明する機会及び社会的活動の参画を推進します。	子育て支援課
15	こどもの広報活動への参加	広報やちよなどの広報活動に、こどもが主体的に参加できるよう推進します。	広報広聴課
16	こどもの意見を取り入れた事業等の促進	こどもに関する講座等の実施にあたり、こどもの意見を取り入れます。	生涯学習振興課 (公民館)
17	こどもに対する情報提供の充実	ホームページ等を活用し、こどもに向けた情報提供の充実を図ります。	子育て支援課
18	こどもアドボカシーの実現に向けた推進	こどもアドボカシーについての情報収集等を実施し、情報等を職員へ共有することでアドボカシーの力量向上を図ります。	子育て支援課

施策の方向 1-3

児童虐待の発生予防と早期発見から再発防止

虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報共有を図るとともに、それぞれが持つ機能を十分に発揮することで、適切な支援を提供できるよう、各機関の連携と機能の強化を図ります。また、虐待の早期発見、早期対応、再発防止のために、こどもに関わる機関や地域に対し、児童虐待防止の啓発活動を行います。

No.	事業名	事業概要	担当課
19	要保護児童対策地域協議会の機能強化	要保護児童対策地域協議会を活用した機関連携の仕組みと調整機関の機能強化に努めます。	子ども福祉課 (子ども相談センター)
20	虐待に対する相談援助体制の充実強化	虐待に関する相談支援や対応が円滑に実施できるよう、職員の専門性を高めるための研修等の工夫を図るなど、虐待の相談援助体制の充実強化を図ります。また、相談に係る人員及び組織体制を実情に合わせて検討し、整備します。	子ども福祉課 (子ども相談センター)
21	虐待防止対策	児童虐待の背景には、養育者の心身の状態、経済問題、こどもの特性など、様々な要因があることを踏まえ、実情を把握し、有効な福祉サービス等の資源につなげ、社会環境の調整を行います。妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援を進める「子育て世代包括支援センター」などの相談窓口との連携により、虐待の未然防止や早期発見を図ります。また、具体的に体罰・暴言に頼らない対応について、子育て講座などを開催し、虐待防止に取り組みます。	子ども福祉課 (子ども相談センター)
22	虐待予防の広報・啓発の充実	市の広報紙やポスター・リーフレット等により、虐待の防止や早期発見に関する広報・啓発を進めます。	子ども福祉課 (子ども相談センター)

施策の方向 1-4

障害のある子ども・医療的ケア児とその家庭への支援

心身に障害のある子どもや医療的ケアが必要な子ども、そしてその家庭が地域で安心して暮らせるように、保健・医療・福祉・教育の各分野が連携し、適切な支援を行います。

また、発達が気になる子どもを早期に発見し、支援が必要な子どもに適切なサービスを提供できるように、相談や連携体制を整えます。

No.	事業名	事業概要	担当課
23	障害を抱える子ども及び家庭への支援	関係機関との連携強化を図り、各種障害福祉サービス等の給付など、障害を抱える子ども及び家庭に対する支援を行います。	障害者支援課
24	児童発達支援センターによる障害児支援	児童発達支援センター（ことばと発達の相談室含む）は、障害のある子どもやその家庭への相談支援を図るとともに、発達に支援が必要な子どもを対象とした療育を行います。	障害者支援課 （児童発達支援センター）
25	関係機関の連携による障害児支援	児童発達支援センターにおける巡回施設支援や外来相談などの事業の周知を図るとともに、関係機関との連携による障害児支援を行います。	障害者支援課 （児童発達支援センター）
26	医療的ケアの受入体制（園児・児童・生徒）	医療的ケアを必要としている子どもの教育・保育の機会の確保に向けて、ニーズや地域資源の現状を踏まえた上で、保健、医療、福祉、教育等の関係者と連携を図り、必要な人員を確保するなど円滑な受入体制の構築を目指します。	子ども保育課 指導課
27	発達に課題のある園児への支援	発達に課題のある園児を早期に発見し、適切な療育につなげていくため、研修等を通じて保育職員の資質の向上を図るとともに、児童発達支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、定期的に巡回指導を活用していきます。	子ども保育課 （保育園）
28	保護者同士の交流や学習の支援	発達に支援が必要な子どもの保護者同士の交流や学習を支援します。	障害者支援課 （児童発達支援センター）
29	就学相談の実施（就学前児童）	障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもの小学校への就学にあたり、関係機関と連携を図りながら、きめ細かな相談支援を行います。	障害者支援課 （児童発達支援センター）
30	就学相談の実施（児童・生徒）	発達が気になる児童・生徒や医療的ケアを必要とする児童・生徒の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、きめ細かな就学相談を行います。	指導課

No.	事業名	事業概要	担当課
31	インクルーシブ教育システムの構築	一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を目指し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用を推進します。 教職員の特別支援教育やインクルーシブ教育への理解を深める研修の実施に努めます。	指導課（学校）
32	医療的ケア児等コーディネーターの配置	コーディネーターを配置し、医療的ケア児等やその家族等からの相談対応や関係機関等へつなぐなどの支援を行い、地域のこどもの健やかな成育の推進に努めます。	障害者支援課

施策の方向 1-5 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、関係機関と連携しながら、就業に向けた支援を行うとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援、日常生活支援の充実に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
33	保育園や学童保育所の優先利用	ひとり親家庭のこどもが、保育園や学童保育所を優先的に利用することができるよう支援します。	子育て支援課 子ども保育課
34	ひとり親家庭への相談支援	母子・父子自立支援員が、生活、子育て、就労等の相談に対し、関係機関と連携し支援します。	子ども福祉課
35	ひとり親家庭への日常生活支援	ひとり親家庭の保護者に臨時的な仕事が入った時など、家庭生活支援員が、こどもの保育をはじめとした日常生活を支援します。	子ども福祉課

施策の方向 1-6 生活困窮家庭への支援

こどもを貧困の連鎖から断ち切り、家庭の状況に左右されることなく、将来の自立した生活を確保するため、全てのこどもの学びが保障されるよう、支援を行います。

No.	事業名	事業概要	担当課
36	こどもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯等のこどもに対し、学習意欲の向上、社会性の育成、将来設計の支援を実施し、高校への進学や中退防止に努め、こどもが安心して過ごせる居場所づくりを行います。また、学校生活やこどもの家庭生活の相談、学習に関する相談、こどもの進路や奨学金等の相談や情報提供を行います。	福祉総合相談課
37	就学困難な児童・生徒への学用品等の援助	就学困難な児童・生徒の学用品費等を扶助することにより、就学の援助を図ります。	学務課
38	就学困難な児童・生徒への給食費等の援助	要保護及び準要保護児童・生徒に対する医療費を助成します。また、準要保護児童・生徒に対する給食費の助成を行います。	保健体育課
39	自立相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）	生活困窮者の相談に応じ、関係機関との連絡調整を行い、就労や経済的基盤の安定を図ります。	福祉総合相談課

施策の方向 1-7 外国籍のこどもや親への支援

本市における外国人住民数は増加傾向にあり、言葉や文化の違いからくる問題を解決し、外国籍のこどもや親が、安心して学校生活や日常生活を送れるよう、必要な情報の提供や相談等の支援を行います。

No.	事業名	事業概要	担当課
40	外国籍の親子に対する子育てに必要な情報提供	生活に役立つ情報の多言語化に努めるとともに、関係部署と連携し、ホームページなどによる情報配信を行います。	シティプロモーション課
41	外国籍の親子に対する子育てに必要な相談支援	多文化交流センター等において、幼稚園や保育園等の申請手続きの相談など、外国籍の保護者に対し、翻訳機やテレビ電話通訳を用いた相談支援を行います。	シティプロモーション課
42	外国籍の児童・生徒への学校生活等の支援	外国語が堪能な教育相談員が、外国籍の児童・生徒の学校生活を支援します。	指導課（学校）

基本目標 2

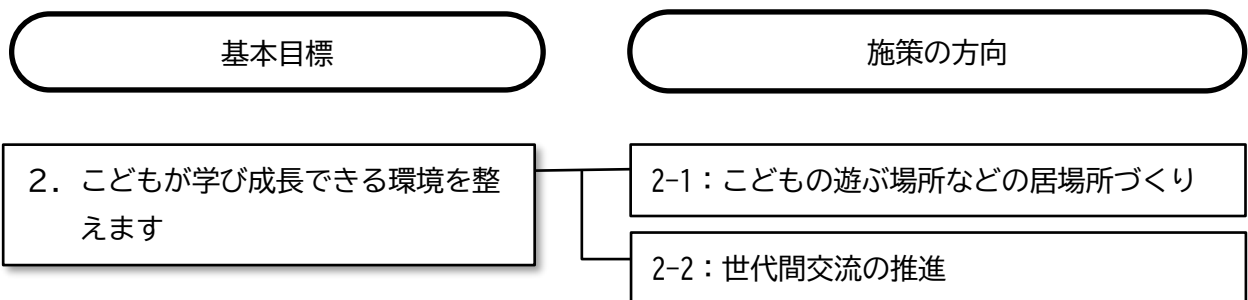
こどもが学び成長できる環境を整えます

●現状と課題

こどもたちは、遊びや文化活動を通して、仲間と力を合わせて活動することを体験し、豊かな感情を育み、人間としての「心」や健やかな「身体」を備えたり、郷土に対する関心や愛着を高めたりしていきます。しかし、少子高齢化の進行や都市化の進展により、家庭や地域社会において異世代が関わり合う機会などが減少しています。

こどもが、遊びやさまざまな人との交流、地域との関わりを通して、豊かな人間関係を築き、社会性や命の大切さなどを身につけられるよう、身近な地域において多様な体験・活動・交流ができるまちをつくることが求められています。

●施策体系



【すてっぴ 21 勝田台（勝田台南小学校併設）】



施策の方向 2-1 こどもの遊ぶ場所などの居場所づくり

こども・若者が、自尊感情・自己肯定感を育み、役割や出番を獲得できるような居場所づくりが求められています。全てのこどもに自分らしく過ごせる居場所を提供できるよう、居場所の充実に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
43	放課後子ども教室の整備	全ての小学校において放課後子ども教室の実施を目指します。また、その中で、実施が可能な学校から、学童保育所との校内交流型に取り組んでいきます。	子育て支援課

(市全域)

単位：校

	令和6年度 (参考)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施校数	13	14	15	17	19	21

No.	事業名	事業概要	担当課
44	長期休業中の児童の居場所づくり	関係部局と連携し、学童保育所や放課後子ども教室等を活用するなど、夏休みなどの長期休業中の児童の居場所の確保に努めます。	子育て支援課
45	こどもの居場所づくり	こどもの居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の実態調査を実施し、既存施設等で利用可能な資源の発掘など、様々な手法を検討し、こどもが安心して過ごせる施設の把握に努め、併せて居場所づくりの推進に取り組みます。また、学童保育や放課後子ども教室などについてもこれまで同様に需要に応じて整備に努めます。	子育て支援課
46	都市公園の充実	こどもの居場所や遊び場の拠点の一つとして、こどもが楽しめるように、開発行為に伴う公園整備の際には、事業者に対し、幼児のボール遊びができるスペースや魅力ある遊具の配置に配慮を求めるなど、こどもの視点に立った公園づくりに努めます。	公園緑地課

施策の方向 2-2 世代間交流の推進

こどもたちが社会の一員としての自覚を持ち、社会性や他人を思いやる心、豊かな人間性を育み、健全な人間関係を築いていくため、様々な人たちとの交流の機会を提供し、世代間の交流を推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
47	シニア世代との交流	保育園・幼稚園等での昔遊びなどを通じた、シニア世代との積極的な交流及び学校等での遊びなどへのシニア世代の積極的な参加を促進します。	子ども保育課 (幼稚園・保育園) 指導課(学校) 子育て支援課 生涯学習振興課
48	異年齢間のこどもの交流	放課後子ども教室などの開催を通して、異年齢のこどもたち同士の交流の場を提供します。	子育て支援課



基本目標 3

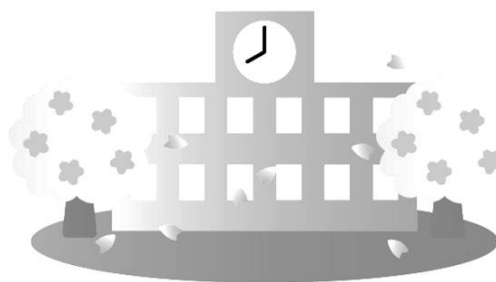
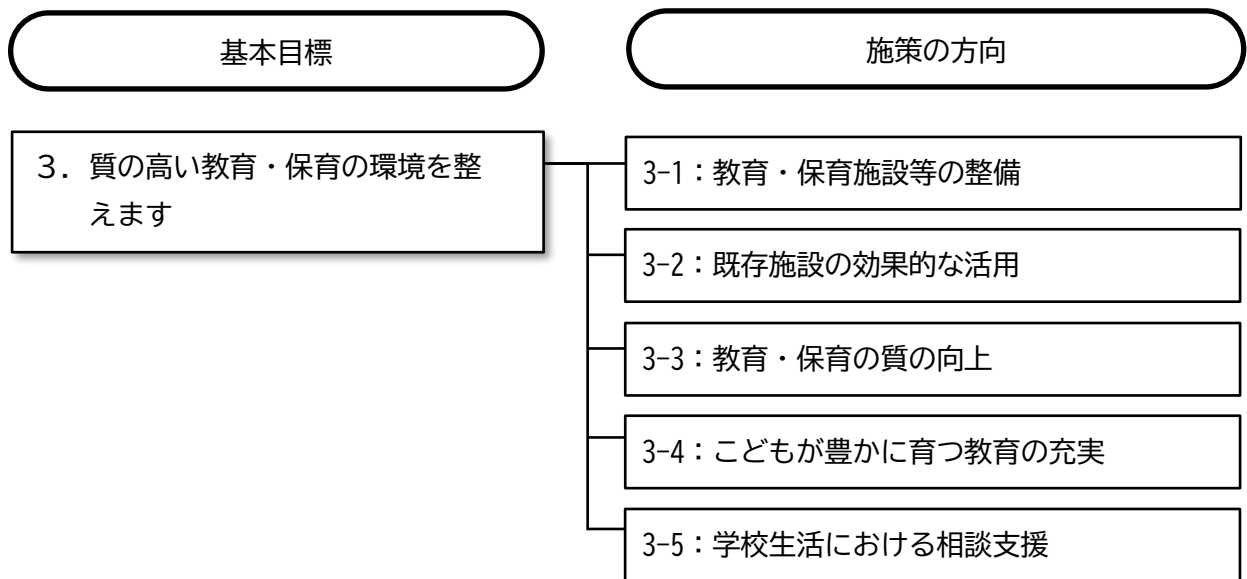
質の高い教育・保育の環境を整えます

●現状と課題

一人ひとりの個性を生かし、可能性を伸ばすことができる教育・保育により、こどもたちが健やかに、そして豊かに成長できるまちをつくることが求められています。

保護者が安心して働き続けるためには、保育の量の確保だけでなく、質の確保も重要です。また、幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼児教育の役割はますます重要となっています。

●施策体系



施策の方向 3-1 教育・保育施設等の整備

全てのこどもが、発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう整備します。事業の内容及び「量の見込み（需要量）」とそれに対応する「確保方策（供給量）」については第5章に示します。

（事業 N049、50 P89～98 参照）

施策の方向 3-2 既存施設の効果的な活用

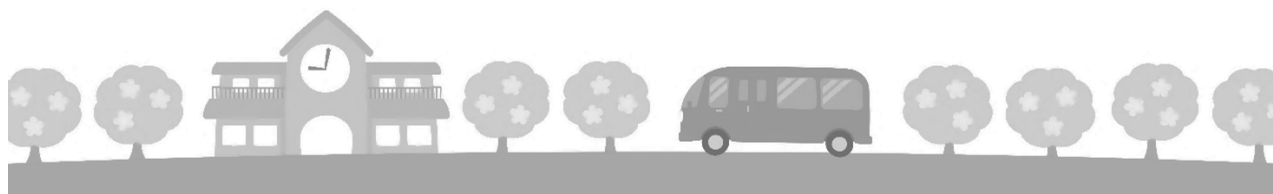
公立保育園のあり方を検討するとともに、保育園等施設的环境改善を進めるなど既存施設の効果的な活用に取り組みます。事業の内容については第5章に示します。

（事業 N051 P99 参照）

施策の方向 3-3 教育・保育の質の向上

教育・保育の質の向上に向けた取組を推進するとともに、保育士や幼稚園教諭等に研修を行い、人材の資質向上に努めます。事業の内容については第5章に示します。

（事業 N052～55 P99 参照）



健康で心豊かなこどもを育むために、一人ひとりのこどもの個性を生かし、豊かな育ちを保障する幼児教育の充実を図ります。また、こどもたちが、様々な体験ができる学習の機会を確保します。

No.	事業名	事業概要	担当課
56	教育・保育施設における幼児教育の充実	保育者主導による集団主義、協調性を重視した一斉保育から、こどもがやりたいと思う気持ちを大切に、興味に従って自ら活動を選び、目的を果たすために自ら考える非認知能力やレジリエンス（困難を乗り越え立ち直る力）などの人間力の育成を目指した教育を取り入れます。また、これらを市民に分かりやすく伝える手法を検討するほか、民間保育施設との合同研修を通じた意見交換などを通じ、保育園ごとに実施している先進的な取組を共有し、保育士等の質の向上を目指します。	子ども保育課 (保育園)
57	こども向け講座等の実施	こどもを対象とした講座や子育てに関する勉強会、親子レクリエーション等を実施し、参加者に満足してもらえる事業展開に努めます。	生涯学習振興課 (公民館)



いじめや不登校、ひきこもりなど、様々な問題を抱える児童・生徒の学校適応を支援するため、困ったときや悩んだときに相談できるよう、身近に相談できる体制を充実します。

No.	事業名	事業概要	担当課
58	スクールカウンセラーによる相談の実施	千葉県が配置している臨床心理に関し、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーが、児童・生徒の保護者の相談に応じ、サポートします。	指導課
59	不登校・ひきこもり児童生徒への支援	相談や通所による支援のほか、相談機関等へ出向くことができない児童生徒を対象にした訪問相談、カウンセラーによるカウンセリング等を通して、関係機関と連携を図りながら、問題を抱える児童生徒とその家庭を支援します。	指導課（教育支援センター）
60	学校生活等における相談の充実	いじめや不登校、学校生活での悩み・心配事、本人自身に関する事など、児童・生徒やその保護者からの相談に関係機関と連携して対応するとともに、様々な相談に対応できるよう、環境整備に努め、相談体制の充実を図ります。	指導課（教育センター）
61	非行防止等に係る相談の充実	児童・生徒の非行防止と健全育成を図るため、関係機関と連携し、児童・生徒や保護者等からの相談に対応するとともに、相談体制の充実を図ります。	指導課（青少年センター）



基本目標 4

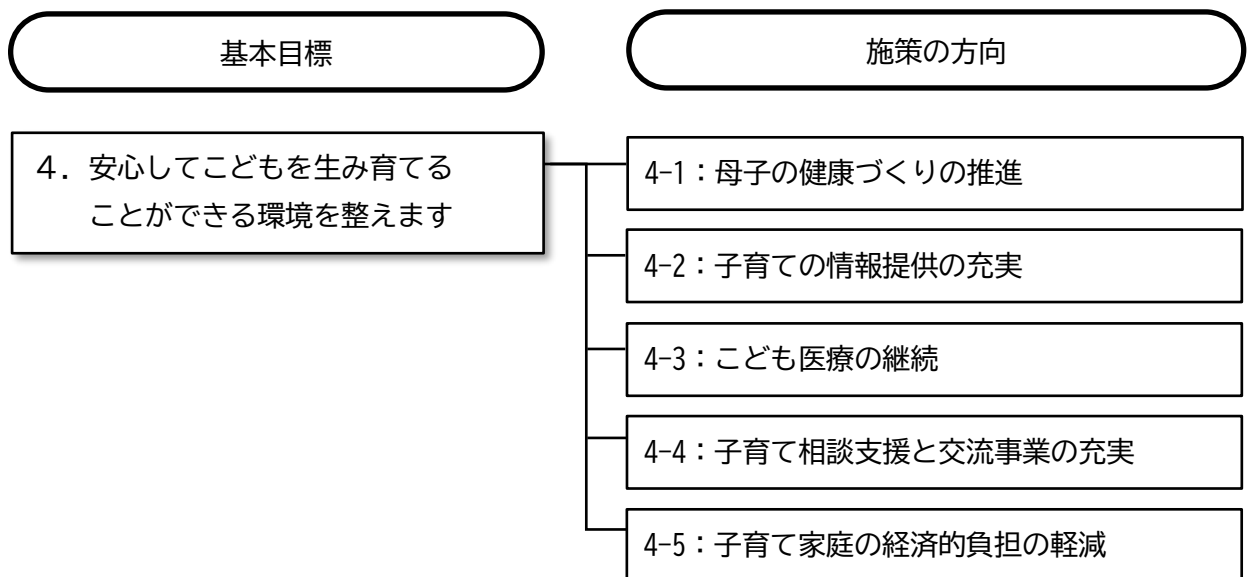
安心して子どもを産み育てることができる環境を整えます

●現状と課題

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を抱えている親が増えています。また、子育てや教育にかかる経済的負担は大きく、理想の数の子どもを持たない夫婦も多くみられます。

妊娠、出産、子育ての不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、保健・福祉・健康・教育などの各分野が連携して、親が、親として育つために、学習の機会や場の整備を行うなど、子どもや親を支えるまちをつくることが求められています。

●施策体系



施策の方向 4-1 母子の健康づくりの推進

安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、各種健診や訪問指導等の実施、相談体制の充実を通じて、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うことにより、親子の健康増進を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
62	乳幼児健康診査（内科・歯科）の実施	乳幼児に対しての健康診査を通じ、健康の保持増進を図るとともに、適切な支援、療育につながるための援助を行います。	母子保健課

施策の方向 4-2 子育ての情報提供の充実

子育てについての不安や負担の軽減を図るためには、必要な時に必要な情報が得られることや、気軽に相談できる環境を整えていくことが必要です。子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、メール配信や子育て情報サイトなどの様々な媒体を活用し、見やすさと分かりやすさに配慮した情報を発信し、子育て中の家庭が必要な情報を入手しやすい環境を整備します。

No.	事業名	事業概要	担当課
63	充実した子育て情報の提供	幼稚園や保育園に関する情報のほか、子育てに関するあらゆる情報を市の子育て情報サイトに集約するとともに、見やすさと分かりやすさに配慮した上で、充実した情報の提供を行います。	子ども部各課
64	子育て情報のメール等配信	市が主催するものに関わらず、子どもや子育てに関する様々な情報をあらかじめ登録した人にメール等で配信する手段を確立し、関係各課が協働しながら、子育てに役立つ情報を積極的に配信していきます。	子ども部各課

施策の方向 4-3 こども医療の継続

こどもやその保護者が安心・安全に過ごせるよう、医療費の経済的支援を行うとともに、夜間・休日の救急医療体制の維持に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
65	子ども医療費の助成	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、0歳から高校生年代までのこどもの医療費の全部または一部を助成します。	子ども福祉課
66	小児救急医療体制の維持	夜間や休日にこどもの具合が急に悪くなったときに必要な医療が受けられるよう小児救急医療体制の維持に努め、安心してこどもを育てることができるよう支援します。	健康福祉課

施策の方向 4-4 子育て相談支援と交流事業の充実

保護者の育児不安などの軽減を図るため、相談体制を充実するとともに、地域子育て支援拠点事業と連携し、親子のふれあいや、交流の機会の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
67	子育て世代包括支援センターでの包括的な支援の実施	母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠・出産・子育てに関する包括的な相談支援を行います。また、利用者が適切な支援やサービスにつながるよう必要な支援の調整や子ども家庭総合支援拠点などの関係機関と連絡調整を行い、妊娠期から乳幼児期まで切れ目ない支援を実施します。	子ども保育課 (子ども支援センター・地域子育て支援センター) 母子保健課 子ども福祉課 (子ども相談センター)
68	子ども家庭総合支援拠点の充実	児童虐待のほか、子育てに関するあらゆる悩みや困り事などの総合相談窓口として、18歳未満のこどもとその家庭(妊産婦含む)に対し、関係機関と連携を図りながら、充実した支援を行います。	子ども福祉課 (子ども相談センター)

No.	事業名	事業概要	担当課
69	地域子育て支援事業の推進	子ども支援センターすてっぴ21大和田・勝田台及び公立保育園3園に併設する地域子育て支援センターを拠点として、子育て支援事業を展開し、妊娠期から出産、乳幼児期までの切れ目のない支援の提供をします。また、母子保健課と地域の子育て支援者と連携を図り、安心して子育てができる地域づくりを推進します。	子ども保育課 (子ども支援センター・地域子育て支援センター) 母子保健課
70	妊娠期から子育て期の交流の機会の充実	子育ての孤立化の防止や子育て不安の解消を図るとともに、養育支援の必要な家庭の早期発見のため、妊娠期の教室や赤ちゃん広場などの交流や講座等を実施し、乳幼児の親子が地域でつながることができるよう、交流の機会を設けます。	母子保健課
71	こども家庭センター設置・運営	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」を設置し運営します。	子ども福祉課 (子ども相談センター) 母子保健課
72	地域子育て支援センターにおける支援の充実(地域子育て相談機関整備)	子ども支援センター等の身近な場所で、全ての子育て家庭やこどもが身近に相談できる地域子育て相談機関を設置し、個別ニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行いこども家庭センター等の関係機関と連携し、必要に応じて支援を継続して行います。	子ども保育課 (子ども支援センター・地域子育て支援センター) 母子保健課



【すてっぴ21大和田(子ども子育て支援複合施設「ハルモニア」内)】

こどもが、生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を整備することは社会の責務です。子育て家庭の経済的負担を軽減するために、各種の助成や給付など、子育て家庭への経済的支援を行います。

No.	事業名	事業概要	担当課
73	ひとり親家庭等への手当の支給	母子・父子家庭及び寡婦等に対して、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費等助成金等の支給を行い、生活の安定と向上を図ります。	子ども福祉課
74	ひとり親家庭等への自立支援給付金の支給	母子・父子家庭の就労のための資格取得等を支援するため、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金を支給します。	子ども福祉課
75	児童手当の支給	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、児童手当法に基づき、児童手当を支給します。	子ども福祉課
76	特別児童扶養手当の支給	在宅で20歳未満の重度の心身障害児を監護している保護者に特別児童扶養手当を支給します。	障害者支援課
77	障害児福祉手当の支給	重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を要する20歳未満の心身障害児に障害児福祉手当を支給します。	障害者支援課
78	心身障害児童福祉手当の支給	20歳未満の心身障害児の保護者に心身障害児童福祉手当を支給します。	障害者支援課
79	子育て家庭の住環境の整備 (市営住宅)	市営住宅を整備し、子育て家庭向けに、一般世帯用及び母子世帯用の住宅を供給します。	健康福祉課

基本目標 5

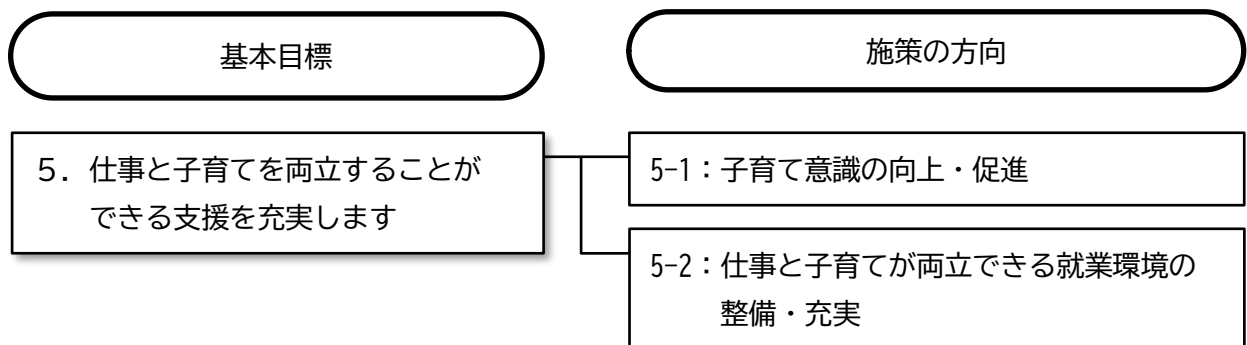
仕事と子育てを両立することができる支援を充実します

●現状と課題

国の「ワーク・ライフ・バランス憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

社会全体の子育てに対する理解や子育て意識の向上・促進を図り、親子が共に過ごす時間が確保され、仕事をしながら子育てする親を支えるまちを実現することが求められています。

●施策体系



施策の方向 5-1 子育て意識の向上・促進

個人だけでなく社会や企業において、男女が固定的役割分担意識にとらわれることなく、家事・育児等への参画を更に進め、主体的に仕事と生活を両立しながら暮らすことができる社会の実現に向けた啓発や取組を行います。

No.	事業名	事業概要	担当課
80	ハローベビー教室の開催	夫婦で共に子育てする意識を啓発するために、夫婦参加型の子育て教室を開催します。	母子保健課
81	男女共同の子育ての推進	夫婦で子育てする意識を啓発するため、しおり、インターネット、講座等により子育てに関する情報を提供します。また、参加しやすい行事等の実施を図ります。	子ども保育課 (子ども支援センター・地域子育て支援センター・保育園) 企画経営課 (男女共同参画センター)
82	子ども支援センター等における父親向け行事等の開催	子ども支援センター・地域子育て支援センターで、父親参加型行事等の開催を通して、父親が子どもと一緒に参加して学んだり遊んだりする機会や父親同士の交流の場を提供します。	子ども保育課 (子ども支援センター・地域子育て支援センター)

施策の方向 5-2 仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実

子育て期に多様で柔軟な働き方が選択でき、育児休業を取得しやすいなど、仕事と子育てが両立できるよう、子育て家庭に配慮したやさしい職場環境の整備を促進します。また、就業希望者への就業に関する情報提供に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
83	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発の促進	今までの働き方を変えることによって、男女共に仕事と子育てを両立できるよう、調和のとれた働き方の意識啓発を行います。	企画経営課 (男女共同参画センター) 商工観光課
84	特定事業主行動計画の推進	仕事と育児が両立できるよう、子育て中の職員の労働環境の整備を図ります。	職員課
85	就業に関する情報提供	地域職業相談室やホームページ等により就業に関する情報を提供します。	商工観光課

基本目標 6

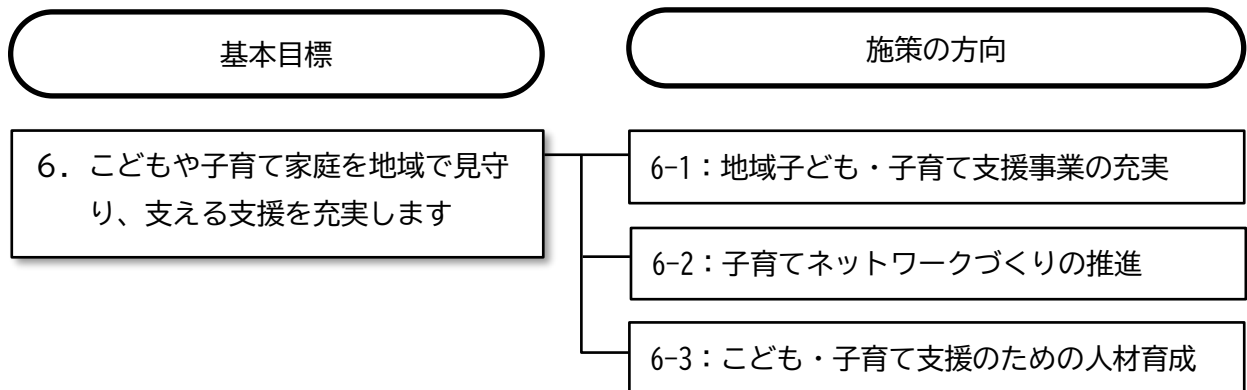
こどもや子育て家庭を地域で見守り、 支える支援を充実します

●現状と課題

こどもたちや子育て家庭が、ずっと八千代市で暮らしたい、八千代市で子育てすることが楽しいと感じられるように、こどもの成長や子育て家庭に温かいまなざしを持ち、地域全体で子育てを応援していく地域づくりを推進する必要があります。

地域における子育て支援活動においては、シニア世代や大学生などの若者世代も、子育て支援の担い手として、それぞれが持つ経験や能力を活かすことができると考えられます。地域にある豊富な人材を生かし、子育てに関する知識や経験を伝え、多様な世代がこどもに関わり、つながりが生まれるまちをつくることが求められています。

●施策体系



施策の方向 6-1 地域子ども・子育て支援事業の充実

全ての子育て家庭が、それぞれに合った支援を受けることができるよう、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業について各事業を推進していきます。事業の内容及び「量の見込み（需要量）」とそれに対応する「確保方策（供給量）」については第5章に示します。（事業 N086～104 P100～115 参照）

施策の方向 6-2 子育てネットワークづくりの推進

子育て家庭が社会において孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、幼稚園・保育園等が連携を強化するとともに、地域で子どもたちと子育て家庭を支える「ご近所づくり」を促進し、子どもや子育て家庭を支えていく仕組みづくりを推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
105	子育てサークル活動への支援	子ども支援センター・地域子育て支援センターの遊びと交流の広場などを通して、地域の子育てサークル活動への支援をします。	子ども保育課 (子ども支援センター・地域子育て支援センター)
106	地区青少年健全育成連絡協議会への支援	地域住民主体の青少年健全育成を推進するため、地区青少年健全育成連絡協議会の活動を支援します。	生涯学習振興課
107	家庭教育相談担当者協議会への参加	県と連携し、家庭教育や子どもに関する相談業務に携わる関係者、機関のネットワークの構築・充実を図ります。	生涯学習振興課

施策の方向 6-3

こども・子育て支援のための人材育成

多様な世代がこどもに関わり、地域全体の子育て力を高めるために、シニア世代や大学生など、地域にある豊富な人材を生かし、こども・子育て支援の担い手として育成します。

No.	事業名	事業概要	担当課
108	子育て支援ボランティアの促進	子ども支援センター・地域子育て支援センターの遊びと交流の広場などを通して、地域の子育て支援者のボランティア活動への支援を行います。	子ども保育課 (子ども支援センター・地域子育て支援センター)
109	生涯学習ボランティアバンクの推進	各分野において知識・技能及び技術を有する人材を登録し、その知識等を学びたい人に紹介する「生涯学習ボランティアバンク」を通して、市民相互の生涯学習活動を支援します。	生涯学習振興課
110	青少年指導育成事業の実施	八千代市子ども憲章の推進、各種青少年団体活動の支援、青少年問題協議会の開催など青少年健全育成のための環境づくりと指導者及び団体の育成を図ります。	生涯学習振興課



基本目標 7

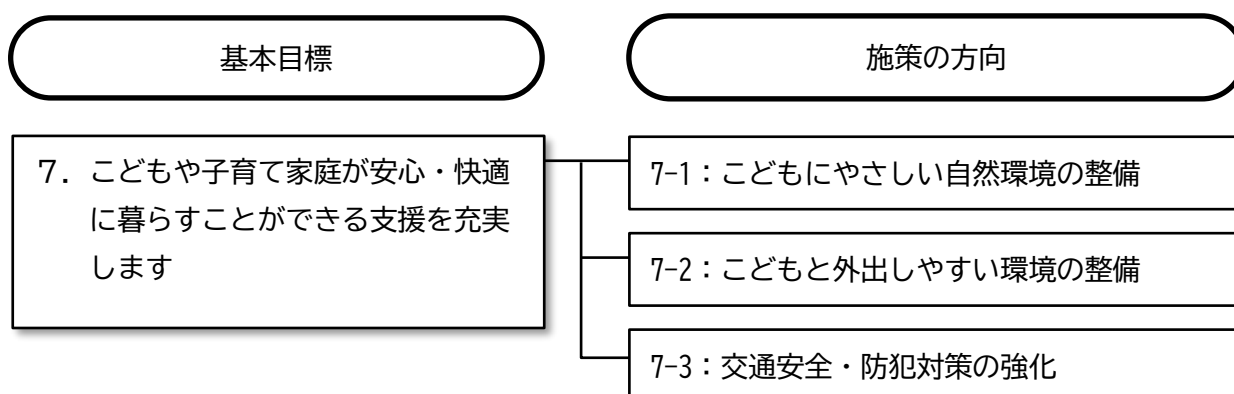
こどもや子育て家庭が安心・快適に暮らすことができる
支援を充実します

●現状と課題

こどもたちが安全に過ごせる地域であれば、どの年代の人々も安心して暮らすことができます。また、こどもたちは豊かな自然を通して、健やかな心と身体を培っていくことができます。安全・安心な地域づくりの視点と緑・水・空気など自然環境を守る視点から、こどもたちが豊かに健やかに育つための環境について考えていく必要があります。

一方で、こども・子育て家庭の活動範囲は、年齢や状況に応じて、変化していきます。こどもと子育て家庭の生活圏を見直し、必要な施設や事業を身近で利用しやすく変えていくことが求められています。

●施策体系



施策の方向 7-1

こどもにやさしい自然環境の整備

環境汚染を未然に防止するための取組を行うとともに、八千代市の恵まれた自然環境を生かしながら、こどもたちが豊かな自然との触れ合いの中で育まれる環境づくりを推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
111	安全で安心な生活環境の保全のための調査活動の推進	河川や大気などの定期的な調査を行い、安全で安心な生活環境の保全に努めます。	環境政策課
112	安全で安心な生活環境の保全のための啓発活動の推進	事業者・市民に、環境汚染に対する啓発を行い、安全で安心な生活環境の保全に努めます。	環境政策課
113	不法投棄対策の推進	監視カメラの設置やパトロールにより、不法投棄の防止や早期発見に努めます。	クリーン推進課
114	生物多様性保全事業（谷津・里山・ほたるの里の保全）の推進	こどもが自然の中で遊び、体験できるよう、土地所有者、市民とともに、谷津・里山等、自然環境・動植物を保全します。	環境政策課 （ゼロカーボンシティ推進室）

施策の方向 7-2

こどもと外出しやすい環境の整備

こどもを連れて気軽に外出したり、社会活動に積極的に参加したりできるよう、妊婦や子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
115	道路整備の推進	市民生活における利便性及び安全性の向上を図るため、市道等の整備に努めます。	土木建設課 土木維持課 土木管理課
116	交通安全施設整備の推進	交通事故のない安全な生活を確保するため、バリアフリーなどを考慮するとともに、道路照明灯、防護柵、区画線、反射鏡、道路標識等の交通安全施設の整備及び維持管理に努めます。	土木維持課
117	公共交通対策の推進	地域公共交通を利用する市民の誰もが、不便を感じず多方面へアクセスでき、安心して利用できる公共交通ネットワークの構築を目指します。	企画経営課 都市計画課
118	移動式赤ちゃん休憩室の貸出	小さいこどもを連れた親が安心してイベント等に参加できるよう、おむつ替えや授乳などができる移動式赤ちゃん休憩室の貸し出しを行います。	子育て支援課
119	学校運営協議会及び地域学校協働本部の推進	学校運営協議会及び地域学校協働本部の活動を推進し、「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」に努めます。	生涯学習振興課

施策の方向 7-3 交通安全・防犯対策の強化

地域ぐるみで子どもを見守る活動の推進や子ども自身が自分の身を守るスキルを身につける機会の充実などを通して、子どもや子育て家庭が安全で安心して生活できる環境づくりを推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
120	子ども 110 番の家の推進	PTA、保護者会等との連携のもと、犯罪から子どもたちを守るため、地域住民に対して、登下校や外出時等に子どもたちが犯罪に巻き込まれそうになった場合の緊急避難場所である、「子ども 110 番の家」の登録に向けた協力活動を推進します。	生涯学習振興課
121	市民防犯パトロールの促進	地域の防犯活動の一環として防犯活動を実施している団体等を支援します。	危機管理課
122	交通安全教育啓発事業の実施	学校等における交通安全教室の開催などを通して、交通事故の防止を図ります。	土木維持課
123	有害情報対策の推進	青少年が健全に成長できるように、インターネットや図書等における有害情報対策に関する啓発活動を推進します。	生涯学習振興課 指導課（青少年センター）
124	やちよ防犯情報メールの配信	市内で発生した犯罪情報や不審者情報、防犯に役立つ情報等を電子メールで配信し、子どもたちに対する犯罪の未然防止を図ります。	危機管理課 指導課（青少年センター）
125	ネット安全教室の実施	小学生から中学生を対象にネット安全教室の実施により、ネット犯罪などから身を守るため情報提供及び教育を行います。	指導課（青少年センター）
126	子ども自身が自ら身を守るための学習プログラムの充実	学校において、歩き方教室、自転車教室、交通安全映画会、避難訓練を実施し、安全教育の推進を図ります。	保健体育課 (学校)

第5章

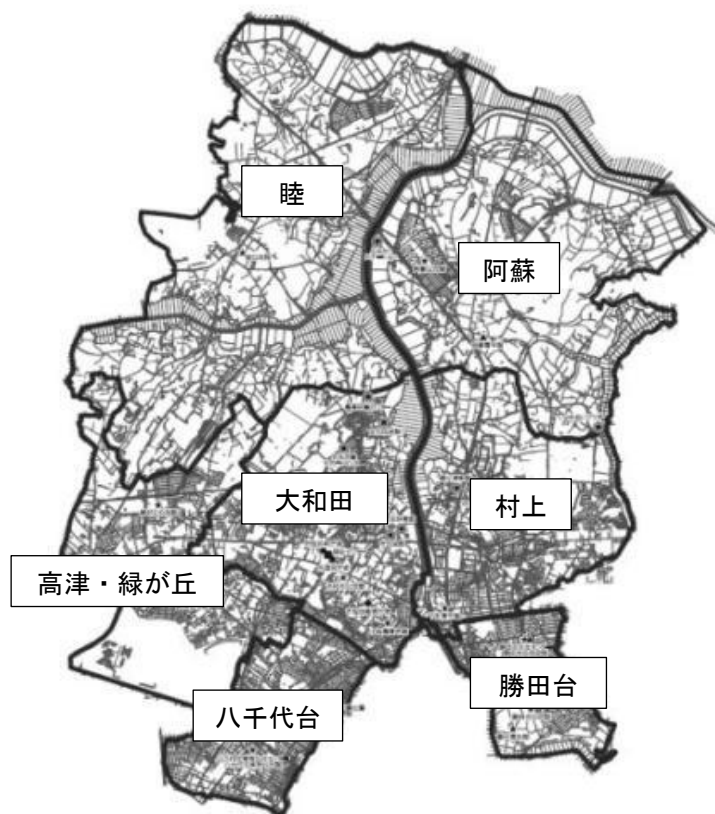
子ども・子育て支援事業計画



1 教育・保育等の提供区域の設定

国の基本指針では、教育・保育等を提供するため、市町村は、人口や交通事情等を勘案して、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。

本計画では、「教育・保育施設等整備事業」及び「放課後児童健全育成事業」については、事業の特性や利用実態に合わせ、効率的かつ効果的に事業を提供できるよう、これまでと同様に7つの区域を提供区域として設定し、その他の「地域子ども・子育て支援事業」については、市内全域を1区域として設定しました。



地区	地域の範囲
阿蘇地区	米本・神野・保品・下高野・米本団地・堀の内・上高野の一部（阿蘇中の学区内にある上高野）
村上地区	村上・下市場・村上団地・村上南・勝田台北・上高野の一部（村上東中の学区内にある上高野）
睦地区	桑納・麦丸・桑橋・吉橋・島田・神久保・小池・真木野・佐山・平戸・島田台・大学町・尾崎
大和田地区	大和田・萱田・萱田町・ゆりのき台・大和田新田の一部（萱田中・大和田中の学区内にある大和田新田）
高津・緑が丘地区	高津・高津東・緑が丘・緑が丘西・高津団地・大和田新田の一部（高津中・東高津中の学区内にある大和田新田）
八千代台地区	八千代台東・八千代台南・八千代台西・八千代台北
勝田台地区	勝田台、勝田、勝田台南

【 事業ごとの提供区域 】

「★」は、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業です。

事業		区域
教育・保育施設等整備事業		7区域
地域子ども・子育て支援事業	1 時間外保育事業	市全域
	2 放課後児童健全育成事業（学童保育所）	7区域
	3 一時預かり事業	市全域
	4 ★乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市全域
	5 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	市全域
	6 ファミリー・サポート・センター事業	市全域
	7 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	市全域
	8 利用者支援事業	市全域
	9 地域子育て支援拠点事業	市全域
	10 ★子育て世帯訪問支援事業	市全域
	11 ★児童育成支援拠点事業	市全域
	12 ★親子関係形成支援事業	市全域
	13 乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	14 養育支援訪問事業	市全域
	15 妊婦健康診査事業	市全域
	16 ★妊婦等包括相談支援事業	市全域
	17 ★産後ケア事業	市全域
	18 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	-
	19 実費徴収に係る補足給付を行う事業	-

※区域欄に「-」がある事業は、事業の性質上、量の見込みや確保方策を定めなため、提供区域を設定していません。

※4の★乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、令和8年度以降乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項となります。

2 乳幼児期の教育・保育等の充実

(1) 量の見込みと確保方策

令和5年度に実施したアンケート調査を基に、各認定区分に応じた教育・保育等の「量の見込み（需要量）」を市内7区域ごとに算定し、それに対応する「確保方策（供給量）」を定めることで、計画的に教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

【教育・保育等事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
49	教育・保育施設等の整備事業	全てのこどもが、発達段階に応じた乳幼児期の教育・保育等を受けることができるよう、量の見込みに対応した確保方策を基本としつつ、ニーズの実態に応じた必要な受け皿を確保します。	子育て支援課 子ども保育課
50	地域の実情に応じた保育の実施	地域の実情に応じて保育需要のマッチングを行うため、引き続き、需要調査を実施し、広域的保育所等利用事業（送迎保育ステーション）を利用した既存幼稚園等の受け入れ枠の活用を図ります。	子育て支援課 子ども保育課

≪ 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進 ≫

保護者の就労状況に関わりなく、こどもが教育・保育を一体的に受けられる認定こども園の普及に向けて、各事業所の意向を確認しながら、幼稚園等の既存施設の認定こども園への移行を推進し、幼児期における教育・保育の一体的な提供及び推進に努めます。

≪ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び推進 ≫

教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援を一体的に提供する体制を確保するため、必要利用定員総数及び利用定員の総和を勘案した上で、各事業所の意向を確認しながら、既存施設での乳児等通園支援を推進することで、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続の推進に努めます。

≪ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 ≫

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、制度の概要や必要となる事務手続き等について、きめ細かな支援や助言を行っていきます。

◀ 受け皿の確保に関する方針 ▶

- 受け皿の確保にあたっては、長期的視点に立ち、新たな施設整備は最小限に抑え、公立保育園や幼稚園の預かり保育（認定こども園含む）など既存施設を最大限に活用します。
- 幼稚園の預かり保育等については、就労している人でも利用しやすいように、預かり時間の延長や長期休業中における預かり等の拡充に向け、取り組んでいきます。
- 確保方策については、隣接している地域的な特徴や教育・保育施設等の利用実態を考慮し、隣接地区の供給量を踏まえて対応します。

◀ 確保方策の考え方 ▶

次のとおり、確保方策を見込んでいます。

認定区分	確保方策
1号認定	幼稚園等の送迎バスの利用により、広範囲にわたって利用されている実態を考慮し、市全域では必要な受け皿が確保されていることから、現状の幼稚園及び認定こども園の定員数とする。
2号認定 (教育希望)	既存の幼児教育施設における預かり保育等の拡充
2号認定 (保育希望)	必要性に応じた認可保育園等（満3歳以上限定小規模保育事業所含む）の整備による拡充
3号認定	待機数に応じた小規模保育事業所等の整備による受け皿の拡充
乳児等支援給付認定	各認定区分の量の見込み等を考慮した既存施設等活用による拡充

■認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付、地域型保育給付を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	幼児期の学校教育 (教育認定)	主に幼稚園、 認定こども園に該当
2号認定	満3歳以上	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、認定こども園、 地域型保育に該当
3号認定	満3歳未満	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園、 地域型保育に該当

(市全域)

単位：人

		1号 認定	2号認定		3号認定			
			教育希望	保育希望	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	量の見込み (A)		2,070	2,484		250	724	799
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	1,338	406	2,078	295	522	604
		特定地域型保育事業				18	174	188
		確認を受けない幼稚園	1,380					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等		510			
		企業主導型保育事業			33	11	18	17
	計	2,718	510	2,061	324	714	809	
過不足 (B) - (A)		648	104	▲17	74	▲10	10	
令和8年度	量の見込み (A)		2,047	2,454		250	764	750
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	1,353	400	2,054	295	522	604
		特定地域型保育事業				18	228	248
		確認を受けない幼稚園	1,380					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等		510			
		企業主導型保育事業			33	11	18	17
	計	2,733	510	2,061	324	768	869	
過不足 (B) - (A)		686	110	7	74	4	119	
令和9年度	量の見込み (A)		2,014	2,416		250	763	792
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	1,353	394	2,022	295	522	604
		特定地域型保育事業				18	228	248
		確認を受けない幼稚園	1,380					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等		510			
		企業主導型保育事業			33	11	18	17
	計	2,733	510	2,061	324	768	869	
過不足 (B) - (A)		719	116	39	74	5	77	
令和10年度	量の見込み (A)		1,988	2,383		252	766	791
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	1,353	388	1,995	295	522	604
		特定地域型保育事業				18	228	248
		確認を受けない幼稚園	1,380					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等		510			
		企業主導型保育事業			33	11	18	17
	計	2,733	510	2,061	324	768	869	
過不足 (B) - (A)		745	122	66	72	2	78	
令和11年度	量の見込み (A)		1,995	2,393		253	770	794
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	1,353	390	2,003	295	522	604
		特定地域型保育事業				18	237	258
		確認を受けない幼稚園	1,380					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等		510			
		企業主導型保育事業			33	11	18	17
	計	2,733	510	2,061	324	777	879	
過不足 (B) - (A)		738	120	58	71	7	85	

(阿蘇地区)

単位：人

		1号 認定	2号認定		3号認定			
			教育希望	保育希望	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	量の見込み (A)		69	134		7	24	27
				14	120			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	189		135	17	25	33
		特定地域型保育事業						
		確認を受けない幼稚園	0					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		35			
計		189	35	135	17	25	33	
過不足 (B) - (A)		120	21	15	10	1	6	
令和8年度	量の見込み (A)		68	132		7	25	25
				13	119			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	189		135	17	25	33
		特定地域型保育事業						
		確認を受けない幼稚園						
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		35			
計		189	35	135	17	25	33	
過不足 (B) - (A)		121	22	16	10	0	8	
令和9年度	量の見込み (A)		67	131		7	25	26
				14	117			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	189		135	17	25	33
		特定地域型保育事業						
		確認を受けない幼稚園						
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		35			
計		189	35	135	17	25	33	
過不足 (B) - (A)		122	21	18	10	0	7	
令和10年度	量の見込み (A)		65	128		7	25	26
				13	115			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	189		135	17	25	33
		特定地域型保育事業						
		確認を受けない幼稚園						
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		35			
計		189	35	135	17	25	33	
過不足 (B) - (A)		124	22	20	10	0	7	
令和11年度	量の見込み (A)		63	128		7	25	26
				12	116			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	189		135	17	25	33
		特定地域型保育事業						
		確認を受けない幼稚園						
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		35			
計		189	35	135	17	25	33	
過不足 (B) - (A)		126	23	19	10	0	7	

(村上地区)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定			
			教育希望	保育希望	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	量の見込み (A)		252	279		26	92	102
				49	230			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	30		233	51	76	80
		特定地域型保育事業					36	40
		確認を受けない幼稚園	800					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	90		3	1	2
計		830	90	236	52	114	121	
過不足 (B) - (A)		578	41	6	26	22	19	
令和8年度	量の見込み (A)		235	274		26	97	96
				47	227			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	45		233	51	76	80
		特定地域型保育事業					45	50
		確認を受けない幼稚園	800					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	90		3	1	2
計		845	90	236	52	123	131	
過不足 (B) - (A)		610	43	9	26	26	35	
令和9年度	量の見込み (A)		216	266		26	97	101
				42	224			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	45		233	51	76	80
		特定地域型保育事業					45	50
		確認を受けない幼稚園	800					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	90		3	1	2
計		845	90	236	52	123	131	
過不足 (B) - (A)		629	48	12	26	26	30	
令和10年度	量の見込み (A)		216	263		26	98	101
				42	221			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	45		233	51	76	80
		特定地域型保育事業					45	50
		確認を受けない幼稚園	800					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	90		3	1	2
計		845	90	236	52	123	131	
過不足 (B) - (A)		629	48	15	26	25	30	
令和11年度	量の見込み (A)		220	266		26	98	101
				44	222			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	45		233	51	76	80
		特定地域型保育事業					45	50
		確認を受けない幼稚園	800					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	90		3	1	2
計		845	90	236	52	123	131	
過不足 (B) - (A)		625	46	14	26	25	30	

(睦地区)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定				
			教育希望	保育希望	0歳	1歳	2歳		
令和7年度	量の見込み (A)		64	49		2	9	9	
				13	36				
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設		0		39	3	6	12
		特定地域型保育事業							
		確認を受けない幼稚園							
		上記以外	幼稚園の預かり保育等						
企業主導型保育事業									
計		0	0	39	3	6	12		
過不足 (B) - (A)		▲64	▲13	3	1	▲3	3		
令和8年度	量の見込み (A)		58	47		2	9	9	
				12	35				
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設		0		39	3	6	12
		特定地域型保育事業							
		確認を受けない幼稚園							
		上記以外	幼稚園の預かり保育等						
企業主導型保育事業									
計		0	0	39	3	6	12		
過不足 (B) - (A)		▲58	▲12	4	1	▲3	3		
令和9年度	量の見込み (A)		63	48		2	9	9	
				13	35				
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設		0		39	3	6	12
		特定地域型保育事業							
		確認を受けない幼稚園							
		上記以外	幼稚園の預かり保育等						
企業主導型保育事業									
計		0	0	39	3	6	12		
過不足 (B) - (A)		▲63	▲13	4	1	▲3	3		
令和10年度	量の見込み (A)		64	47		2	9	9	
				13	34				
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設		0		39	3	6	12
		特定地域型保育事業							
		確認を受けない幼稚園							
		上記以外	幼稚園の預かり保育等						
企業主導型保育事業									
計		0	0	39	3	6	12		
過不足 (B) - (A)		▲64	▲13	5	1	▲3	3		
令和11年度	量の見込み (A)		65	48		2	9	9	
				13	35				
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設		0		39	3	6	12
		特定地域型保育事業							
		確認を受けない幼稚園							
		上記以外	幼稚園の預かり保育等						
企業主導型保育事業									
計		0	0	39	3	6	12		
過不足 (B) - (A)		▲65	▲13	4	1	▲3	3		

(大和田地区)

単位：人

		1号 認定	2号認定		3号認定			
			教育希望	保育希望	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	量の見込み (A)		466	570		67	189	208
				92	478			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	159		438	86	122	151
		特定地域型保育事業				3	35	38
		確認を受けない幼稚園	200					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		35			
計		359	35	438	91	159	192	
過不足 (B) - (A)		▲107	▲57	▲40	24	▲30	▲16	
令和8年度	量の見込み (A)		450	561		67	200	195
				88	473			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	159		438	86	122	151
		特定地域型保育事業				3	53	58
		確認を受けない幼稚園	200					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		35			
計		359	35	438	91	177	212	
過不足 (B) - (A)		▲91	▲53	▲35	24	▲23	17	
令和9年度	量の見込み (A)		439	550		67	199	207
				85	465			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	159		438	86	122	151
		特定地域型保育事業				3	53	58
		確認を受けない幼稚園	200					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		35			
計		359	35	438	91	177	212	
過不足 (B) - (A)		▲80	▲50	▲27	24	▲22	5	
令和10年度	量の見込み (A)		418	540		68	200	206
				81	459			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	159		438	86	122	151
		特定地域型保育事業				3	53	58
		確認を受けない幼稚園	200					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		35			
計		359	35	438	91	177	212	
過不足 (B) - (A)		▲59	▲46	▲21	23	▲23	6	
令和11年度	量の見込み (A)		412	541		68	201	208
				81	460			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	159		438	86	122	151
		特定地域型保育事業				3	62	68
		確認を受けない幼稚園	200					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		35			
計		359	35	438	91	186	222	
過不足 (B) - (A)		▲53	▲46	▲22	23	▲15	14	

(高津・緑が丘地区)

単位：人

		1号 認定	2号認定		3号認定			
			教育希望	保育希望	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	量の見込み (A)		768	1000		106	289	320
				148	852			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	475		832	106	197	213
		特定地域型保育事業				9	78	84
		確認を受けない幼稚園	180					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		130			
計		655	130	859	121	286	310	
過不足 (B) - (A)		▲113	▲18	7	15	▲3	▲10	
令和8年度	量の見込み (A)		770	991		106	306	300
				149	842			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	475		832	106	197	213
		特定地域型保育事業				9	96	104
		確認を受けない幼稚園	180					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		130			
計		655	130	859	121	304	330	
過不足 (B) - (A)		▲115	▲19	17	15	▲2	30	
令和9年度	量の見込み (A)		779	979		106	306	317
				151	828			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	475		832	106	197	213
		特定地域型保育事業				9	96	104
		確認を受けない幼稚園	180					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		130			
計		655	130	859	121	304	330	
過不足 (B) - (A)		▲124	▲21	31	15	▲2	13	
令和10年度	量の見込み (A)		767	967		107	306	317
				149	818			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	475		832	106	197	213
		特定地域型保育事業				9	96	104
		確認を受けない幼稚園	180					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		130			
計		655	130	859	121	304	330	
過不足 (B) - (A)		▲112	▲19	41	14	▲2	13	
令和11年度	量の見込み (A)		778	971		108	308	318
				151	820			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	475		832	106	197	213
		特定地域型保育事業				9	96	104
		確認を受けない幼稚園	180					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		130			
計		655	130	859	121	304	330	
過不足 (B) - (A)		▲123	▲21	39	13	▲4	12	

(八千代台地区)

単位：人

		1号 認定	2号認定		3号認定			
			教育希望	保育希望	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	量の見込み (A)		334	319		26	79	87
				66	253			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	335		269	20	71	86
		特定地域型保育事業				3	8	8
		確認を受けない幼稚園						
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	110				
計		335	110	269	23	79	94	
過不足 (B) - (A)		1	44	16	▲3	0	7	
令和8年度	量の見込み (A)		346	317		26	83	81
				67	250			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	335		269	20	71	86
		特定地域型保育事業				3	17	18
		確認を受けない幼稚園						
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	110				
計		335	110	269	23	88	104	
過不足 (B) - (A)		▲11	43	19	▲3	5	23	
令和9年度	量の見込み (A)		324	310		26	83	86
				64	246			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	335		269	20	71	86
		特定地域型保育事業				3	17	18
		確認を受けない幼稚園						
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	110				
計		335	110	269	23	88	104	
過不足 (B) - (A)		11	46	23	▲3	5	18	
令和10年度	量の見込み (A)		325	307		26	83	86
				64	243			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	335		269	20	71	86
		特定地域型保育事業				3	17	18
		確認を受けない幼稚園						
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	110				
計		335	110	269	23	88	104	
過不足 (B) - (A)		10	46	26	▲3	5	18	
令和11年度	量の見込み (A)		322	307		26	84	86
				63	244			
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	335		269	20	71	86
		特定地域型保育事業				3	17	18
		確認を受けない幼稚園						
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	110				
計		335	110	269	23	88	104	
過不足 (B) - (A)		13	47	25	▲3	4	18	

(勝田台地区)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定				
			教育希望	保育希望	0歳	1歳	2歳		
令和7年度	量の見込み (A)		117	133		16	42	46	
				24	109				
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設		150		82	12	25	29
		特定地域型保育事業					3	17	18
		確認を受けない幼稚園		200					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等		110				
企業主導型保育事業					3	2	3	0	
計		350	110	85	17	45	47		
過不足 (B) - (A)		233	86	▲24	1	3	1		
令和8年度	量の見込み (A)		120	132		16	44	44	
				24	108				
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設		150		82	12	25	29
		特定地域型保育事業					3	17	18
		確認を受けない幼稚園		200					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等		110				
企業主導型保育事業					3	2	3	0	
計		350	110	85	17	45	47		
過不足 (B) - (A)		230	86	▲23	1	1	3		
令和9年度	量の見込み (A)		126	132		16	44	46	
				25	107				
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設		150		82	12	25	29
		特定地域型保育事業					3	17	18
		確認を受けない幼稚園		200					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等		110				
企業主導型保育事業					3	2	3	0	
計		350	110	85	17	45	47		
過不足 (B) - (A)		224	85	▲22	1	1	1		
令和10年度	量の見込み (A)		133	131		16	45	46	
				26	105				
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設		150		82	12	25	29
		特定地域型保育事業					3	17	18
		確認を受けない幼稚園		200					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等		110				
企業主導型保育事業					3	2	3	0	
計		350	110	85	17	45	47		
過不足 (B) - (A)		217	84	▲20	1	0	1		
令和11年度	量の見込み (A)		135	132		16	45	46	
				26	106				
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設		150		82	12	25	29
		特定地域型保育事業					3	17	18
		確認を受けない幼稚園		200					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等		110				
企業主導型保育事業					3	2	3	0	
計		350	110	85	17	45	47		
過不足 (B) - (A)		215	84	▲21	1	0	1		

(2) 既存施設の効果的な活用

利用者のニーズと民間保育園等の児童の受け入れ状況を見極め、長期的には利用者推移予測に基づき公立保育園のあり方を検討します。また、施設の環境改善整備を進め、安全で快適な保育環境を提供します。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
51	既存施設の効果的な活用	休日保育の実施や運営の見直しなどを検討し、公立保育園の効果的な活用に努めます。また、老朽化した施設の整備や、空調改修、防犯対策等の環境改善整備に取り組みます。	子ども保育課

(3) 教育・保育の質の向上

教育・保育の質の向上に向けた取組を推進するとともに、保育士や幼稚園教諭等に研修を行い、人材の資質向上に努めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
52	研修等による資質の向上	市内の幼稚園教諭、保育士、市立小・中義務教育学校教諭、各療育機関等の職員を対象に研修会・講習会等を実施し、教育・保育関係者のスキルアップ及び専門性の向上を図ります。	子ども保育課 指導課（教育センター）
53	幼稚園と保育園等の連携・情報共有	幼稚園教諭及び保育士が参加する合同研修会を開催するなど、市内の幼稚園と保育園等が連携し、成長段階に応じた幼児教育・保育について、情報共有を図るための機会を提供します。	子ども保育課
54	幼稚園・保育園等と小学校との円滑な接続	こどもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児と児童の交流活動等を推進するほか、国が示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を関係機関と共有し、意見交換を図る場を設置することはもちろんのこと、5歳から小学校1年生までのモデルカリキュラムを策定し、幼稚園や保育園等と小学校の円滑な接続に努めます。	子ども保育課 （保育園含む） 指導課（教育センター）
55	教育・保育施設等への指導監査の実施	特定教育・保育施設等に対する指導監査について、効率的かつ効果的な実施方法等を検討します。また、関係法令等に基づき適切な指導・助言を行い、教育・保育の質の向上に努めます。	子育て支援課

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

全ての子育て家庭が、それぞれに合った支援を受けることができるよう、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業について、令和5年度に実施したアンケート調査を基に、「量の見込み（需要量）」とそれに対応する「確保方策（供給量）」を定め、計画的に各事業を推進していきます。

(1) 時間外保育事業

No.	事業名	事業概要	担当課
86	時間外保育事業	保育認定を受けた子どもが、通常の保育時間以外に、保育所等において保育を受けられるよう、量の見込みに対応する必要な量を確保します。	子ども保育課

《 今後の方向性 》

時間外保育事業については、量の見込みに対して、十分な提供体制が確保できているため、今後も継続して取り組んでいきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,657	1,649	1,651	1,642	1,649
確保方策（B）	3,789	3,846	3,944	3,963	3,982
過不足（B）-（A）	2,132	2,197	2,293	2,321	2,333

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

No.	事業名	事業概要	担当課
87	放課後児童健全育成事業（学童保育所）	就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供できるよう、量の見込みに対応した確保方策を基本としつつ、利用実態等を踏まえ、必要な整備を行います。	子育て支援課

《 学童保育所の充実を図る主な取組 》

特別な配慮を必要とする児童への対応

障害のある児童の受け入れについては、加配職員を配置するサポート体制を整えるほか、放課後児童支援員等への研修の機会を確保します。

また、日本語が不慣れな児童については、教育委員会や多文化交流センター等の関係機関と連携・協力し、対応します。

開所時間の延長及び繰り上げ

（授業の日、長期休業中の平日、土曜日）

午後7時までの開所時間の延長を引き続き継続していきます。

（長期休業中の平日、運動会等の振替休日）

午前7時30分からの開所時間の繰り上げを引き続き継続していきます。

児童の自主性や社会性等の向上

児童の自主性や社会性の一層の向上を図るため、運営事業者に対し、放課後子ども教室と連携を図るとともに、地域住民の参画やボランティア等を活用した次のような取組を検討するよう求めています。

- ・放課後子ども教室等と連携した異年齢児との交流
- ・地域住民等の協力を得た文化・芸術などに触れあう機会
- ・自主性を促すため、事業の企画段階からの児童の参画 など

利用者や地域住民への育成支援内容の周知

学童保育所は、地域の中でその存在や役割が十分に理解され、地域社会との交流や連携によって育成支援の内容が豊かになるよう努める必要があります。したがって、その地域社会の中で理解を得ていくために、運営事業者に対し、指導監査等の機会を捉えて、育成支援の内容を利用者や地域住民に適切に説明していくよう指導・助言を行っていきます。

《 学童保育所の整備に関する方針 》

- 整備にあたっては、小学校内での開設を望むニーズが多いことから、こどもの安心・安全を考慮し、まずは小学校の余裕教室の活用を検討します。その上で、余裕教室の活用が困難な場合には、学校敷地内での設置を検討します。
- 小学校内での開設が困難な場合には、小学校外の施設の利用又は整備等を検討します。
- 空調改修等の環境改善整備を行い、児童に安全で快適な保育環境を提供します。

《 確保方策の考え方 》

次のとおり、確保方策を見込んでいます。

対象地域	期間	確保方策
高津・緑が丘地区	令和7年度	みどりが丘学童保育所新設
	令和8年度	みどりが丘分離新設校学童保育所新設
八千代台地区	令和7年度	八千代台学童保育所新設
勝田台地区	令和7年度	勝田台学童保育所定員拡充

以降、学校等関係部局と連携し、必要量の確保に努めます。

(市全域)

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2,359	2,435	2,532	2,590	2,578
1年生	703	713	724	705	658
2年生	626	666	681	695	677
3年生	553	532	572	589	607
4年生	336	369	363	401	412
5年生	117	126	149	152	171
6年生	24	29	43	48	53
確保方策(B)	2,345	2,630	2,630	2,690	2,705
過不足(B)-(A)	▲14	195	98	100	127

(阿蘇地区)

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	78	78	78	79	79
1年生	24	21	16	20	18
2年生	16	21	20	15	19
3年生	19	15	20	19	15
4年生	10	16	13	17	17
5年生	9	5	9	8	10
6年生	0	0	0	0	0
確保方策(B)	110	110	110	110	110
過不足(B)-(A)	32	32	32	31	31

(村上地区)

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	270	260	268	267	257
1年生	66	71	79	65	61
2年生	76	64	70	78	64
3年生	74	64	55	62	68
4年生	38	45	39	38	40
5年生	10	12	19	16	16
6年生	6	4	6	8	8
確保方策(B)	290	290	290	290	290
過不足(B)-(A)	20	30	22	23	33

(睦地区)

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	54	61	63	65	70
1年生	14	17	15	16	17
2年生	17	14	17	15	16
3年生	14	16	13	16	15
4年生	5	10	11	9	12
5年生	3	2	5	5	5
6年生	1	2	2	4	5
確保方策(B)	50	70	70	70	70
過不足(B) - (A)	▲4	9	7	5	0

(大和田地区)

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	514	518	518	534	539
1年生	141	157	143	160	143
2年生	140	132	146	135	152
3年生	121	118	113	123	118
4年生	84	75	77	74	80
5年生	22	29	26	31	31
6年生	6	7	13	11	15
確保方策(B)	495	530	530	550	550
過不足(B) - (A)	▲19	12	12	16	11

(高津・緑が丘地区)

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	886	964	1,025	1,062	1,039
1年生	297	303	301	296	259
2年生	232	277	286	283	279
3年生	193	197	235	245	244
4年生	113	130	134	164	171
5年生	43	44	52	55	67
6年生	8	13	17	19	19
確保方策(B)	875	1,040	1,040	1,080	1,080
過不足(B) - (A)	▲11	76	15	18	41

(八千代台地区)

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	341	343	362	369	376
1年生	104	92	107	97	103
2年生	88	102	90	106	96
3年生	76	74	87	78	91
4年生	52	53	53	62	57
5年生	19	20	22	22	25
6年生	2	2	3	4	4
確保方策 (B)	305	370	370	370	385
過不足 (B) - (A)	▲36	27	8	1	9

(勝田台地区)

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	216	211	218	214	218
1年生	57	52	63	51	57
2年生	57	56	52	63	51
3年生	56	48	49	46	56
4年生	34	40	36	37	35
5年生	11	14	16	15	17
6年生	1	1	2	2	2
確保方策 (B)	220	220	220	220	220
過不足 (B) - (A)	4	9	2	6	2

(3) 一時預かり事業

No.	事業名	事業概要	担当課
88	一時預かり事業	就労や急な用事、リフレッシュ等をしたいときに、幼稚園や保育園、認定こども園等で乳幼児を一時的に預かれるよう、ニーズを踏まえた必要な量を確保していきます。	子ども保育課

《 今後の方向性 》

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）

保育園の受け皿としての活用が期待できるため、就労している人でも幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）を利用しやすいように、預かり時間の延長や長期休業中における預かりの拡充に向け、取り組んでいきます。

一時預かり事業（一般型）

- ニーズを踏まえた必要な量を確保するため、当該事業の利用実態の把握を行います。
- 幼稚園や保育園等に在籍しておらず、短時間利用など一時的な預かりを必要とする人が、必要なときに利用できるよう、事業者に対し、きめ細かな制度の周知を行うなど事業の普及を図り、利用実態を踏まえた適切な量の確保を行います。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	118,912	117,574	115,979	114,886	115,334
幼稚園型Ⅰ	104,000	102,807	101,160	99,837	100,227
一般型	14,912	14,767	14,819	15,049	15,107
確保方策（B）	136,736	136,677	136,803	136,740	136,913
幼稚園型Ⅰ	121,290	121,290	121,290	121,290	121,290
一般型	15,446	15,387	15,513	15,450	15,623
過不足（B）-（A）	17,824	19,103	20,824	21,854	21,579
幼稚園型Ⅰ	17,290	18,483	20,130	21,453	21,063
一般型	534	620	694	401	516

※幼稚園型Ⅰの確保方策の増加分は、教育・保育施設等の整備事業の2号認定の確保方策として見込んだ分です。

(4) ★乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

No.	事業名	事業概要	担当課
89	★乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	こども誰でも通園制度の導入及び実施に努めます。	子ども保育課

《 今後の方向性 》

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で支援を強化するため、事業者に対し、きめ細かな制度の周知を行うなど事業の普及を図り、利用実態を踏まえた適切な量の確保を目指します。

単位：人日

0歳児	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	16	16	16	16
確保方策（B）	36	36	36	36
過不足（B）-（A）	20	20	20	20

単位：人日

1歳児	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	40	40	40	40
確保方策（B）	84	84	84	84
過不足（B）-（A）	44	44	44	44

単位：人日

2歳児	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	40	40	40	40
確保方策（B）	84	84	84	84
過不足（B）-（A）	44	44	44	44

(5) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

No.	事業名	事業概要	担当課
90	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	病気や病後のこどもを、保護者が家庭で保育できないときに、医療機関や保育所等に預けることができるよう、量の見込みに対応した必要な整備を行います。	子ども保育課

◀ 今後の方向性 ▶

令和8年度を目的に、地域的な偏りを考慮した上で、現状の確保量と同程度の量の確保を目指します。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	2,752	2,749	2,738	2,726	2,714
確保方策（B）	1,715	3,430	3,430	3,430	3,430
過不足（B）-（A）	▲1,037	681	692	704	716

(6) ファミリー・サポート・センター事業

No.	事業名	事業概要	担当課
91	ファミリー・サポート・センター事業	こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、援助を行うことを希望する人（協力会員）が、必要なときに相互援助活動を実施できる体制を確保します。	子ども保育課 （子ども支援センターすてっぴ 21大和田）

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	2,848	2,822	2,795	2,800	2,787
確保方策（B）	3,321	3,321	3,321	3,321	3,321
過不足（B）-（A）	473	499	526	521	534

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

No.	事業名	事業概要	担当課
92	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の疾病（感染症を除く）や出産等の理由により、家庭で一時的に3歳未満のこどもの養育が困難となった場合、宿泊を伴う預かりを一時的に利用できるよう、利用ニーズを見極めながら、必要な受け皿を確保します。	子ども福祉課 （子ども相談センター）

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	128	128	131	131	132
確保方策（B）	128	128	131	131	132
過不足（B）-（A）	0	0	0	0	0

※預かりは、市内の乳児院で行います

(8) 利用者支援事業

No.	事業名	事業概要	担当課
93	利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦からの困りごと等の相談のほか、幼稚園・保育所等の施設や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択できるように、関係機関と連携し、情報の提供や支援の紹介等を行える体制を確保します。	子ども保育課 子ども保育課 (子ども支援センター・地域子育て支援センター) 母子保健課 子ども福祉課 (子ども相談センター)

《 今後の方向性 》

母子保健と児童福祉の両機能が一体的となった「こども家庭センター」及び「こども家庭センター」を補完する身近な相談機関である「地域子育て相談機関」を設置・運営します。

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	9	12	12	12	12
基本型	2	5	5	5	5
地域子育て相談機関	5	5	5	5	5
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策 (B)	9	12	12	12	12
基本型	2	5	5	5	5
地域子育て相談機関	5	5	5	5	5
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
過不足 (B) - (A)	0	0	0	0	0
基本型	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	0	0	0	0	0

(9) 地域子育て支援拠点事業

No.	事業名	事業概要	担当課
94	地域子育て支援拠点事業	子ども支援センター・地域子育て支援センターで、乳幼児とその保護者などの親子交流を図るとともに、子育ての相談や情報提供等を行ったり地域の子育て支援者と連携を図り、安心して子育てができる地域づくりを実施します。また、妊娠期の事業などを通して、子育ての孤立化の防止や子育て不安の解消を図るとともに、養育支援の必要な家庭の早期発見に努め、支援します。	子ども保育課 子ども保育課 (子ども支援センター・地域子育て支援センター)

《 今後の方向性 》

子育て世代包括支援センターと連携を図るとともに、市民ニーズや保育需要を踏まえつつ、当該事業の今後のあり方を検討していきます。

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	40,686	40,844	41,619	41,731	41,945
確保方策 (B)	60,650	60,650	60,650	60,650	60,650
過不足 (B) - (A)	19,964	19,806	19,031	18,919	18,705

(10) ★子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

No.	事業名	事業概要	担当課
95	★子育て世帯訪問支援事業	家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭等に訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供、支援対象者や児童の状況・養育環境の把握を実施します。	子ども福祉課 (子ども相談センター) 母子保健課

《 今後の方向性 》

訪問支援員による家事・育児支援等を実施し、家庭や養育環境を整えます。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	176	175	173	172	171
確保方策 (B)	0	175	173	172	171
過不足 (B) - (A)	▲176	0	0	0	0

(11) ★児童育成支援拠点事業

No.	事業名	事業概要	担当課
96	★児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。	子育て支援課 子ども福祉課 (子ども相談センター)

《 今後の方向性 》

他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。

(12) ★親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

No.	事業名	事業概要	担当課
97	★親子関係形成支援事業	親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的として、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。	子ども福祉課 (子ども相談センター) 母子保健課

《 今後の方向性 》

グループワーク、ロールプレイ等を実施するとともに、保護者同士が情報の交換できる場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	169	168	166	165	165
確保方策（B）	0	168	166	165	165
過不足（B） - （A）	▲169	0	0	0	0

(13) 乳児家庭全戸訪問事業

No.	事業名	事業概要	担当課
98	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭に対し、子育て等に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行うため、市の保健師及び母子保健推進員等が、全ての家庭を訪問します。	母子保健課

《 今後の方向性 》

子育て世代包括支援センターにおける包括的な支援やサービスの一つとして、事業を推進していきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	1,422	1,421	1,426	1,434	1,442
確保方策 (B)	1,422	1,421	1,426	1,434	1,442
	実施体制：母子保健推進員、保健師、そのほか非常勤保健師、非常勤助産師 で対応				
過不足 (B) - (A)	0	0	0	0	0

(14) 養育支援訪問事業

No.	事業名	事業概要	担当課
99	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要と認められる家庭を訪問し、その養育が適切に行われるよう、指導、助言等を行うため、量の見込みに対応する適切な養育支援の実施を確保します。	母子保健課

《 今後の方向性 》

子育て世代包括支援センターにおける包括的な支援の一つとして事業を推進するとともに、八千代市子ども家庭総合支援拠点や庁内関係部局、児童相談所等の関係機関と連携し、子育て支援施策等と調整を図った上で、より効果的な支援につなげていきます。

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	599	596	597	594	596
確保方策（B）	599	596	597	594	596
	実施体制：子育て支援専門員、保健師、そのほか栄養士、歯科衛生士等 で対応				
過不足（B） - （A）	0	0	0	0	0

（15）妊婦健康診査事業

No.	事業名	事業概要	担当課
100	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施します。	母子保健課

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	16,922	16,910	16,970	17,065	17,160
確保方策（B）	16,922	16,910	16,970	17,065	17,160
	実施場所：委託医療機関 実施体制：委託医療機関において通年で実施 検査項目：基本的な妊婦健康診査（診察、計測、血圧、尿化学検査、保健指導）のほか、血液検査、超音波検査、子宮頸がん検診等 実施時期：妊娠期間中に14回				
過不足（B） - （A）	0	0	0	0	0

(16) ★妊婦等包括相談支援事業

No.	事業名	事業概要	担当課
101	★妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。	母子保健課

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	妊娠届出数 1550 1組当たり面談回数 2.2回 面談実施合計回数 3,410回	1,500 2.2回 3,300回	1,500 2.2回 3,300回	1,500 2.2回 3,300回	1,500 2.2回 3,300回
確保方策 (B)	こども家庭センター (R7年度まで子育て世代包括支援センター) 3,410回	3,300回	3,300回	3,300回	3,300回
過不足 (B) - (A)	0	0	0	0	0

(17) ★産後ケア事業

No.	事業名	事業概要	担当課
102	★産後ケア事業	産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施できるよう、体制確保に努めます。	母子保健課

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	588	686	833	980	980
確保方策 (B)	588	686	833	980	980
過不足 (B) - (A)	0	0	0	0	0

(18) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

No.	事業名	事業概要	担当課
103	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	教育・保育事業等に株式会社などの多様な事業者が新規参入できるよう、新規参入施設等に対し、事業開始前後における事業運営等に関する相談・助言を行うほか、こどもへの対応等に関する実地支援等に努めます。また、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助します。	子ども保育課

(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

No.	事業名	事業概要	担当課
104	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の所得状況等を勘案して、保護者が幼稚園へ支払う副食材料費の実費徴収費用について補助を行います。	子ども保育課

《 今後の方向性 》

国や他市等の動向を注視しながら、実費徴収に係る補足給付内容等を検討していきます。

第6章

計画の推進



1 計画の推進体制及び評価

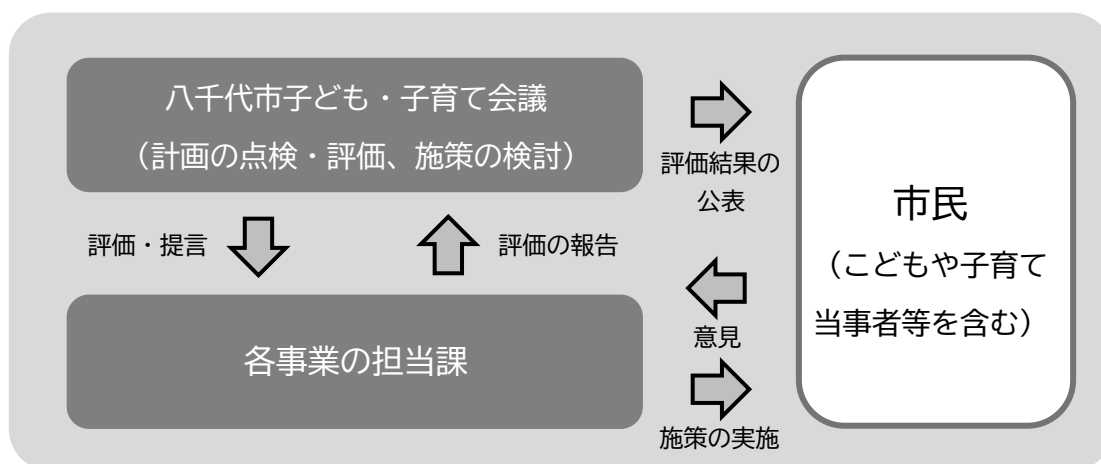
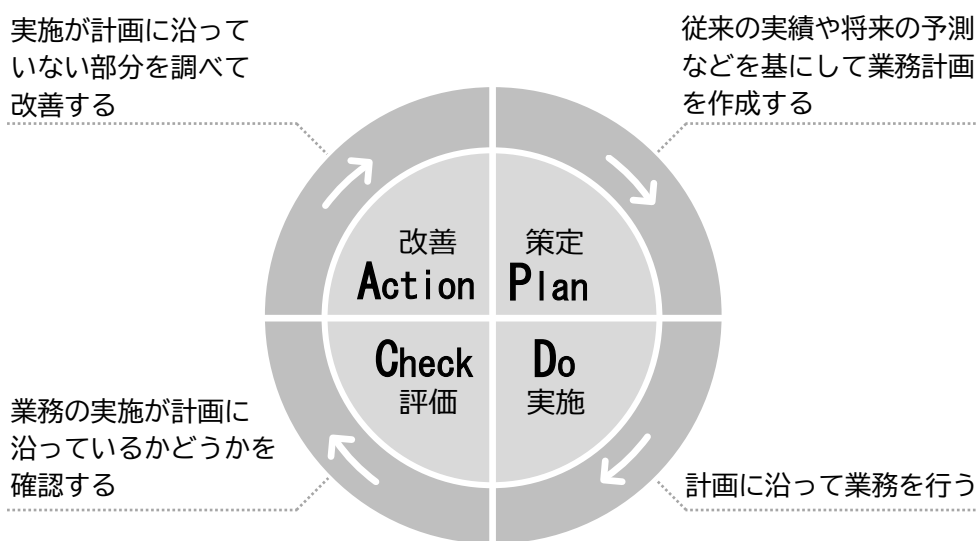
本市の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業、その他の子ども・若者への支援を、総合的かつ効率的に提供するため、計画推進に関係する部署を中心に、教育・保育施設、地域型保育事業者、その他の子ども・若者への支援を行う者等と連携しながら、本計画の着実な推進を図り、PDCAサイクルに基づき、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を公表します。

本計画を推進していくためには、行政組織だけでなく、地域住民やボランティア、民間事業者等の地域社会との連携、そして、協働と参画が必要です。そのため、施策を展開していく中で、地域との交流の機会を捉え、子ども・若者や子育てへの理解を深める啓発を行っていくとともに、地域社会に対して積極的に情報提供を行い、参画を求めていくことで、子ども・若者や子育てを地域社会全体で支える機運を醸成していきます。

本計画の点検・評価にあたっては、毎年度、各事業の担当課で、施策の実施状況についての評価を行い、その評価結果を「八千代市子ども・子育て会議」において、点検、評価することで、適切な進行管理を行います。

また、子ども施策の対象となる子ども又は子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講じます。

PDCAサイクルのイメージ



2 計画の成果指標

項目	成果指標	現状値	目標値
計画全体	自分のことが好きだと思うこと も・若者の割合	65.9%	増加
基本目標1 すべてのこどもの最善 の利益を図ります	「こどもの権利」について知っ ているこども・若者の割合	37.1%	増加
	自分の将来が楽しみだと思っ たこども・若者の割合	67.1%	増加
基本目標2 こどもが学び成長でき る環境を整えます	ホッとできて、安心する場所が あると感じるこども・若者の割 合（自宅以外）	48.9%	増加
	1年間で体験した活動の数 （3箇所以上の割合）	64.8%	増加
基本目標3 質の高い教育・保育の 環境を整えます	学校の授業がわかるこどもの割 合	81.4%	増加
	学校に行きたくないと思っ たこどもの割合	48.8%	減少
基本目標4 安心してこどもを生み 育てることができる環 境を整えます	お住まいの地域における子育て 環境や支援に満足している親の 割合	7.9%	増加
	子育てに関する情報を入手でき ている親の割合	46.2%	増加
基本目標5 仕事と子育てを両立す ることができる支援を 充実します	就労している母親の割合	67.7%	増加
	育児休業制度を利用した父親の 割合	21.5%	増加
基本目標6 こどもや子育て家庭を 地域で見守り、支える 支援を充実します	近隣に子育てに関する悩みを打ち明 けたり、相談したりする知人や友人 がいる親の割合	73.1%	増加
	地域の中で「つながり」を感じる こども・若者の割合	30.2%	増加
基本目標7 こどもや子育て家庭が 安心・快適に暮らすこ とができる支援を充実 します	八千代市に住み続けたいこど も・若者の割合	39.6%	増加

資料編

(1) 策定経過

年月日	主な内容
令和5年12月1日～12月28日	令和5年度第2回八千代市子ども・子育て会議（書面開催） ・八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）について
令和6年1月9日～1月31日	八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）の実施 ・就学前児童保護者、就学児童保護者向けアンケート調査
令和6年3月18日	令和5年度第3回八千代市子ども・子育て会議 ・八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）の結果について ・特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取について ・令和6年4月1日開所施設の概要について
令和6年6月4日～6月28日	千葉県こどもの生活実態調査の実施 ・八千代市内全校の小学5年生及び中学2年生とその保護者向けアンケート調査
令和6年6月21日	令和6年度第1回八千代市子ども・子育て会議 ・八千代市こども計画策定に向けた今後のスケジュールについて ・八千代市の現状について ・八千代市こども計画の体系骨子（案）について
令和6年7月12日～7月28日	八千代市こども・若者の意識調査の実施 ・15歳から29歳までのこども・若者向けアンケート調査
令和6年7月29日	令和6年度第2回八千代市子ども・子育て会議 ・第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画の令和6年度版実績報告について ・計画における量の見込みの考え方について ・八千代市こども計画の体系骨子（案）について
令和6年10月25日	令和6年度第3回八千代市子ども・子育て会議 ・八千代市こども計画（素案）について
令和6年11月9日	「八千代どーんと祭2024」におけるアンケートの実施 ・主に未就学児から就学児童（低学年）向けアンケート調査
令和6年12月23日	令和6年度第4回八千代市子ども・子育て会議 ・八千代市こども計画の素案（最終稿）について
令和7年1月7日～2月6日	パブリックコメント手続の実施
令和7年3月3日	令和6年度第5回八千代市子ども・子育て会議 ・八千代市こども計画の案について ・特定教育・保育施設等の利用定員の設定に係る意見聴取について

(2) 八千代市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

No.	区分	所属する団体の名称等	氏名
1	市民	市民公募	井上 早苗
2		市民公募	田中 麻美子
3		市民公募	中川 裕美
4		市民公募	中村 唯
5	子ども・子育てに関する事業に従事するもの	八千代市民間保育協議会	丸山 純
6		八千代市私立幼稚園協会	廣見 宣夫
7		八千代市認定こども園連盟	藤澤 彩
8		全国小規模保育協議会	櫻井 陽子
9		八千代市社会福祉協議会	河島 和城
10	学識経験者	東京成徳大学	別府 さおり
11		東京成徳大学	朝比奈 朋子
12		東京家政大学	柿沼 芳枝
13	市長が必要と認める者	八千代市民生委員 児童委員協議会連合会	安藤 浩子
14		八千代市商工会議所	長谷川 浩一
15		八千代市校長会	杉崎 有衣

(3) 「アンケート調査結果からみえる現状」についての生活困難層の分類

本調査では、首都大学東京子ども・若者貧困研究センター（2017）「東京都子供の生活実態調査報告書」を参考に、こどもの「生活困難」に係る3要素を以下のとおり定義しました。

i. 低所得	<p>等価世帯所得が厚生労働省「年国民生活基礎調査」から、下記の方式で算出される「低所得基準」未満の世帯と定義する。</p> <p>世帯所得の中央値(※1)405万円÷√平均世帯人数2.25人(※2)×50%=135万円</p> <p>※1. 2023(令和5)年国民生活基礎調査から引用 ※2. 2022(令和4)年国民生活基礎調査から引用</p> <p>※この調査における等価世帯所得(世帯人数を考慮した所得)の算出は以下のとおりです。 [保護者(世帯収入)]の中央値÷√[保護者(世帯人数)]=等価世帯所得 (ex. 200~300万円⇒250万円)÷(ex. 5人世帯⇒2.23606…)=(ex. 1,118,034円)<低所得基準</p>
ii. 家計の逼迫	<p>保護者票において、以下の7項目中、1つ以上が該当する場合と定義する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 過去1年以内に経済的な理由で電話料金の滞納があった 2. 過去1年以内に経済的な理由で電気料金の滞納があった 3. 過去1年以内に経済的な理由でガス料金の滞納があった 4. 過去1年以内に経済的な理由で水道料金の滞納があった 5. 過去1年以内に経済的な理由で家賃の滞納があった 6. 過去1年以内に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」があった 7. 過去1年以内に「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があった
iii. 子どもの体験や所有物の欠如	<p>保護者票において、過去1年以内の子どもの体験や所有物に関する以下15項目のうち、経済的な理由により欠如している項目が3つ以上ある場合と定義する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海水浴に行く 2. 博物館・科学館・美術館などに行く 3. キャンプやバーベキューに行く 4. スポーツ観戦や劇場に行く 5. 遊園地やテーマパークに行く 6. 毎月おこづかいを渡す 7. 毎年新しい洋服・靴を買う 8. 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる 9. 学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう） 10. お誕生日のお祝いをする 11. 1年に1回くらい家族旅行に行く 12. クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる 13. 子どもの年齢にあった本 14. 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ 15. 子どもが自宅で宿題（勉強）をすることができる場所

上記3つの要素について、該当する要素の数に応じて以下のとおり生活困難度を分類しました。

① 困窮層	2つ以上の要素に該当
② 周辺層	いずれか1つの要素に該当
③ 一般層	いずれの要素にも該当しない

なお、上記3要素について欠損がある場合は無効としました。

(4) 地区別人口推計結果

(阿蘇地区)

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	45	44	44	44	43
1歳	40	48	47	47	47
2歳	52	41	49	48	48
3歳	56	53	42	50	49
4歳	47	59	56	44	53
5歳	58	47	58	55	44
6歳	69	57	46	57	54
7歳	56	70	58	47	58
8歳	66	56	70	58	47
9歳	68	65	55	69	57
10歳	70	67	64	54	68
11歳	63	68	65	62	52
12歳	55	63	68	65	62
13歳	45	55	62	67	64
14歳	50	44	54	61	66
15歳	57	50	44	54	61
16歳	50	56	50	44	53
17歳	51	49	55	49	43
18歳	43	51	49	55	49
19歳	58	47	56	53	60
20歳	63	63	51	60	57
21歳	78	64	64	52	61
22歳	83	78	64	64	52
23歳	87	85	80	65	65
24歳	88	89	87	82	66
25歳	85	91	92	90	85
26歳	94	93	100	101	99
27歳	104	97	96	103	104
28歳	102	102	95	94	101
29歳	101	106	106	98	97

(村上地区)

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	195	193	192	191	190
1歳	175	186	184	183	182
2歳	167	171	182	180	179
3歳	176	162	166	176	174
4歳	213	176	162	166	176
5歳	194	207	171	158	161
6歳	180	191	204	168	155
7歳	214	178	189	202	167
8歳	250	212	176	187	200
9歳	222	249	211	175	186
10歳	249	221	248	210	174
11歳	264	251	223	250	212
12歳	293	262	249	221	248
13歳	284	292	262	249	221
14歳	287	283	291	261	248
15歳	308	290	286	294	264
16歳	340	306	288	284	292
17歳	351	339	305	287	283
18歳	355	357	345	310	292
19歳	336	360	362	350	314
20歳	398	345	370	372	360
21歳	397	411	357	383	385
22歳	397	420	435	378	406
23歳	416	398	422	437	379
24歳	447	428	410	435	450
25歳	395	459	439	421	446
26歳	460	396	460	440	422
27歳	442	492	424	492	471
28歳	386	451	501	432	501
29歳	428	388	453	504	434

(睦地区)

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	46	46	46	46	45
1歳	58	50	50	50	50
2歳	46	57	49	49	49
3歳	46	46	57	49	49
4歳	44	45	45	55	47
5歳	59	44	45	45	55
6歳	60	60	45	46	46
7歳	63	62	62	46	47
8歳	61	62	61	61	45
9歳	65	60	61	60	60
10歳	49	64	60	61	60
11歳	52	49	64	60	61
12歳	50	53	50	65	61
13歳	57	50	53	50	65
14歳	51	56	49	52	49
15歳	44	51	56	49	52
16歳	64	44	51	56	49
17歳	68	64	44	51	56
18歳	53	69	65	44	51
19歳	64	61	79	75	51
20歳	75	66	62	81	77
21歳	82	74	65	61	80
22歳	50	78	70	61	58
23歳	59	48	75	68	59
24歳	63	60	48	76	69
25歳	68	63	60	48	76
26歳	79	74	68	65	52
27歳	56	77	72	66	63
28歳	75	61	84	78	72
29歳	78	75	61	84	78

(大和田地区)

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	301	297	294	292	290
1歳	298	320	315	312	310
2歳	333	302	324	319	316
3歳	376	335	304	326	321
4歳	330	377	336	305	327
5歳	373	331	379	337	306
6歳	329	377	335	383	341
7歳	389	333	381	339	387
8歳	397	393	337	385	343
9歳	444	400	396	339	387
10歳	416	452	408	404	345
11歳	475	419	455	411	407
12歳	518	477	420	456	412
13歳	519	519	478	421	457
14歳	545	523	523	481	424
15歳	616	548	526	526	484
16歳	580	617	549	527	527
17歳	579	581	618	550	528
18歳	625	578	580	616	549
19歳	564	619	573	575	610
20歳	645	563	618	572	574
21歳	594	649	567	622	576
22歳	691	603	659	576	631
23歳	689	665	580	634	554
24歳	607	661	638	557	608
25歳	606	607	661	638	557
26歳	599	614	615	670	646
27歳	593	605	620	621	677
28歳	548	588	600	615	616
29歳	522	546	586	598	613

(高津・緑が丘地区)

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	520	523	528	537	546
1歳	526	561	564	569	579
2歳	570	554	591	594	599
3歳	625	579	563	600	604
4歳	553	638	591	575	612
5歳	600	564	651	603	587
6歳	663	605	568	656	608
7歳	549	663	605	568	656
8歳	592	555	670	612	574
9歳	612	597	560	676	617
10歳	567	611	596	559	674
11歳	463	565	609	594	557
12歳	486	461	563	607	592
13歳	452	488	463	566	610
14歳	483	449	485	460	563
15歳	472	485	450	487	461
16歳	471	472	485	450	487
17歳	465	474	475	488	452
18歳	497	475	484	485	498
19歳	453	501	479	488	489
20歳	472	454	502	480	489
21歳	497	477	459	507	485
22歳	501	507	486	468	517
23歳	540	506	512	491	472
24歳	516	541	507	513	492
25歳	505	518	543	509	515
26歳	585	529	543	569	534
27歳	564	623	563	578	606
28歳	620	603	666	602	618
29歳	652	677	659	728	658

(八千代台地区)

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	235	238	241	244	248
1歳	211	242	245	248	251
2歳	261	218	249	253	256
3歳	249	267	223	255	259
4歳	278	252	270	225	258
5歳	247	282	256	274	229
6歳	279	254	290	263	281
7歳	230	284	258	295	267
8歳	283	232	286	260	298
9歳	244	284	233	287	261
10歳	300	244	283	233	286
11歳	254	299	243	282	232
12歳	279	256	302	245	284
13歳	277	281	258	304	247
14歳	264	282	286	262	309
15歳	258	267	285	289	265
16歳	266	261	270	288	292
17歳	257	270	265	274	293
18歳	293	267	281	275	285
19歳	291	308	281	296	289
20歳	281	307	325	296	312
21歳	290	294	321	340	310
22歳	327	329	334	365	386
23歳	409	334	336	341	373
24歳	420	435	355	358	363
25歳	414	432	447	365	368
26歳	415	426	444	460	375
27歳	424	427	438	457	473
28歳	457	451	454	466	486
29歳	438	465	459	462	474

(勝田台地区)

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	80	80	81	80	80
1歳	111	91	91	92	91
2歳	90	115	94	94	96
3歳	79	90	115	94	94
4歳	103	81	92	117	96
5歳	91	107	84	96	122
6歳	115	96	113	88	101
7歳	96	116	97	114	89
8歳	129	99	120	100	117
9歳	127	131	100	122	101
10歳	119	129	133	101	123
11歳	106	120	131	135	102
12歳	109	107	121	132	136
13歳	112	111	109	123	134
14歳	109	113	112	110	124
15歳	136	108	112	111	109
16歳	136	136	108	112	111
17歳	141	136	136	108	112
18歳	147	142	137	137	108
19歳	142	149	144	139	139
20歳	156	145	153	147	142
21歳	169	159	148	156	150
22歳	181	188	176	164	173
23歳	165	188	195	183	170
24歳	208	171	194	202	189
25歳	192	205	169	192	200
26歳	176	201	214	177	201
27歳	198	187	214	228	188
28歳	164	192	181	207	221
29歳	171	166	194	183	210

(5) 用語解説

	用語	解説												
■ アルファベット	P D C A サイクル	マネジメントサイクルの一つで、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Act（改善）のプロセスを順に実施し、継続的な業務改善活動を推進していくシステムのことです。最後の Act（改善）では Check（評価）の結果を次の Plan（計画）に反映することにより、システムを循環させていきます。												
■ 数字	1号認定 2号認定 3号認定	<p>確認を受けた幼稚園や保育園、認定こども園等を利用する際には、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。当該認定は、こどもの年齢や親の就労等による保育の必要性に応じて、1号から3号認定まで3つの区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定区分</th> <th>対象</th> <th>利用施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号認定</td> <td>満3歳以上で、教育を希望する子ども</td> <td>幼稚園・認定こども園</td> </tr> <tr> <td>2号認定</td> <td>満3歳以上で、保育の必要性がある子ども</td> <td>保育園・認定こども園等</td> </tr> <tr> <td>3号認定</td> <td>満3歳未満で、保育の必要性がある子ども</td> <td>保育園・認定こども園等</td> </tr> </tbody> </table>	認定区分	対象	利用施設	1号認定	満3歳以上で、教育を希望する子ども	幼稚園・認定こども園	2号認定	満3歳以上で、保育の必要性がある子ども	保育園・認定こども園等	3号認定	満3歳未満で、保育の必要性がある子ども	保育園・認定こども園等
認定区分	対象	利用施設												
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する子ども	幼稚園・認定こども園												
2号認定	満3歳以上で、保育の必要性がある子ども	保育園・認定こども園等												
3号認定	満3歳未満で、保育の必要性がある子ども	保育園・認定こども園等												
■ あ行	一時預かり事業（幼稚園型 I）	幼稚園や認定こども園の在園児を、通常の就園時間（おおむね9時～14時）の前後や長期休業中などに預かる事業です。												
	一時預かり事業（一般型）	幼稚園や保育園、認定こども園等に在籍していない0～5歳までの子どもを、保護者の事情により一時的に家庭で保育ができないとき、幼稚園や保育園、認定こども園で預かる事業です。												
■ か行	確認を受けない幼稚園（確認を受けた幼稚園）	<p>施設型給付費（国・県・市がそれぞれ定められた負担割合で施設に支給する運営費）を支給する施設として、市が条例で定める基準を満たしていると確認した幼稚園を「確認を受けた幼稚園」と言い、令和6年4月現在で八千代市には3園あります。</p> <p>また、施設型給付費を受けずに千葉県私学助成（財政支援）を受けて運営する幼稚園を「確認を受けない幼稚園」と言います。</p>												
	確保方策	<p>教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要量）に対応する必要な定員数などの供給量です。</p> <p>また、各年度の時点は、「教育・保育施設等の整備事業」及び「時間外保育事業」、「放課後児童健全育成事業」が年度当初となり、その他の事業が、年度末までとなります。</p>												
	企業主導型保育事業	平成28年度に内閣府によって創設され、企業が従業員の子どもの保育のために設置する保育施設で、八千代市には、令和6年9月現在で8施設があります。企業が単独または複数の企業と共同で設置する形態や、保育事業者に委託して運営する形態があり、国の助成を受けて運営され、施設の中には、従業員の子どものみだけでなく、地域の子どもの受け入れる施設もあります。												

	用語	解説
	基本指針	子ども・子育て支援法第 60 条の規定により、国が定める子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針です。主な内容は、子ども・子育て支援の意義、地方自治体の事業計画の作成指針等に関する事項です。
	教育・保育施設	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所をいいます。
	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当します。
	子育て世代包括支援センター	母子保健法に基づき市が設置するもので、保健師・助産師などの専門知識をもったスタッフが、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供しています。
	こどもアドボカシー	大人や社会に対して声を上げにくかったり、声が拾われにくかったりするこどもの権利を守るため、(支援者が) 意見表明をサポートすること等を指します。
	子ども家庭総合支援拠点	18 歳未満のお子さんとその家庭(妊産婦も含みます)を対象に、子育てをする中での様々な悩みや困りごと、児童虐待について、専門の相談員が相談・対応します。お子さんと保護者が安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制をとり、それぞれの家庭にあったサポートを行います。
	こども基本法	こども施策を社会全体で総合的に推進していくための包括的な法律です。
	子ども・子育て支援法	平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」の一つで、全てのこどもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として定められた法律です。子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化した新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るものです。
	こどもの最善の利益	児童の権利に関する条約で定められている原則の一つ。こどもに関することが行われるときは、そのこどもにとって、最も良いことが第一に考慮されるべきである、という考え方のことです。
	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもが権利利益を害され、社会から孤立することのないようにするための対策を総合的に推進することを目的とする法律です。
	子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、施策の基本となる事項等を定めること等により、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とする法律です。
■ さ 行	次世代育成支援対策推進法	平成 15 年 7 月に成立し、急速に進む少子化の流れを食い止め、子どもが健康に生まれ育つ環境を整備することを目的に、仕事と子育てを両立できる環境の整備や地方公共団体等の行動計画の策定を定めた法律です。(令和 6 年 5 月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法(次世代法)が改正され、有効期限が令和 17 年 3 月 31 日までに再延長)

	用語	解説								
	実費徴収	教育・保育を提供する標準的な費用として、国が定める公定価格から算定した施設型給付費等（運営費）で賄うことができない費用（給食費や制服、園外活動等の費用）について、保育園等の事業者が、保護者の同意を得た上で、直接実費で徴収する費用です。								
	児童発達支援	障害のある子どもを児童発達支援センター等に通所させ、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。								
■ た 行	待機児童数	認可保育所等の利用申込みをしたが、入所できていない児童のうち、「他に利用可能な保育所等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望して入所できていない児童」など、国の定義に基づき、待機児童数に含めないこととされている児童を除いた数が、「待機児童数」となります。 なお、学童保育事業の待機児童数は、入所申請をした児童のうち、入所できていない児童の数を、「待機児童数」としています。								
	地域型保育事業	少人数の単位で、主に満3歳未満の保育を必要とする子どもを預かる市町村認可事業の総称で、次の類型があります。 <事業類型> <table border="1" data-bbox="592 898 1417 1263"> <tr> <td>家庭的保育</td> <td>家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。</td> </tr> <tr> <td>小規模保育</td> <td>少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育</td> <td>障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育</td> <td>企業が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。</td> </tr> </table>	家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。	小規模保育	少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。	居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。	事業所内保育	企業が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
	家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。								
	小規模保育	少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。								
	居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。								
	事業所内保育	企業が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。								
	地域子育て支援センター	主に地域子育て支援拠点事業を実施する施設で、妊娠から出産、子育てまで一貫した子育て支援事業を実施する拠点施設として、市内の3つの公立保育園と2か所の子ども支援センターすてっぷ21を位置付けています。								
	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条で規定する利用者支援事業や一時預かり事業などの19の事業です。子ども・子育て支援事業計画において、それぞれの事業の量の見込みと確保方策を定めます。								
特定教育・保育施設	施設型給付費（国・県・市がそれぞれ定められた割合で施設に支給する運営費）を支給する施設として、市が条例で定める基準を満たしていると確認した教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）です。									
特定地域型保育事業	地域型保育給付費（国・県・市がそれぞれ定められた割合で施設に支給する運営費）を支給する施設として、市が条例で定める基準を満たしていると確認した地域型保育事業です。									
特別支援教育	平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、特別支援学校のみならず、全ての学校において、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。									

	用語	解説								
■ な 行	認定こども園	幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に提供する施設で、地域の子育て支援も行います。保護者の就労等により保育を必要とする0～5歳のこどもと、保育を必要としない3～5歳のこどもを預かります。								
■ は 行	放課後子ども教室	放課後に学校の余裕教室、体育館、校庭等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の文化・スポーツ団体等の御協力を得て、様々な学習・体験活動や地域の方々との交流活動を実施することを目的とする事業です。								
■ や 行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことをさします。								
	幼稚園の預かり保育	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）と同様に、幼稚園の在園児を、通常の就園時間の前後等に預かる事業ですが、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）は市からの補助金で運営されているのに対し、幼稚園の預かり保育は、千葉県の私学助成（財政支援）を活用し運用されている事業になります。								
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童（虐待を受けた子ども等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。								
■ ら 行	利用者支援事業（基本型、地域子育て相談機関、特定型、こども家庭センター型）	子育て家庭及び妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健医療等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談や情報提供、助言等の必要な支援を行う事業です。								
		<table border="1"> <tr> <td>基本型 (基本Ⅰ型、基本Ⅱ型)</td> <td>地域子育て支援拠点などの身近な場所で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行うほか、利用者が必要な支援につながるよう関係機関との連絡調整等を行います。</td> </tr> <tr> <td>地域子育て相談機関 (基本Ⅲ型)</td> <td>相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行うことで、子育て家庭との接点を増やし、こどもの状況把握の機会を増やします。 また、こども家庭センターを補完する役割を担います。</td> </tr> <tr> <td>特定型</td> <td>「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受ける等の実施要件を満たし、主として市の窓口で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>こども家庭センター型</td> <td>従来「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施します。</td> </tr> </table>	基本型 (基本Ⅰ型、基本Ⅱ型)	地域子育て支援拠点などの身近な場所で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行うほか、利用者が必要な支援につながるよう関係機関との連絡調整等を行います。	地域子育て相談機関 (基本Ⅲ型)	相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行うことで、子育て家庭との接点を増やし、こどもの状況把握の機会を増やします。 また、こども家庭センターを補完する役割を担います。	特定型	「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受ける等の実施要件を満たし、主として市の窓口で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行います。	こども家庭センター型	従来「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施します。
		基本型 (基本Ⅰ型、基本Ⅱ型)	地域子育て支援拠点などの身近な場所で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行うほか、利用者が必要な支援につながるよう関係機関との連絡調整等を行います。							
		地域子育て相談機関 (基本Ⅲ型)	相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行うことで、子育て家庭との接点を増やし、こどもの状況把握の機会を増やします。 また、こども家庭センターを補完する役割を担います。							
	特定型	「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受ける等の実施要件を満たし、主として市の窓口で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行います。								
こども家庭センター型	従来「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施します。									
量の見込み	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関して、ニーズ調査や実績値などから推計した今後見込まれる利用者数やサービス量などの需要量です。 また、各年度の時点は、「教育・保育施設等の整備事業」及び「時間外保育事業」、「放課後児童健全育成事業」が年度当初となり、その他の事業が、年度末までとなります。									

八千代市こども計画

発行日：令和7年3月（令和8年3月一部改訂）

発行者：八千代市子ども部子育て支援課

住 所：〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田 312-5

TEL：047-421-6751

FAX：047-482-9094